



水 俣 市

第 3 期

子ども・子育て支援事業計画



令和 7 年 3 月
水 俣 市

は じ め に

わが国における、合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産むとされるこどもの数）は令和5年に1.2となり、統計を取り始めて以降、最も低い数値となりました。本市においても、合計特殊出生率が年々減少し、令和4年には1.59となり、初めて熊本県の1.60を下回るなど、少子化が確実に進行しています。



この少子化の背景には、経済的な不安定さ、男女の仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていると言われています。その上で、少子化を単に「女性やこどもの問題」とするのではなく、経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があります。

一方で、少子化対策は、決して社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けるものであってはならず、これから生まれてくる子どもたちや今を生活している子どもたちとともに、結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められています。

このように社会状況も大きく変わる中、国においては、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」をスタートし、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、保育の量的確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を図り、こどもを産み育てやすい社会の形成に取り組んでおります。

また、令和5年4月には「こども家庭庁」が発足し、同時にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。さらに、こども施策に関する基本的な方針として、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されております。

本市においても、これまで第1期及び第2期水俣市子ども・子育て支援事業計画に基づき子ども・子育て施策を展開してまいりましたが、今般の国等の動向、社会状況を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向け、誰もが安心して産み育てられ、未来を担う子どもたちが地域で生まれ、幸せに成長できるまちを目指し、子どもたちの意見も踏まえ、本計画を策定いたしました。今後、私を本部長とする「水俣市こども子育て支援推進本部」を中心に、全庁一体となって取り組んでまいります。

しかしながら、本計画の推進に当たっては、私たち行政のみならず、社会全体で取り組んでいくことが不可欠です。市民の皆様におかれましても、ともに取組を進めていただきますよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、丁寧な御審議をいただきました子ども・子育て会議委員の皆様、貴重なご意見をいただきました子どもたちをはじめとする市民の皆様に心から感謝申し上げ、冒頭のご挨拶といたします。

令和7年3月

水俣市長 高岡 利治

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画策定の基本的な考え方と計画の位置づけ	2
(1)国のこども大綱と市町村こども計画について	2
(2)計画策定に向けた基本的な考え方	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
(1)子ども・子育て会議の設置等	3
(2)アンケート調査の実施	3
(3)国・県との連携	4
(4)パブリック・コメントの実施	4
5 計画の進行管理及び点検	4
第2章 水俣市の現状	5
1 人口の動向	5
(1)人口ピラミッド	5
(2)年齢3区分人口の推移	6
2 合計特殊出生率の推移	7
3 女性の年齢階層別労働力率	8
4 未婚率の推移	8
第3章 前期計画の取組の状況	9
第4章 計画の基本的な方向性	13
1 計画の基本理念	13
2 計画の基本方針・基本目標	14
3 基本目標ごとの主要施策	17
4 計画の目標	18
第5章 こども施策に関する基本目標	19
基本目標1 ライフステージに応じた支援の充実	19
(1) ライフステージごとの支援	19
①誕生前から幼児期までの支援	19
②学童期・思春期の支援	22
③青年期の支援	28
(2)切れ目のない支援	31

①多様な体験や活躍ができる機会づくり	31
②切れ目のない保健・医療の提供	34
③こどもを犯罪等から守る取組の推進	36
基本目標 2 支援が必要なこども等への支援の充実	38
①支援が必要なこども等への取組の推進	38
基本目標 3 安心して子育てができる地域社会づくりの推進	43
①子育てや教育に関する経済的負担の軽減	43
②地域子育て支援、家庭教育支援の推進	44
③仕事と子育てを地域全体で支援する社会づくり	45
第 6 章 施策推進のための取組	48
1 こども・若者の意見の反映	48
(1)社会参画や意見表明の機会の充実	48
(2)多様な意見を施策に反映させる工夫	49
(3)地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点との連携強化	49
2 施策の共通の基盤づくり	49
(1)「こどもまんなか」の実現に向けたエビデンスの活用	49
(2)こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成	50
(3)地域における包括的な支援体制の構築・強化	50
(4)子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信	51
(5)こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成	51
3 施策の推進体制づくり	52
(1)熊本県及び本市における施策の推進体制と取組	52
(2)市、子育て当事者、教育・保育等を行う者、県(市)民及び事業者の役割	52
第 7 章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込み	54
1 教育・保育提供区域の設定	54
2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保	54
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保	57
資料編	71
1 熊本県子ども輝き条例	71
2 アンケート調査結果の概要	73
(1)子ども・子育てアンケートの概要	73
(2)小中学生アンケートの概要	91
3 水俣市 施設等一覧	94
4 水俣市こども家庭センター	95
5 水俣市子ども・子育て会議委員名簿	96

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の合計特殊出生率は、令和5年で1.20となっており、過去最低を更新しています。出生数についても、令和5年で72万7,277人となり、過去最少だった前年から更に4万人以上減少して8年連続の減少となることなどから、今後も少子化と人口減少がますます進行することが予想されています。また、児童虐待相談や不登校の件数が毎年過去最多を更新するなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍も少なからず影響を与えたと思われます。

このような状況の中、国においては、こどもの視点に立った政策推進の司令塔として令和5年4月1日に「こども家庭庁」を創設し、同日施行の「こども基本法（令和4年法律第77号）」に基づき、令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定しました。こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及び「こどもの権利条約」の精神に則った6つの基本方針を柱としており、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本市においても、平成27年3月に水俣市子ども・子育て支援事業計画、令和2年3月に第2期水俣市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、更なる子ども・子育て支援施策を推進しています。

第2期計画については、計画期間が令和6年度までとなっていることから、国の動向に加え、本市の子育ての現状や子育て支援に対するニーズ等を把握するためのニーズ調査（令和5年度実施）の結果を基に教育・保育及び各種事業の量の見込みの算出及び確保策の検討を行うなど本市の実情を踏まえた第3期水俣市子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。



2 計画策定の基本的な考え方と計画の位置づけ

(1)国のこども大綱と市町村こども計画について

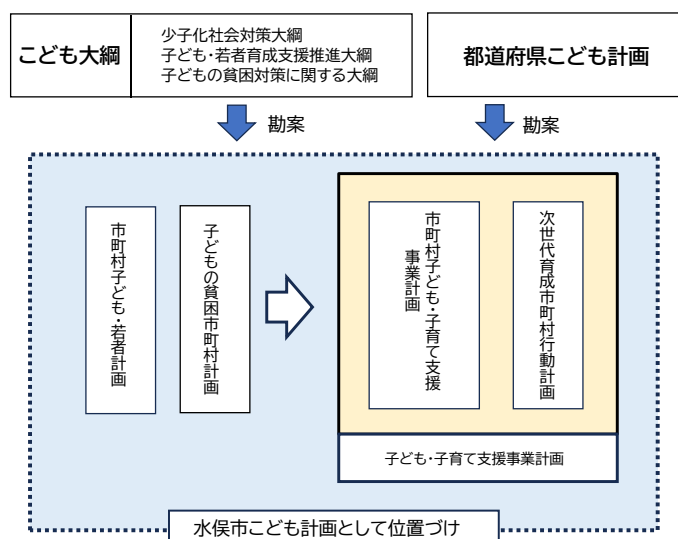
令和5年4月1日にこども家庭庁が設立され、同日にこども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策¹を総合的に推進することを目的としています。

また、こども基本法第5条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第10条では、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられています。

(2)計画策定に向けた基本的な考え方

本市としては、子ども・子育て支援事業計画策定の中で、結婚・妊娠・出産から高校卒業時までの子育て支援等や、こどもの貧困対策に関する視点、こども大綱の視点について勘案し、策定することとします。

これらを踏まえ、第3期水俣市子ども・子育て支援事業計画は、こども大綱の柱や基本的な施策の項目を意識した構成として策定し、こども計画として位置付けます。



¹ こども施策：「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなり、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策を含むもの

また、水俣市総合計画を上位計画とし、水俣市まち・ひと・しごと・創生総合戦略、水俣市地域福祉計画等の個別計画及び水俣市教育大綱等との整合を図ります。

＜その他関連計画＞

- ・いきいきみなまたヘルスプラン（水俣市健康増進計画・食育推進計画）
- ・みなまた生きる支援推進プラン（水俣市自殺対策計画）
- ・水俣市障がい児福祉計画
- ・水俣市教育振興基本計画
- ・水俣市男女共同参画計画

3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。

4 計画の策定体制

(1)子ども・子育て会議の設置等

子ども・子育て支援法第77条に基づく地方版子ども・子育て会議を設置するなど、地域住民や関係機関の意見を幅広く聞き取り、計画の内容に反映させています。

(2)アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたって、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、計画策定の基礎資料とするために、以下の2つのアンケート調査を実施しました。

- ① 水俣市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査（以下「子ども・子育てアンケート」という。）

調査対象：市内小学校就学前児童の保護者

調査時期：令和6年2月

- ② こども未来アンケート（以下「小中学生アンケート」という。）

調査対象：市内小学5年生・中学2年生

調査時期：令和6年9月

なお、都市計画マスタープラン改定に伴う高校生アンケート（令和5年6月）や、市内中高生を対象とした「みなまた未来ラボ（こども議会）」の意見なども策定の基礎資料とします。

(3)国・県との連携

2 (2) に記載のとおり、計画の見直しにあたっては、国や県の示す考え方や方向性等との整合を確保しながら策定しています。

(4)パブリック・コメントの実施

計画案を広く公表し意見を求めるパブリック・コメントを実施し、市民から寄せられた意見を計画に反映し計画を策定しています。

5 計画の進行管理及び点検

定期的に計画に基づく事業等の結果を評価し、子ども・子育て会議等での検討を経て、計画の見直しや修正、内容の追加を行います。

評価については、水俣市総合計画、水俣市地域福祉計画や水俣市教育振興基本計画等の個別計画、特に、第3期水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2025-2028）の評価指標（K P I）の進捗状況を確認・活用して評価することとします。



第 2 章 水俣市の現状

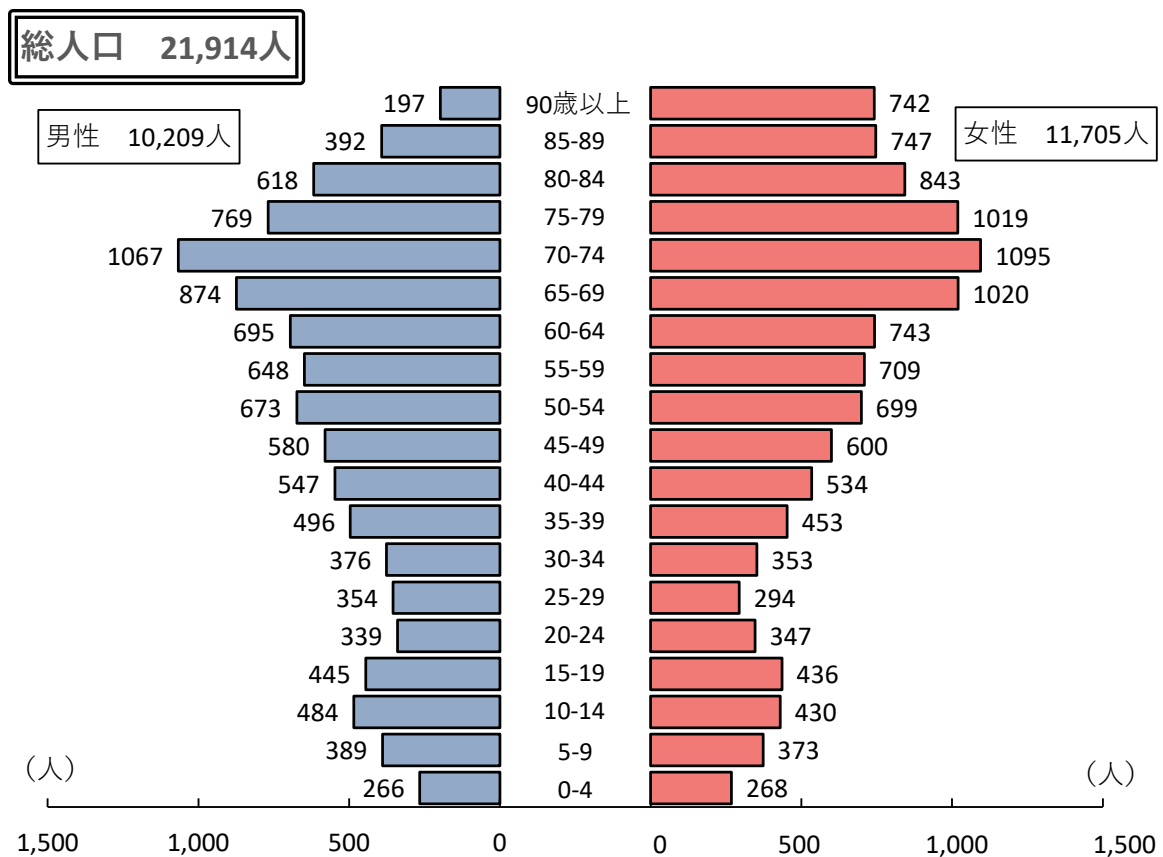
1 人口の動向

(1)人口ピラミッド

本市の令和 6 年 4 月 1 日現在の総人口は、男性 10,209 人、女性 11,705 人の計 21,914 人です。人口ピラミッドを見ると、男女とも 70～74 歳の人口が最も多く、特に 35 歳未満の若い世代の人口が少なくなっていることがわかります。

現在の 30 代に比べ、これからの婚姻適齢期を迎える 20 代の人口が少ないことから、少子化傾向の継続が懸念されます。

図表 1 人口ピラミッド



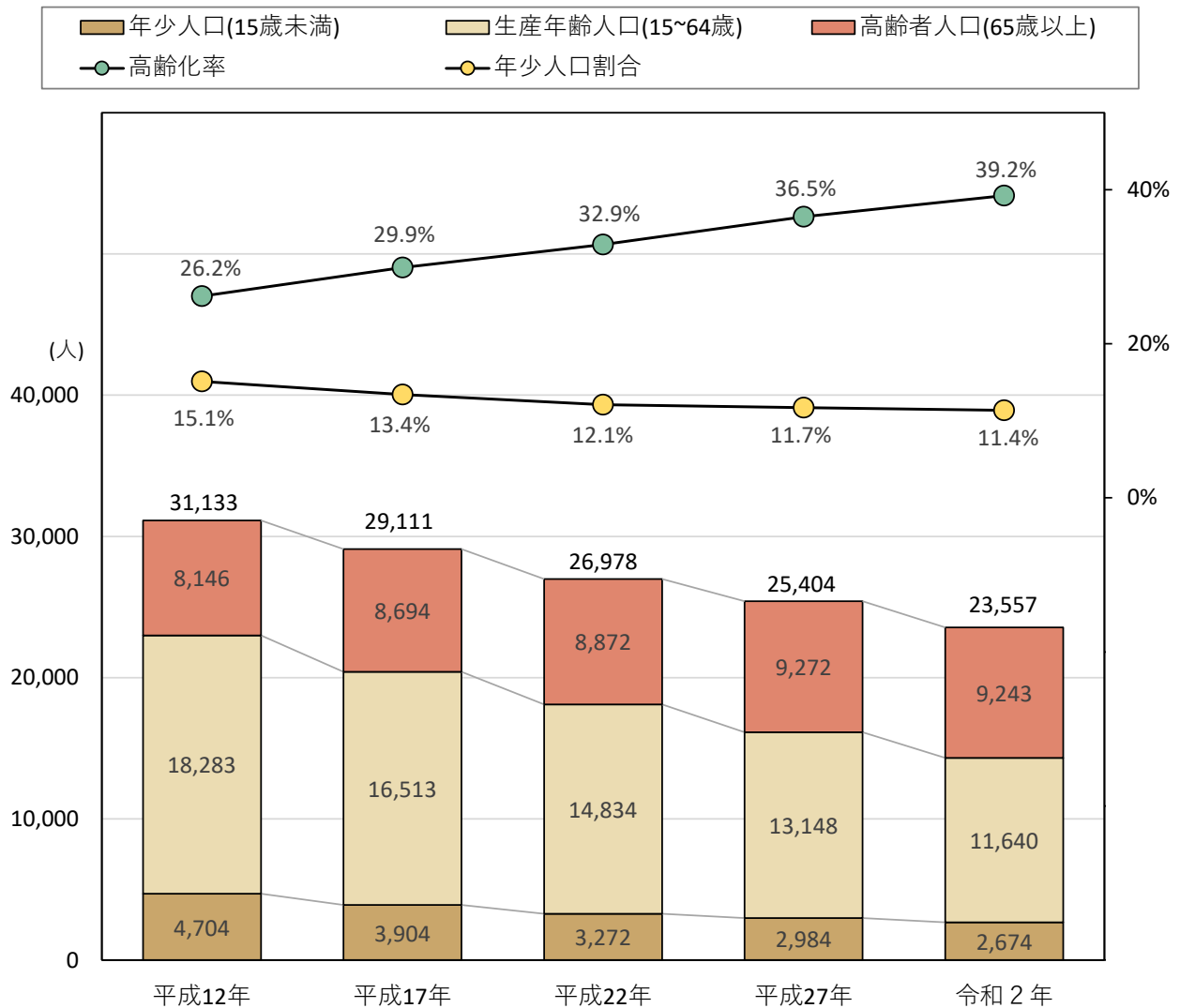
令和 6 年 4 月 1 日 (現在)

資料：住民基本台帳

(2)年齢3区分人口の推移

人口の推移をみると、全体の人口は減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が減少を続けているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けており、少子高齢化は確実に進行しています。

図表 2 年齢3区分別人口・割合の推移



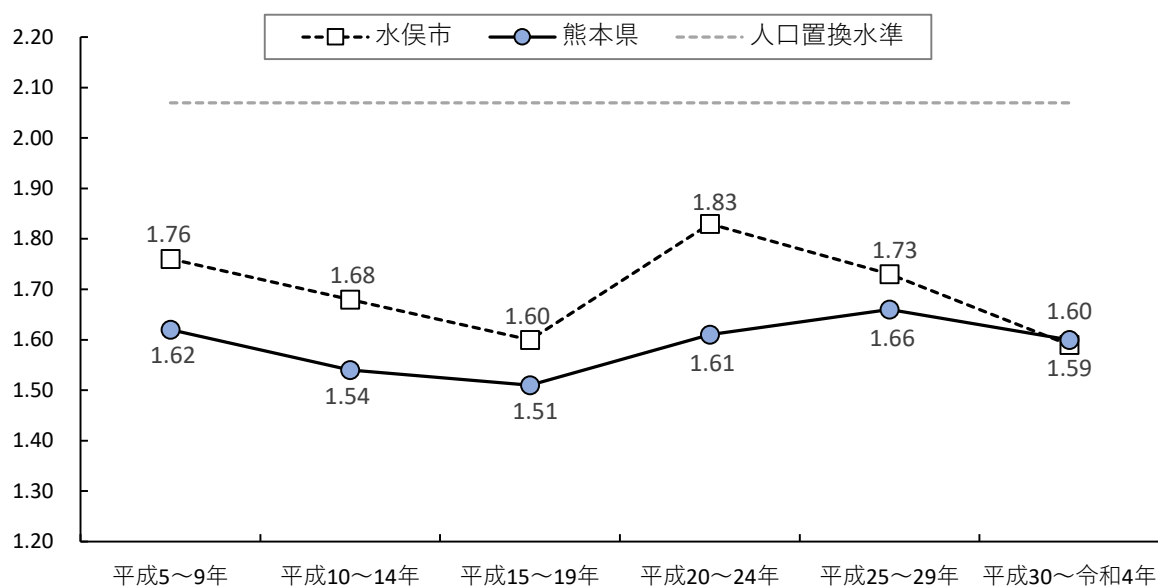
※総人口には年齢不詳を含む

資料：国勢調査

2 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、人口置換水準（人口が増加も減少もしていない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準）である 2.07 を大きく下回って推移しており、平成 5 年から平成 9 年では 1.76 であったのが、平成 15 年から平成 19 年では 1.60 まで低下しました。平成 20 年から平成 24 年では一旦増加に転じましたが、その後は再び低下を続け、平成 30 年から令和 4 年では 1.59 となっています。

図表 3 合計特殊出生率²（ベイズ推定値³）の推移



資料：人口動態保健所・市町村別統計 人口動態統計特殊報告



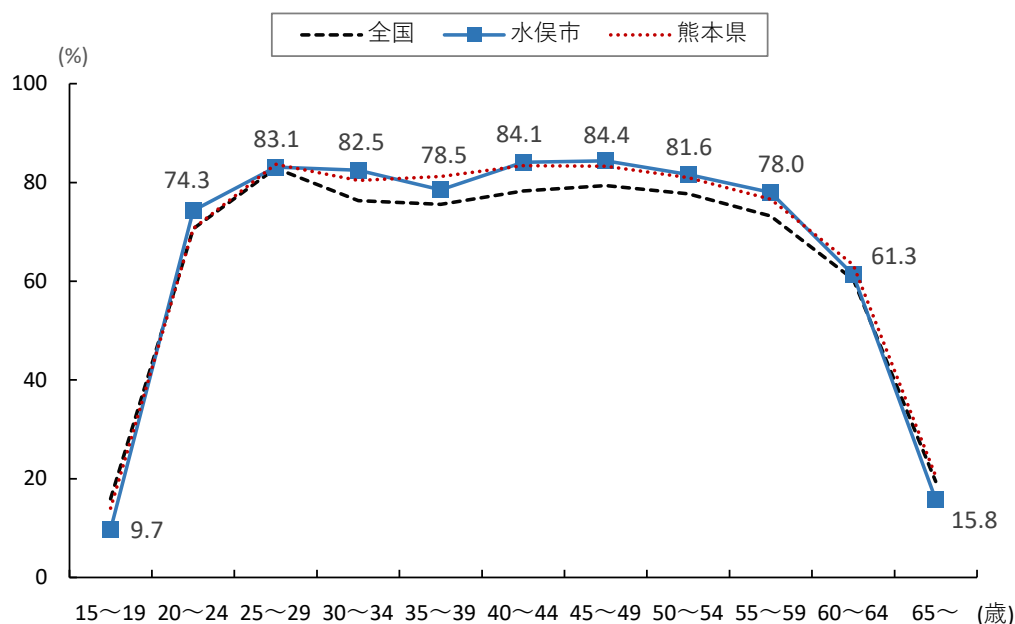
² 合計特殊出生率：1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産むこどもの数の平均を示す指標のこと

³ ベイズ推定：偶然変動を抑え、より安定性の高い指標をするために用いられる手法

3 女性の年齢階層別労働力率

本市の女性の年齢階層別労働人口（M字カーブ）をみると、全国平均では減少している30歳から34歳の労働人口割合が、本市ではほとんどその傾向にありません。しかし、35歳から39歳では減少傾向にあることがわかります。

図表 4 女性の年齢階層別労働力人口

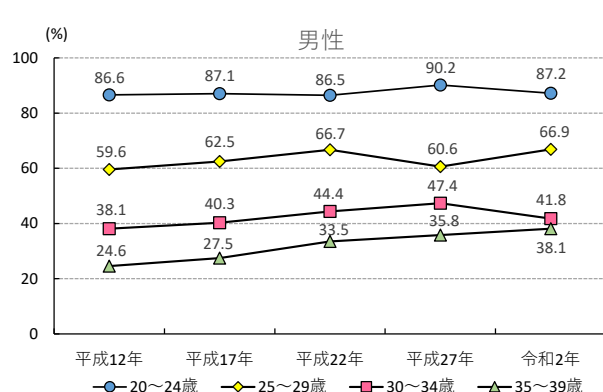


令和2年10月1日現在

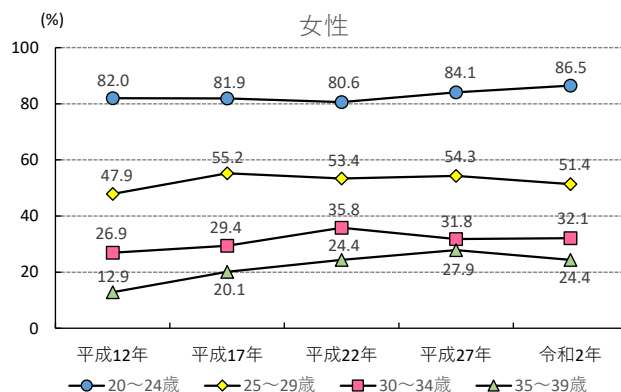
資料：国勢調査

4 未婚率の推移

20歳から39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に平成27年と令和2年を比較すると、男性の20代後半と30代後半、女性の20代前半と30代前半でそれぞれ上昇しています。30代後半の未婚率は、男性が平成12年では24.6%であったのが令和2年では38.1%、女性が平成12年では12.9%であったのが令和2年では24.4%となっています。



令和2年10月1日現在



資料：国勢調査

第 3 章 前期計画の取組の状況

第 2 期計画において、おおむね計画期間中に実施を目指すこととしていた項目についての取組の状況は以下のとおりとなっています。

基本目標1 地域における子育ての支援

(1) 孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる

取組の内容	第2期計画での取組の状況																								
子育て相談や学びの場の充実	母子保健事業としての各種相談等や、家庭児童相談室や「水俣市こどもセンター」における子育て相談等の充実を図りました。 ＜参考：令和5年度相談件数＞																								
	【母子保健（延べ件数）】（件）																								
	<table><tr><td>区分</td><td>妊婦</td><td>産婦</td><td>乳児</td><td>幼児</td><td>計</td></tr><tr><td>保健指導</td><td>95</td><td>2</td><td>194</td><td>240</td><td>531</td></tr><tr><td>訪問指導</td><td>5</td><td>8</td><td>89</td><td>17</td><td>199</td></tr><tr><td>電話相談</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>56</td></tr></table>	区分	妊婦	産婦	乳児	幼児	計	保健指導	95	2	194	240	531	訪問指導	5	8	89	17	199	電話相談					56
	区分	妊婦	産婦	乳児	幼児	計																			
	保健指導	95	2	194	240	531																			
	訪問指導	5	8	89	17	199																			
電話相談					56																				
【家庭児童相談】（件）																									
<table><tr><td>区分</td><td>新規</td><td>継続</td><td>計</td></tr><tr><td>相談実件数</td><td>50</td><td>54</td><td>104</td></tr></table>	区分	新規	継続	計	相談実件数	50	54	104																	
区分	新規	継続	計																						
相談実件数	50	54	104																						
親子交流事業の充実、親子で集い楽しめる機会や場の増加	水俣市こどもセンターにおいて、コロナ禍の中、感染症対策を図りながら、各事業の充実に努めました。 ＜実施事業と利用者数＞																								
	<table><tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="2">利用者数（延べ）</td></tr><tr><td>令和4年</td><td>令和5年</td></tr><tr><td>地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）</td><td>2,706人</td><td>2,169人</td></tr><tr><td>児童館事業</td><td>2,053人</td><td>2,166人</td></tr><tr><td>多世代交流拠点事業</td><td>360人</td><td>278人</td></tr></table>	区分	利用者数（延べ）		令和4年	令和5年	地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）	2,706人	2,169人	児童館事業	2,053人	2,166人	多世代交流拠点事業	360人	278人										
	区分		利用者数（延べ）																						
		令和4年	令和5年																						
	地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）	2,706人	2,169人																						
児童館事業	2,053人	2,166人																							
多世代交流拠点事業	360人	278人																							
子育て情報を手軽に得られる提供方法の検討	市ホームページをはじめ、市公式LINEや母子手帳アプリ「母子モ」等を活用し、子育てに関する情報提供に努めました。																								
思春期保健に携わるスタッフの育成、相談体制の充実化	研修等によりスタッフの資質向上と専門職の人員確保に努め、健康相談・電話相談等相談体制の充実に努めました。																								

(2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくる

取組の内容	第2期計画での取組の状況
子どもの健全な育成	小中学校において性教育を実施しているほか、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）配置やスクールカウンセラー（ＳＣ）の活用、子ども自立支援教室（教育支援センター）において不登校の子どもへの支援を実施しました。
子育てを地域全体で支える仕組みづくり、子育て世代の経済的負担の軽減	子育て関係機関との連携強化に努めているほか、子ども医療費や保育料・副食費（おかず代）、学校給食費の負担軽減に努めています。子ども・子育てアンケートでは、教育費の負担軽減を求める声が大きく、更なる検討が必要です。 ＜実施内容＞ ・18歳までの子ども医療費無償化 ・保育料の設定軽減（国基準より低い設定） ・保育所・認定こども園の副食費の一部助成（第3子） ・学校給食費の一部助成（月1千円） ・インフルエンザ予防接種（任意）の助成（高校生まで）
子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の設置による支援体制の構築、専門的な人材の確保	子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を設置し、令和6年4月には、両センターを一体化したこども家庭センターを設置して、相談支援体制の強化を図りました。

基本目標2 子どもと親の健康づくり

(1) 子どもと親の心身の健康を確保する

取組の内容	第2期計画での取組の状況
疾病の早期発見、適切な対応に繋がる支援	妊婦健診や保健センターで定期的実施する乳幼児健診、新生児聴覚検査費助成事業等を通じて、必要な対応に努めました。 また、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と、経済的支援（出産子育て応援交付金：妊娠・出産時各5万円）の一体的実施等を通じて、情報提供等の対応に努めました。 なお、その他必要な情報は、市ホームページや市報、市公式LINE及び母子手帳アプリ「母子モ」等を活用し、情報提供に努めました。
保護者の心身の健康状態に応じた適切な対応	
妊娠期の喫煙・飲酒等がもたらす悪影響についての啓発	
妊娠中の出産後の生活に向けた情報提供	
適切な予防接種に繋がる理解の普及	
かかりつけ医の啓発	

(2) 子どもの心身の成長のための教育環境をつくる

取組の内容	第2期計画での取組の状況
保育施設や教育機関、地域との連携	保育所、認定こども園、小学校との連携会議等を通じて連携を深めました。
生きる力を備えた児童・生徒の育成、学ぶ意欲の向上	「郷土の明日をつくる、心豊かな人づくり」を水俣市教育大綱の基本理念とし、知・徳・体を育む学校教育の推進に努めました。
食育の充実	水俣市食育推進計画を推進し、こども（乳幼児期・学齢期）の食育推進を図りました。
喫煙、飲酒等の危険性の啓発 インターネットの適切利用、フィルタリングの普及	小中学校において、啓発・指導を行いました。
放課後の居場所の提供、交流活動等の充実	
	学童クラブの拡充（民間委託1か所）を図りましたが、待機児童が発生しており、引き続き検討が必要です。また、地域の資源を活かし多様な居場所づくりを進める必要があります。

基本目標3 仕事と子育てを支える地域社会づくり

(1) 仕事と生活のバランスのとれた子育て環境をつくる

取組の内容	第2期計画での取組の状況
情報提供等妊娠・出産等への切れ目のない支援推進	乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と、経済的支援（出産子育て応援交付金：妊娠・出産時各5万円）の一体的実施等を通じて、情報提供等の対応に努めました。 また、保護者の病気時や育児疲れの解消を目的とした一時預かりや子育て短期支援事業（ショートステイ等）を実施しました。
保護者に寄り添った一時預かり等の実施	

(2) 安心して子育てできる安全なまちをつくる

取組の内容	第2期計画での取組の状況
幼児期から交通安全教育の実施	小学校における通学時の交通指導や安全教室の実施、春秋の交通安全運動を通じて交通安全意識の向上を図りました。
警察や学校等の地域安全組織との連携強化	地域安全組織（防犯協会など）等を通じて各機関・団体が連携し、防犯対策に努めました。
安全な通学路確保のための整備や通学指導	水俣市通学路等安全推進会議（行政・学校・警察等で構成）において合同点検等を実施し、必要な対策を講じました。

基本目標4 支援の必要な児童等への取組の推進

(1) 支援を要する子どもをみんなで支える

取組の内容	第2期計画での取組の状況
発達に課題のある子どもの早期発見や適切な支援に繋げる体制整備	保健センターで乳幼児健診や乳幼児発達相談等を実施するなど、必要な体制整備に努めました。
特別支援教育の充実（支援員の配置）、教育的ニーズの把握、適切な指導、必要な支援の実施（専門家・専門機関の活用・連携の検討）	特別支援教育支援員の適正配置に努め、SSWやSCの活用と連携に努めました。 ＜人員＞ ・特別支援教育支援員：28名 ・市SSW：4名 ※令和6年1月時点
適正な就学に関する保護者への情報提供と相談の実施	教育支援相談会等を通じて、保護者の相談を踏まえ、関係機関と連携した対応に努めました。
子どもの発達に関する保護者への相談・指導、関係機関との連携による早期発見・早期療育	保健師による家庭訪問や乳幼児発達相談、巡回支援専門員による巡回を通じて、保護者の相談を踏まえ、関係機関と連携した対応に努めました。
障がいのある子どもの活動の場の確保、家族の就労支援や介護の負担軽減	保育所等における障がい児受入を促進するため、各園の人的配置に対する助成を行ったほか、障がい児通所サービスの実施、特別児童手当の支給等による家族等の支援に努めました。
保育所・認定こども園との連携による医療的ケア児の受け入れ態勢の整備	令和5年は3人、令和6年は2人の医療的ケア児について、認定こども園と連携して受け入れ態勢を整えました。

(2) 支援を要する家庭をみんなで支える

取組の内容	第2期計画での取組の状況
悩みや問題を抱えた家庭が相談しやすい雰囲気づくり、育児の不安軽減、児童虐待の予防啓発及び早期発見	水俣市こどもセンターについては、身近な相談窓口として、また、育児の不安軽減等を図る交流の場として各種事業を実施しています。また、令和6年4月にこども家庭センターを設置し、更なる相談支援体制の充実に努めています。複雑化する相談に対応するため、専門職の配置など更なる機能強化が求められます。
療養に支援が必要な家庭の状況の把握と支援	保育所等や学校等と連携に努めています。
関係機関の連携による児童虐待を受けた子どもへのきめ細やかな支援	こども家庭センターを中心に、関係機関が連携した支援体制の構築に努めました。
ひとり親世帯への相談体制の充実、情報提供	水俣市よりそいサポートセンター等の相談体制を充実させ、必要な情報提供に努めました。
関係機関との連携による子どもや家庭に関する相談への対応	令和6年4月にこども家庭センターを設置し、更なる相談支援体制の充実に図りました。複雑化する相談に対応するため、専門職の配置など更なる機能強化が求められています。
児童虐待防止法等に関する情報提供・啓発	市報やその他広報媒体を活用し、周知啓発に努めました。

第4章 計画の基本的な方向性

1 計画の基本理念

全てのこどもたちは次代を担うかけがえのない宝です。本市の全てのこどもたちが、家庭や地域の愛情に包まれながら、のびのびと学び、安心して夢と希望を育みながら健やかに成長し、地域社会の一員としてしっかりと育ち幸せに暮らしていくことは、私たち市民全ての願いです。

置かれた環境に関わらず、等しくこどもたちが学び、成長することができるよう、社会全体がその役割と責任を自覚し、全てのこどもたちの健やかな成長や学びに対する支援、そして、それを支える子育て環境の充実をより一層図っていく必要があります。本計画においても、地域が一体となってみんなで子育てを応援し、親子がいきいきするような子育て支援の環境づくりを実現させる第1期計画からの考え方を継続していくとともに、未来を担う人材を地域で育み、持続可能なまちづくりにつなげていく取組を更に推進していくため、「誰もが安心して産み育てられ 未来を担うこどもたちが地域で育まれ 幸せに成長できるまち みなまた」を本計画からの新たな基本理念として定めます。

基本理念

**誰もが安心して産み育てられ
未来を担うこどもたちが地域で育まれ
幸せに成長できるまち みなまた**

2 計画の基本方針・基本目標

本計画の基本理念に基づき、こどもと子育てを取り巻く課題を、行政のみならず、地域全体で解決していきます。

本計画では、国がこども大綱等で示す子ども・子育て支援についての方針や、熊本県の「こどもまんなか熊本・実現計画」の方向性を勘案して、以下の3つの基本方針と、3つの基本目標を掲げて施策の展開を図っていきます。

基本方針

- 全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるまちづくり
- 家庭や子育てに幸せ、喜びを実感できる環境づくり
- 地域全体でこども・若者を支え、育てる気運の醸成

<参考>

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に
幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング⁴）で生活を送ることができる社会である。

本計画で示すライフステージごとの目安の年齢（年代）は以下のとおりです。

幼児期：義務教育年齢に達するまで
学童期：小学生年代
思春期：中学生年代からおおむね18歳まで
青年期：おおむね18歳以降からおおむね30歳未満（施策によりポスト青年期を含む）

⁴ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的にもよい状態のこと

基本目標と概要

基本目標 1 ライフステージに応じた支援の充実

(1) ライフステージごとの支援

子ども・子育てに関する施策を進めるにあたっては、誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期とそれぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。本計画では、それぞれのライフステージにおいて起こりうる課題とその背景に目を向け、きめ細やかな支援の充実に取り組みます。

(2) 切れ目のない支援

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで継続することが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。本計画では、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目のない支援を実現することを目指し、全てのライフステージに共通する各施策に取り組みます。

また、こども・若者の自殺対策及び犯罪等からこども・若者を守る取組についても一層の推進を図ります。

基本目標2 支援が必要なこども等への支援の充実

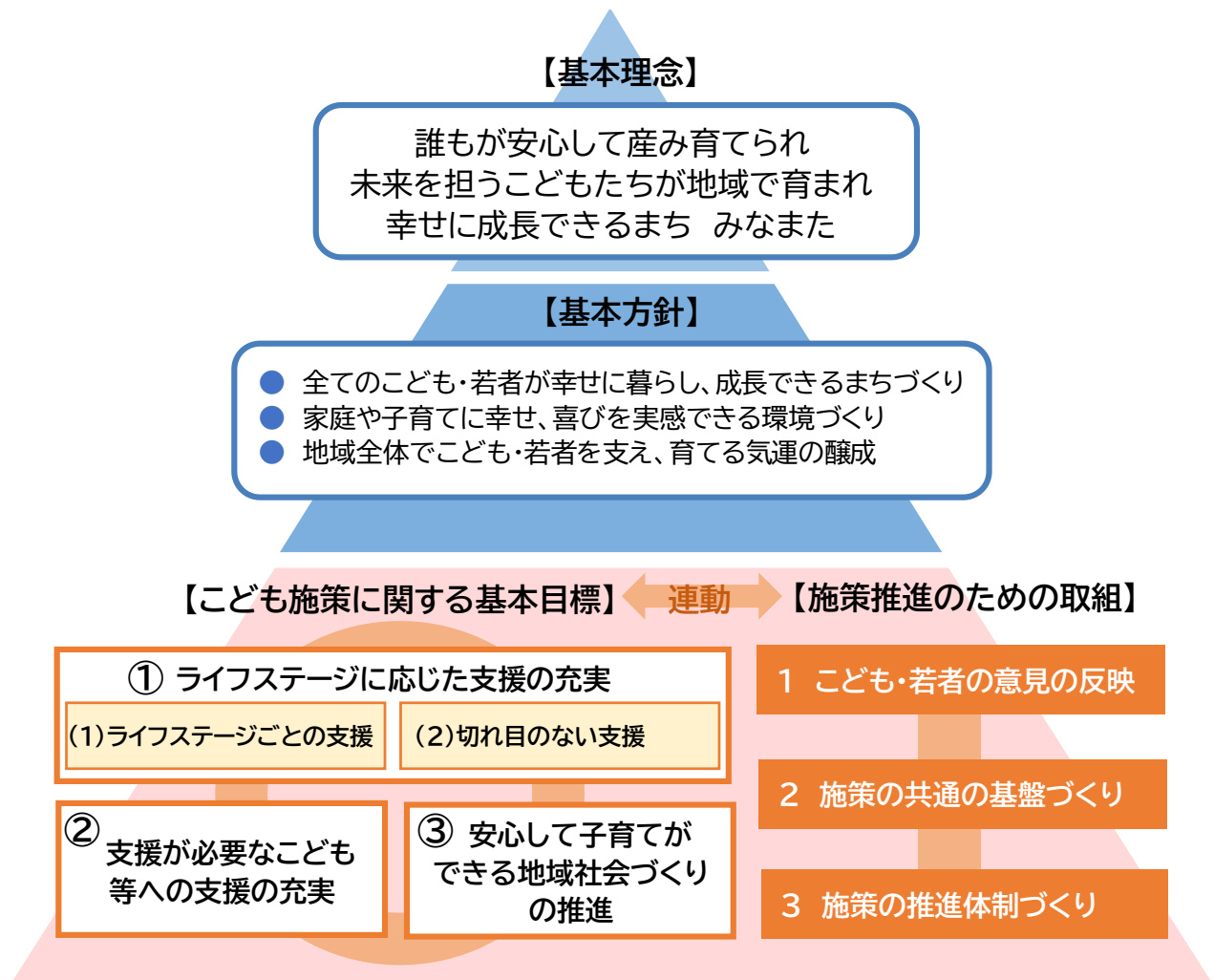
障がい児・医療的ケア児等への支援やこどもの貧困対策の取組を推進するとともに、児童虐待防止対策の強化やヤングケアラー⁵への支援を含めた社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援の充実を図ります。

基本目標3 安心して子育てができる地域社会づくりの推進

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、家庭や子育てに幸せを感じられることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。本計画では、子育て当事者への様々な支援の充実を図り、全体で支援する地域社会づくりの推進に取り組みます。

⁵ ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるおおむね 30 歳未満のこども・若者（状況等に応じ、40 歳未満を含む）

計画の体系



3 基本目標ごとの主要施策

基本目標

1

ライフステージに応じた支援の充実

(1) ライフステージごとの支援

主要施策

- ① 誕生前から幼児期までの支援
- ② 学童期・思春期の支援
- ③ 青年期の支援

(2) 切れ目のない支援

主要施策

- ① 多様な体験や活躍ができる機会づくり
- ② 切れ目のない保健・医療の提供
- ③ こどもを犯罪等から守る取組の推進

基本目標

2

支援が必要なこども等への支援の充実

主要施策

- ① 支援が必要なこども等への取組の推進

基本目標

3

安心して子育てができる地域社会づくりの推進

主要施策

- ① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ② 地域子育て支援、家庭教育支援の推進
- ③ 仕事と子育てを地域全体で支援する社会づくり

4 計画の目標

本計画の基本理念及び「こどもまんなか社会」の実現に向けた本計画の目標を次のように設定します。

項目	現状(2024)	目標(2029)	出典等
「いま、自分が幸せ」と思う児童生徒の割合	小学生 89.2% 中学生 88.3%	小中学生 90%	小中学生アンケート
悩みや困ったことを相談できる人や場所があると答える児童生徒・保護者の割合	小学生 88.6% 中学生 76.6% 保護者 95.8%	小学生 90% 中学生 80% 保護者 98%	小中学生アンケート 子ども・子育てアンケート
こどもの意見が、水俣のまちづくりに活かされていると思う児童生徒の割合	中学生 50%	中学生 70%	小中学生アンケート
ほっとできる場所や安心できる場所があると答える児童生徒の割合	小学生 94.9% 中学生 93.6%	小中学生 95%	小中学生アンケート
子育てしやすい環境だと感じる市民の割合※	20.7% (2021)	50%	市民アンケート調査

※県の目標「子育てができる・したいと思える環境が整っている県民の割合：55%」



第 5 章 こども施策に関する基本目標

★ こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有について

令和 5 年 4 月、こども家庭庁の創設と併せ、全てのこどもと若者が幸せな生活を送ることができる社会を目指すこども基本法が施行されました。このこども基本法に基づき、令和 5 年 12 月に閣議決定されたこども大綱では、こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、こども・若者と共に進めていくこと、といったこども施策に関する基本的な方針を掲げ、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有していくことを重要事項としています。

本市においても、全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知します。また、こどもの教育、養育の場において、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

基本目標 1 ライフステージに応じた支援の充実

(1) ライフステージごとの支援



① 誕生前から幼児期までの支援

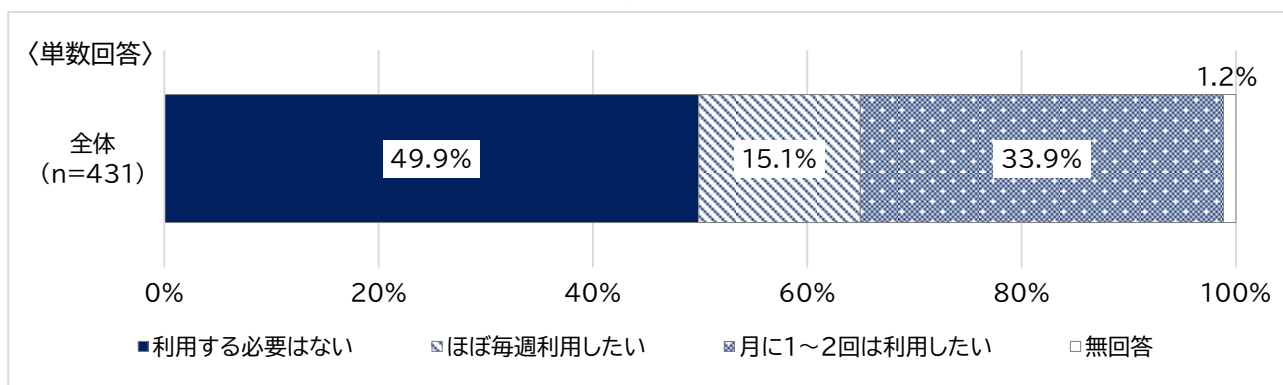
【現状と課題】

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育て⁶」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、等しく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

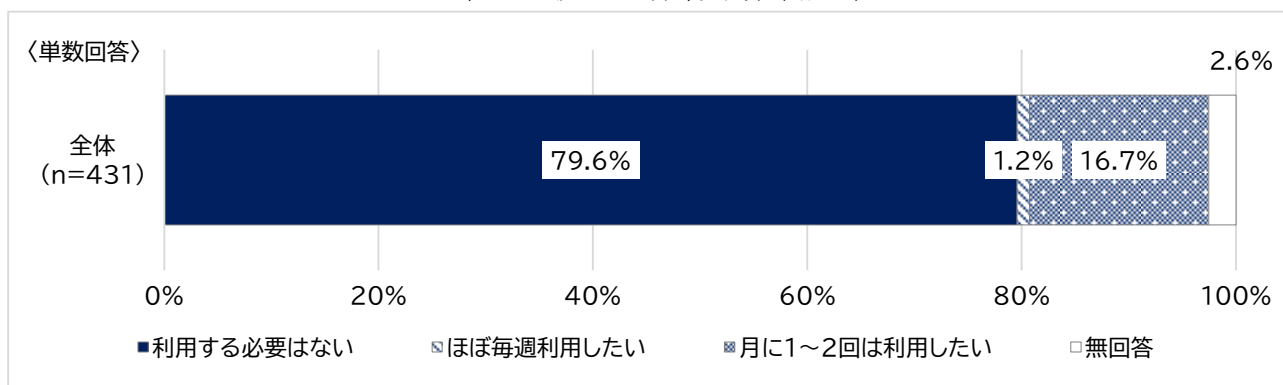
本市では、令和 6 年度時点で保育所 6 箇所、認定こども園 7 箇所があり、教育・保育施設の充実が図られていますが、子ども・子育てアンケートでは、土曜日・日曜日・祝日の保育事業の定期的な利用希望について、「土曜日に月 1 回以上利用したい」が 49.0%、「日曜日・祝日に月 1 回以上利用したい」が 17.9%となっています。また、土曜日・日曜日・祝日に保育事業を利用したい主な理由としては、「月に数回仕事が入るため」が 72.4%で最も多くなっています。核家族化や共働き世帯等が増えていることから、状況に応じた多様な子育て支援が求められています。

⁶ 子育て：こどもたちが自らの力で成長すること

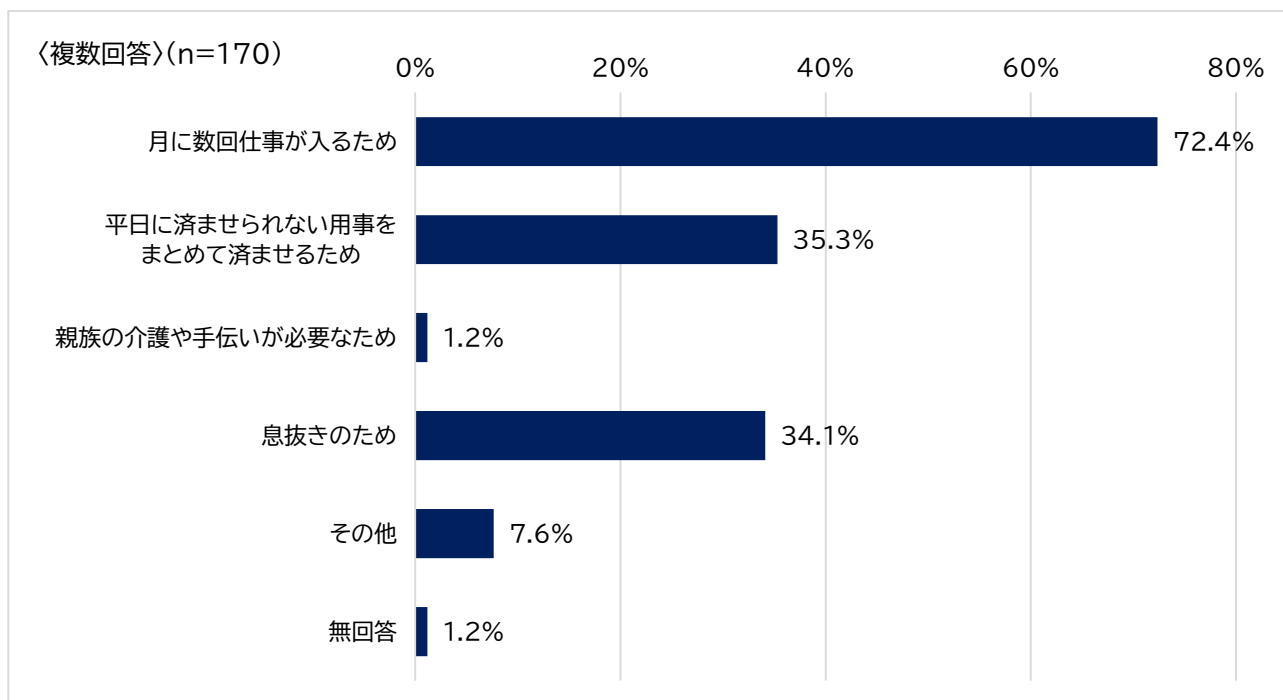
土曜日の保育事業利用希望



日曜日・祝日の保育事業利用希望



土曜日・日曜日・祝日に保育事業を利用したい理由



【今後の取組】

○誕生前からの伴走型支援の充実

児童福祉と母子保健の一体的相談支援体制の構築を目的として、令和6年4月に設置したこども家庭センター（水俣市役所こども子育て課・水俣市保健センター）において、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

○不妊治療等の支援

不妊治療に対する費用助成など不妊症や不育症の治療に係る支援、仕事と不妊治療の両立など妊娠や出産に伴う悩み、こどもを迎えたいと願った際に直面する悩みに対応する相談体制・情報提供を強化します。

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発をします。

○乳幼児への支援

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から乳幼児健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見・予防、心身の発育発達を促すよう支援します。

乳幼児健診等での発達の偏り、未熟さのある乳幼児を対象に、すこやか育児相談（運動発達相談：熊本県事業）や乳幼児発達相談を実施し、発達の程度を見極め、必要な児については専門医療機関や療育機関、児童相談所へ紹介を行い、早期の適切な支援を行います。

悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進します。

新生児聴覚検査など聴覚障がい早期発見・早期療育につなげる取組を実施します。

小児慢性特定疾病を持つこどもに対して引き続き支援します。

こどもの心身の状態や発達・発育の偏り、慢性疾患等により育てにくさを感じる保護者を支援するため、医療機関や関係機関と連携します。

○地域の身近な場を通じた支援の充実

市内の保育所・認定こども園には待機児童はいない状況ですが、親の就業状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域子育て支援拠点（水俣市こどもセンターで実施）、保育所、認定こども園など地域の身近な場を通じた支援を充実し、3歳未満のこどもを対象とする「こども誰でも通園制度」の実施を検討します。

あわせて、病児保育の充実を図るとともに、こどもが病気のときには休暇が取れるよう、職場における休暇取得の気運を醸成します。

○幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中の円滑な接続

幼児教育・保育の質の向上を図り、障がいのあるこどもや医療的ケアを必要とするこどもを含め、一人一人のこどもたちの健やかな成長を支えていきます。

全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保等・小・中の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育、中学校教育の円滑な接続の改善を推進します。

小学校教育への接続については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（幼稚園教育要領より）」等を手掛かりに、接続の時期に必要な取組をまとめた「くまもとスタンダード」も参考としながら、架け橋期（5歳児からの2年間）のカリキュラム作成や幼保小合同会議の開催など、継続的な対話を推進します。

②学童期・思春期の支援



【現状と課題】

学齢期から思春期は、こどもたちの心身が大きく成長する時期であり、こどもたちが社会性を学び自立へと向かうための基盤を築く上で重要な時期です。本市では水俣市教育大綱を策定し「郷土の明日をつくる、心豊かな人づくり」を基本理念に掲げ、水俣を担い、持続可能な未来を切り拓く人財の育成、知・徳・体を育む学校教育の推進、水俣の力と誇りを育む社会教育の推進に取り組んできました。

こどもたちが安心して笑顔で育つ、持続的で活力あふれる社会の未来を創る基盤となるのは「教育」であり、変化が激しい時代の中、こどもたちが未来の社会を自立的に生き、社会に参画するための資質や能力を習得できる教育を推進する必要があります。

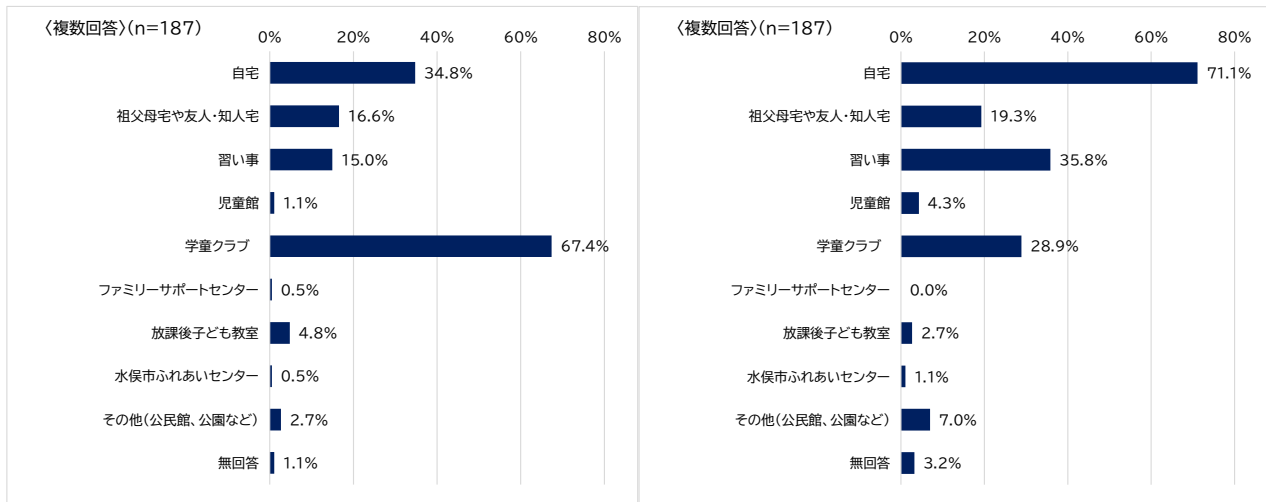
子ども・子育てアンケートでは、放課後の過ごし方として「学童クラブの利用」が小学校低学年で 67.4%、高学年でも 28.9%となっています。核家族化や共働き世帯の増加といった社会変化の中で、こどもの安全確保や学習支援、友達とふれあう場として学童クラブは重要な役割を担っていますが、児童福祉法の改正に伴い、小学6年生まで学童クラブへの受け入れが可能となったことなどから需要が高まり、待機児童が発生している状況があります。学童クラブを含め、多様な居場所を確保するなど「こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月）」を踏まえた取組を推進する必要があります。

また、小中学生アンケートでは、悩みごとの相談先（相手）が「いない」が、小学5年生で 8.9%、中学2年生で 21.3%となっていることから、こどもたちが安心して過ごせる多様な居場所づくりや、気軽に悩みごとを相談できる体制の充実をより一層図っていく必要があります。

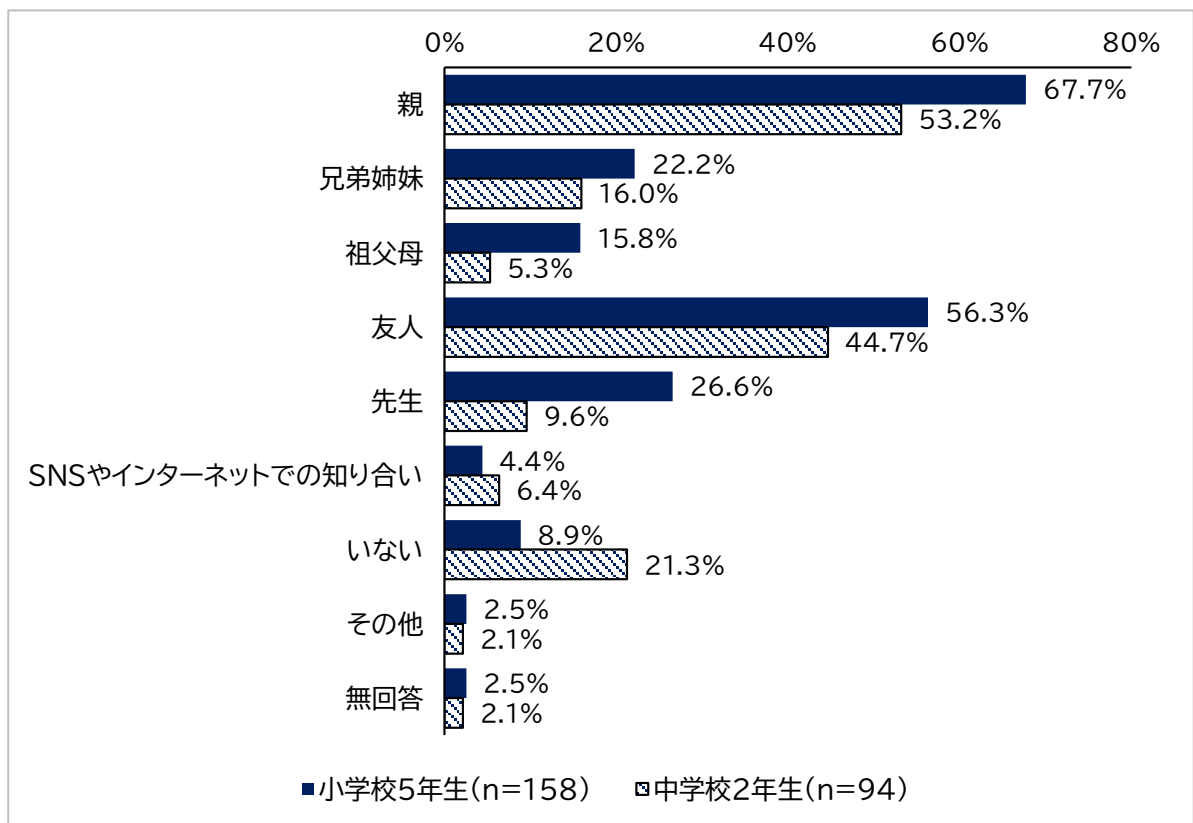
小学生の放課後の過ごし方

(小学校低学年)

(小学校高学年)



悩み事の相談先



【今後の取組】

○質の高い教育の推進

本市では、水俣市教育大綱において「郷土の明日（あす）をつくる心豊かな人づくりを基本理念に、次の3つの決意を設定しています。

- 1 水俣を担い、持続可能な未来を切り開く人財を育成
- 2 知・徳・体を育む学校教育を推進
- 3 水俣の力と誇りを育む社会教育を推進

また、水俣市教育振興基本計画においては、6つの基本方針（施策体系）を設定しています。

- 1 学校教育の充実
- 2 スポーツを通じた人材育成
- 3 生涯学習の推進
- 4 文化の振興
- 5 豊かな心を育む読書活動の推進
- 6 共生社会の推進

これらの理念や方針に基づき、本市における「教育」の充実を図ります。

○家庭・地域の教育力向上

家庭を基盤とし、社会全体でこどもの学びや成長を支えるため「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育を支援します。また、地域の教育力向上や就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続に取り組めます。

○安心・安全に過ごせる学校づくり

いじめについては、「いじめ防止基本方針」に基づく対応を図り、いじめの未然防止やアンケート等による早期発見・早期対応・解消を図るとともに、相談・支援体制の充実に取り組めます。

また、いじめ、虐待等の問題を抱える児童生徒や不登校児童生徒の自立を支援し、関係機関との連携を強化するため、水俣市自立支援事業連絡協議会（不登校対策部会、いじめ対策部会、虐待防止部会）を実施するほか、子ども自立支援室やSSW等による支援の継続、教育委員会とこども家庭センターとの連携強化等に取り組めます。

誰もが楽しく学べる教育環境づくりを目指し、学校教育をめぐる複雑多様化する問題に対応するためのネットワーク構築や、学校生活などで特別な支援が必要な児童生徒に対する適切な指導・支援に努めます。

小中学校施設については、児童生徒等が安心・安全に過ごすことができるよう環境改善に取り組めます。

○障がいや多様な教育的ニーズに応える

障がいのある児童生徒のさまざまな事情や増加する教育的ニーズに応える指導・支援を提供するため、特別支援教育支援員の配置や通級による指導の充実等を図ります。

○キャリア教育の充実、グローバル人材の育成

こどもたちが社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付け、将来の自分を描くことができるようキャリア教育の充実に取り組みます。また、地域の伝統や文化等に関する学習等を通し、ふるさと「みなまた」を愛する心の醸成、郷土への理解や愛着を深めます。

本市と連携協定を締結している大学等との交流事業等を通じて、グローバルで先進的な知識に触れる機会を提供します。また、地元企業等との連携により、専門的な知識を吸収できる学びの場を提供します。

水俣環境アカデミア（高等教育・研究活動及び産学官民連携の拠点施設）において、大学、研究機関、企業等との連携によるシンポジウム、SDGｓ未来都市フェスタ、市民公開講座の開催により最新の研究や技術に触れる機会を設け、地域を担う人材を育成します。



令和6年度 SDGｓ未来都市フェスタ

○魅力ある学校づくり

各小学校で魅力ある学校づくりに取り組むほか、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の一体的な推進など、地域全体で、未来を担うこどもたちの学びや成長を支援します。

中学校部活動の地域移行については、地域の人材の活用等を図り、本市の実情に合わせて実施を検討します。

○こどもの居場所づくり

本市で多くのこどもの居場所となっている児童館（水俣市こどもセンター）や水俣市ふれあいセンター、水俣市総合もやい直しセンターなどの公共・公共的施設、こども食堂（地域食堂）や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

放課後を安全・安心に過ごす生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童解消に努めます。

○こどもたちの学びを支える環境づくり

厳しい環境にある児童生徒への支援を強化し、就学援助や奨学金の活用など、意欲に応じて誰もが教育を受けることができる環境を整えるとともに、児童生徒を支える教職員の働き方改革を推進します。

また、ICTの活用により「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図ります。

○確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

市内小中学校（小学校7校、中学校4校）において、「確かな学び・豊かな心・健やかな体」を育み、未来の水俣を担う人材を育成するため、関係機関と連携し、こどもたちの生きる力を育みます。

児童生徒の可能性を引き出し、能動的に学ぶ力を身に付け、論理的思考力や創造性、課題発見・解決能力を育成することを目指し、授業の質を高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

「確かな学力の育成」に向け、ICT活用、学校教育改革プロジェクト会議などによる教師の資質向上や授業力向上を多角的に推進します。

「豊かな心の育成」のため、道德教育を推進するとともに、社会貢献・参画意識の向上、文化・芸術との触れ合いによる豊かな感性の育成等に取り組みます。

「健やかな体の育成」のため、運動やスポーツに触れる機会を増やすとともに、安全・安心で楽しくおいしい給食の提供に向け、地場産の食材を使った水俣・芦北メニューやアレルギー対応食の提供等を実施し、給食を通じた家庭・地域・学校における食育を推進します。



令和6年度 給食センターまつり

○成年年齢になる前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達に程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育を推進するほか、金融経済教育の更なる充実を通じた、こども・若者の金融リテラシー⁷を向上させます。

様々な機会を通じて、仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。

職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用し、こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

社会の仕組み、税や社会保障教育の取組を一層推進します。

こども・若者が、選挙制度や選挙の大切さを理解し、将来、有権者として主体的に自らの意思を政治に反映させる行動をとることができるように、選挙の意義や重要性を自分のこととして学ぶ機会を提供します。

○文化・スポーツの振興等

地域の伝統文化や優れた芸術に対する関心を高め、文化に親しむ環境づくりを推進するとともに、スポーツに親しむことができる環境を創出します。また、学校図書館を含めた図書館機能の充実を図り、文学・歴史を学ぶ機会や本に親しむ機会を確保し、学習機会の提供に努めます。あわせて、小中学校において読書時間の設定や読み聞かせなど児童生徒が本に触れ、親しむ機会を積極的に創出し、読書活動を推進します。

○心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

こども・若者が、自らの発達に程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、様々な観点から医療関係者等の協力を得ながら、思春期保健教育や性と健康に関する普及啓発・相談支援、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進めます。

⁷ 金融リテラシー：お金に関する知識や理解度、お金を適切に管理し使う能力のこと

③青年期の支援



【現状と課題】

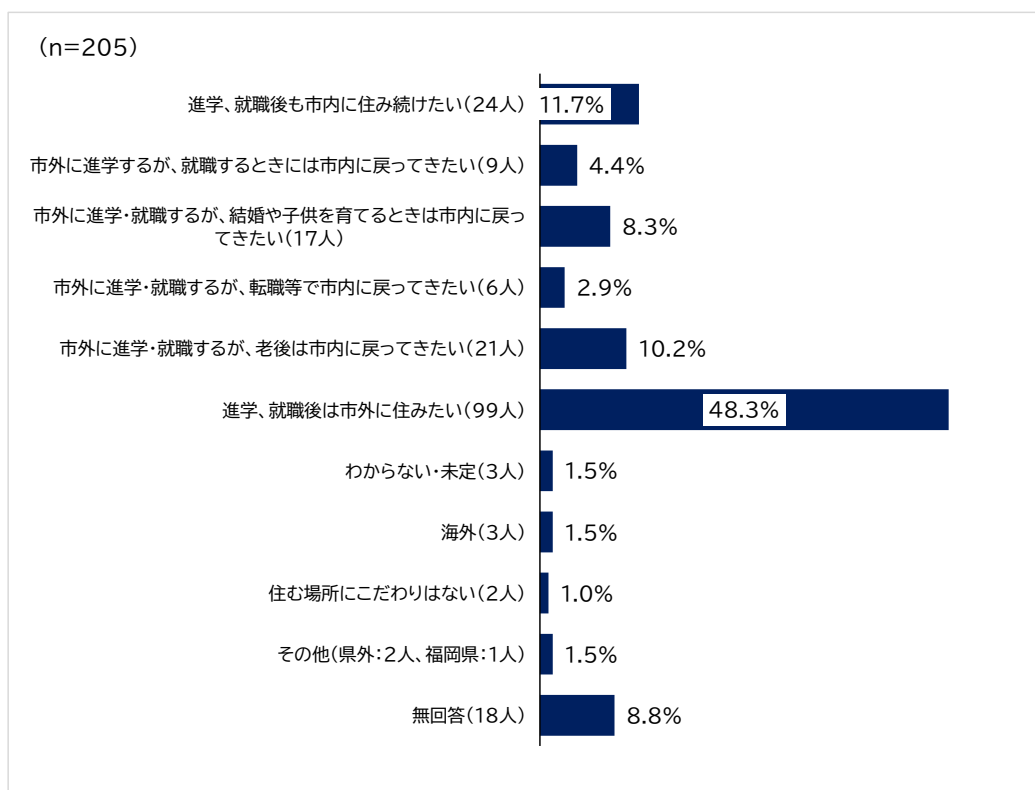
青年期は思春期を過ぎ、成人期への移行にあたる時期です。この期間は進学、就職、独立など人生の大きな転換期を迎え、将来の夢や希望、自己の可能性を伸展させる時期でもあり、様々な悩みや課題を抱えることも少なくありません。

青年期の若者が、自らの適性等を理解し、ライフイベントに係る選択を行い、その決定が尊重されるような取組や相談支援が求められます。

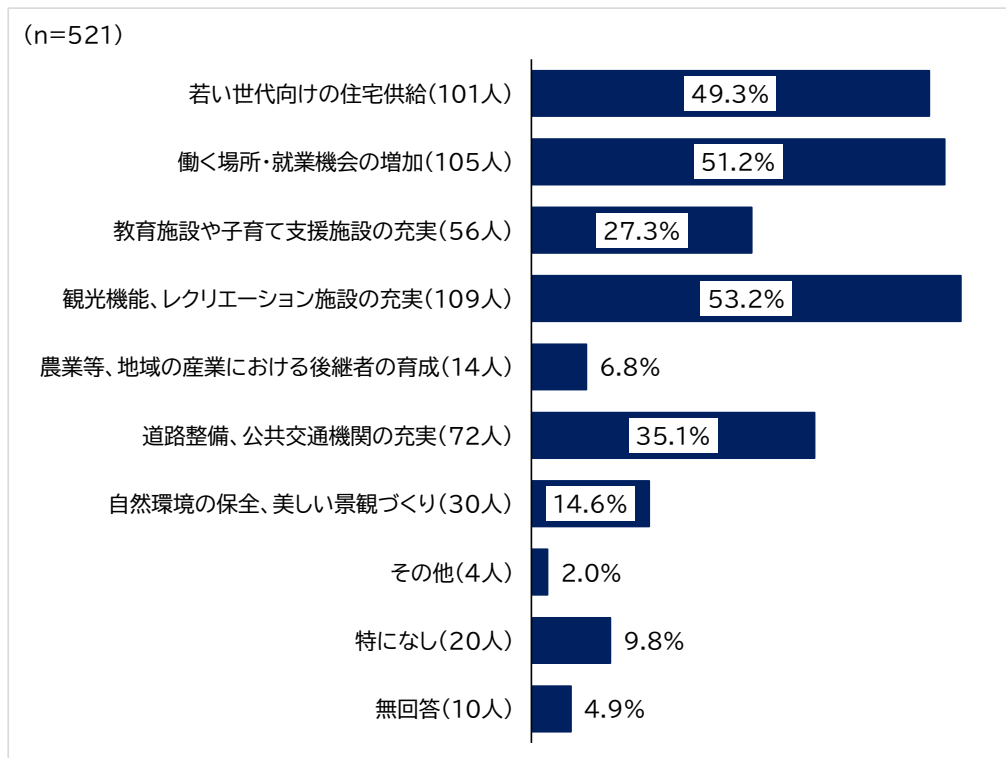
令和5年度実施の都市計画マスタープラン改定に伴う高校生アンケートでは、将来住みたい場所として、「進学・就職後は市外へ住みたい」が48.3%と最も多くなっています。また、若い世代が町に住み続けていくために必要なこととして、「観光機能、レクリエーション施設の充実」が53.2%、「働く場所・就業機会の増加」が51.2%、「若い世代向けの住宅供給」が49.3%と約半数が回答しています。

地域のこれからを担う人材の声を受け止め、これからも水俣で暮らしていきたいと思える環境づくりも推進する必要があります。

将来住みたい場所



若い世代が町に住み続けていくために必要なこと



【今後の取組】

○高等教育の修学支援

本市独自の奨学金制度（貸与型・給付型）や地元の熊本県立水俣高等学校（以下「水俣高校」という。）の支援を通じたキャリア形成などを継続して実施します。

○市内就労・就業促進

地元事業所が高校生へPRを行う「しごと発見塾」等を通じて地元企業の理解促進を実施します。

若者を正社員として採用した実績や多様な働き方の支援策、育児・介護に関する事業所独自の取組を評価する市内の熊本県ブライト企業認定制度の周知を図ります。

ハローワークやジョブカフェ、地域若者サポートステーション等との連携により、若者が働くことに希望を持てるように努めます。

生徒や保護者の地元企業に関する理解促進を図り、生徒が地元で働くことに希望を持てるように努めるとともに、社会生活への円滑な移行等の取組を進めます。

農林水産業を志す若者に対しては、各分野における新規就業を支援する機関等と連携し、相談・研修・就業・定着の各段階において、必要なノウハウの提供や資機材導入助成等きめ細やかな支援に努めます。

○移住・定住支援、企業誘致、創業支援等

水俣へUターンする若者、子育て世代を中心とした転入者を獲得するため、転入に関する支援策を設けるとともに、情報発信を強化して支援策の利用を促します。

特に、若者、中でも女性が流出していることを踏まえ、若い世代が将来に希望を感じられ、若者や女性が活躍できる環境づくり、活力ある地場企業づくりに加え、創業にチャレンジしやすい環境づくり、地域資源等を活用した企業誘致等を推進します。

○悩みや不安を抱える若者等に対する相談体制の充実

社会福祉法人水俣市社会福祉協議会等と連携し、ニートやひきこもりの状態にあり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

また、水俣市社会福祉協議会が作成した「水俣市ひきこもり・不登校支援マップ」等を活用し、ひきこもりや不登校に悩むこども・若者や家族へのサポートを推進します。

進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱え、誰にも相談できず孤独やストレスを感じるなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知します。

悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるよう必要な情報等を周知します。



水俣市ひきこもり・不登校支援マップ（水俣市社会福祉協議会作成）

○結婚・妊娠・出産の希望を叶える支援

＜結婚支援＞

自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが重要であり、出会いの場創出、新婚世帯の経済支援など婚活や結婚生活を支援します。

＜妊産婦への支援＞

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期までを通じた切れ目のない支援を提供します。

妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児の見通しを立てるための面談や情報発信・相談の随時受付等の継続実施を通じ必要な支援につなぐほか、給付金支給等による経済的支援も一体的に実施する伴走型相談支援をします。

周産期医療と母子保健との連携を推進し、安心安全な出産に備えるよう支援します。

妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査を実施し、妊婦の健康管理、安心安全な分娩、健康な子の出生を支援します。

妊婦等への禁煙や歯周病予防の指導、妊婦健診の受診勧奨等の啓発をします。

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握のほか、相談に応じ助言等を実施します。

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した特に養育支援が必要な家庭や妊婦に対して居宅を訪問し養育に関する相談、指導、助言等を実施します。

産婦に対する健康診査の助成や産後ケア事業（産後1年以内の母子に対して、宿泊又は通所にて心身のケアや育児をサポート）を実施し、出産間もない時期を支援します。

(2)切れ目のない支援

①多様な体験や活躍ができる機会づくり

【現状と課題】

こどもが様々な体験や活躍できる機会を持つことは、成長にとって非常に重要なことです。体験を通して自分の能力や価値を認識し自信を持つこと、仲間と協力し目標達成する経験はコミュニケーション能力や協調性、自己肯定感を高め「生きる力」を育成します。また、学校だけではなく地域の人とふれあう経験は、地域への愛着を持ち、地域の一員としての自覚を育む大切な経験となっていくます。

学校・家庭・地域が連携してこどもたちの成長の場を提供し、多様な体験や活躍の機会・場を通して自ら学び、成長し、社会の一員として活躍できるようなこどもたちの育成支援に取り組む必要があります。

【今後の取組】

○遊びや体験、活躍できる機会づくり

地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等と連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じ、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を計画的に創出します。

青少年の健全育成などに取り組む社会教育団体の活動を支援します。また、「水俣市青少年育成市民会議」を中心に、朝のあいさつ運動、青少年育成活動を実施します。

水俣市公民館において「子ども教室」を開催するなど、子どもたちの体験・学びの機会の提供に努めます。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、読書習慣の定着、全てのこどもが本に親しむ機会を確保するため、水俣市立図書館の蔵書を充実させるとともに、学校図書館との連携、移動図書館「そほう号」、動く絵本館「みなよむ号」の運行など地域や成育環境によって体験活動の機会にできる限り格差が生じないように努めます。

読書活動の核となる水俣市立図書館において、乳幼児期から本に触れる機会の提供や図書イベントを通して、あらゆる年代が本に触れ、親しみ、知的好奇心を満たすことができる読書環境づくりを推進します。

市民協働によるスポーツイベントの開催、こどもから誰でも気軽に参加できる生涯スポーツの推進、各団体と連携した競技スポーツの振興に努めます。

地域全体でスポーツ活動を支える体制を構築し、スポーツを通して水俣への愛着と誇りを持つ人材を育成します。

「スポーツコミッションみなまた」の活動を推進し、スポーツ大会や合宿の誘致による地域のスポーツ団体との交流を図ります。

小学校の社会体育「水俣市キッズスポーツクラブ」等の充実、中学校部活動の地域移行については、本市の実情にあわせて実施します。

エコパーク水俣などの公園、社会体育・教育施設、児童関係施設、児童館（水俣市こどもセンター）やみなまた木のおもちゃ館「きらら」、水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」等の公共・公共的施設などの地域資源も活用し、多様な遊びや体験活動を推進します。

○こどもたちが笑顔で育つ地域づくり

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成するまちづくりを進めます。道路や公園などの公共空間を整備する際に、地域の実情に応じた必要な機能を確保するとともに、誰もが利用しやすいという観点に加え、特に、こども・若者や子育て世代の方が利用しやすく、かつ、安全・安心の確保という視点に立った整備に努めます。

こども・若者の移動手段を確保するため、地域公共交通（みなくるバス、肥薩おれんじ鉄道）の維持向上に取り組むほか、子育てにやさしい住宅支援を検討します。

○こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、国際交流、グローバル人材育成を推進します。

地元唯一の高等学校である水俣高校の魅力を高め、国内外の大学、都市、留学生、研究機関等との交流や、生徒の学習意欲の向上に資する様々な機会を創出し、大学教育への興味、関心を育むとともに、国際的な視野を持った人材を育成します。

水俣環境アカデミアを軸とした産学官民の連携による国内外の高等教育・研究活動の受入れや、地域に開かれたシンポジウム、セミナー、各種講座の開催等により、次世代を担う人材を育成します。

こども・若者と地場産業とのマッチング支援による、地域を支える人材の育成と地場産業の活力向上を図ります。

○こども・若者の可能性を広げるためのジェンダーギャップの解消

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。性的指向及びジェンダーアイデンティティ⁸の多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるよう努めます。

学校における男女共同参画教育を進めるため、小中学校への男女共同参画を推進する教育内容を検討及び実施するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう、男女共同参画社会づくりの意識や気運醸成を図ります。また、様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進めます。

○こどもたちが笑顔で育つ地域づくり

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成するまちづくりを進めます。道路や公園などの公共空間を整備する際に、地域の実情に応じた必要な機能を確保するとともに、誰もが利用しやすいという観点に加え、特に、こども・若者や子育て世代の方が利用しやすく、かつ、安全・安心の確保という視点に立った整備に努めます。

こども・若者の移動手段を確保するため、地域公共交通（みなくるバス、肥薩おれんじ鉄道）の維持向上に取り組むほか、子育てにやさしい住宅支援を検討します。

⁸ ジェンダーアイデンティティ：自己の性別についての自己認識のこと

②切れ目のない保健・医療の提供

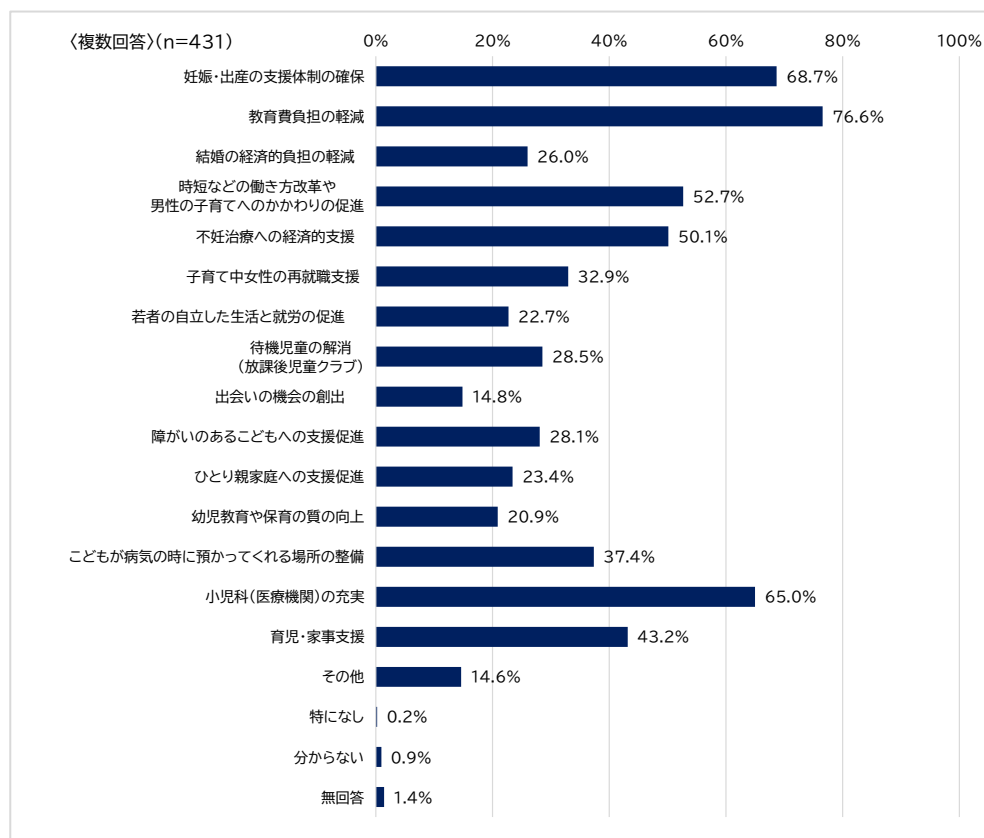
【現状と課題】

本市では「すべての市民が生涯を通じていきいきと健康で心豊かに暮らすことができる持続可能なまち水俣」を基本理念として、市民の健康づくりを進めています。未来を担うこどもとその親の健康づくりでは、妊娠届出（母子健康手帳交付）時の保健指導・栄養指導から、出産期、乳幼児期、学童期、青年期とライフステージに応じた健康増進・食育教育を推進してきました。

本市の第2期いきいきみなまたヘルスプランでは、出生時の体重が2500g未満の低出生体重児の割合が、令和2年度から3年度で全国平均より高くなっています。また、幼児期に朝ご飯を食べている割合が県平均より低く、中学生男女の肥満傾向の割合が県や国の平均より高い結果も出ています。今後も、妊婦やその家族へ幼児期以降の適切な生活習慣を定着させるための支援が必要です。

子ども・子育てアンケートでは、少子化対策についての要望として、「妊娠・出産の支援体制の確保」が68.7%、「小児科（医療機関）の充実」が65.0%と高くなっています。子育てへの不安や負担を解消し、安心して暮らせるまちづくりのための医療体制の整備、特に周産期・小児医療を支える体制整備は重要な課題であり、本市の総合医療センターを中心とした周産期・小児医療を支える体制の構築や、関係各課との連携、緊急時に安心して医療が受けられる体制の整備が必要です。

少子化対策についての要望



【今後の取組】

○プレコンセプションケアを含む育成医療に関する相談支援等

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築します。

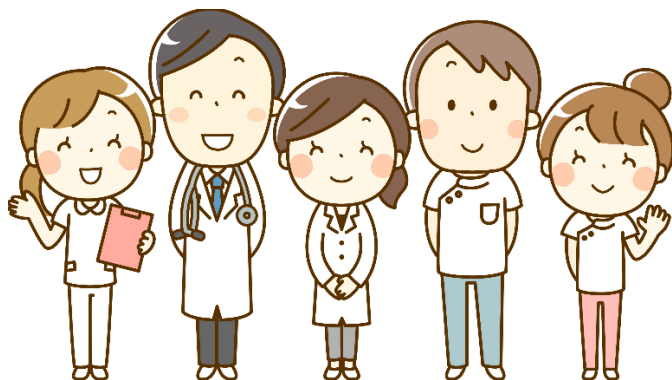
10 歳代の予期しない妊娠をなくすため、高校生などの若い世代に対して、性や生、ライフデザインに関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を行う等、ライフデザイン支援を推進します。

○こどもの成長や発達に関する普及啓発

こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、市民全体の理解を深めるための普及啓発を促進します。

○周産期・小児医療体制について

本市では、周産期や小児科医療機関が減少してきており、周産期・小児医療を支える体制を確保していくため、国保水俣市立総合医療センターを中心に近隣医療機関との連携など、将来にわたって持続できる医療体制を模索します。



③子どもを犯罪等から守る取組の推進

【現状と課題】

子どもを犯罪等から守る取組として、本市ではこれまで地域安全組織等を通じて関係機関・団体と連携し防犯対策に努め、交通安全教室や春秋の交通安全運動の実施を通じて事故防止対策を図っています。今後もこれまでの取組を継続するとともに、近年増えてきたインターネットやスマートフォンを通じた個人情報の流出や出会い系サイトの不適切な利用、ネットいじめなど、子どもが巻き込まれる恐れのある犯罪・問題防止のためインターネットの適切な利用にかかる周知や、保護者に対する注意喚起などの対策に取り組む必要があります。

自殺は様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることが原因と考えられています。本市の自殺死亡率（令和2年）は、全国や熊本県よりも低い水準となっており、平成28年から令和4年までの間で19歳以下の自殺は発生していませんが、誰も自殺に追い込まれることがないように、引き続き対策を推進する必要があります。本市では第2期みなまた生きる支援推進プランに基づき、関係機関・団体と連携した取組を進め、子ども・若者の自殺対策についても取組を推進し、今後も子どもたちを守る取組を継続することが必要です。

【今後の取組】

○子ども・若者の自殺対策

みなまた生きる支援推進プランにおいて設定している次の5つの基本施策に基づき、取組を推進します。

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を考える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

○子どもが安全にインターネットを利用できる環境整備

子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、子どもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

○子ども・若者の性犯罪・性暴力対策

生命（いのち）を大切にし、子どもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校等における生命の安全教育を実施します。また、相談窓口の一層の周知や地域の支援体制の充実のための取組を推進します。

○犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

こどもが犯罪や交通事故の被害に遭わないよう、交通指導員や通学路の見守り、防犯ボランティア団体など登下校時の見守り活動を推進します。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じた安全教育を推進します。

○非行防止等

こども・若者の非行防止や、社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。



基本目標 2 支援が必要なこども等への支援の充実

①支援が必要なこども等への取組の推進

【現状と課題】

家庭の状況により発生するこどもの貧困は、こどもたちの将来を大きく左右する社会問題であり、健康面、教育面、社会参加の面で様々な困難を抱え、大人になってからも貧困の連鎖から抜け出すことが難しくなるといった可能性があります。また、家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題も指摘されています。全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受けるための支援が必要です。

水俣市障がい児福祉計画では、「みんなでつながり支えあい、いきいきと暮らせるまち水俣」を基本理念に、障がい児支援の提供体制の整備として重層的な地域支援体制の構築と重症心身障がい児等への支援を進めてきました。また、医療的ケア児については、支援のための関係機関の協議の場の設置や認定こども園における受入支援などの取組を実施し、今後も引き続き、成長に応じた切れ目ない支援を継続する必要があります。

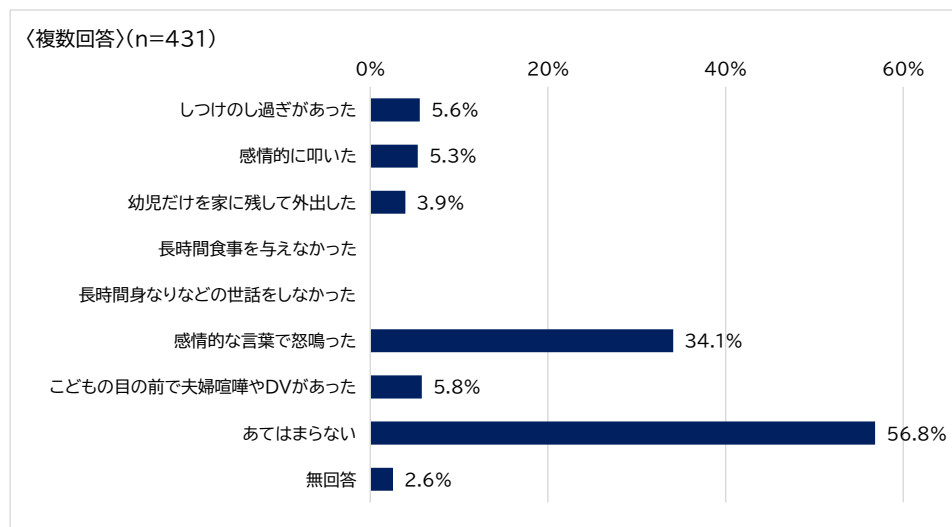
こどもへの虐待は深刻な人権侵害であり、身体だけではなく心にも深い傷を負うこととなります。子ども・子育てアンケートでは、ここ数か月における家庭でのこどもへの対応として、こどもへの虐待を類推させる行為はなかったという回答が5割以上となっている一方、「感情的な言葉で怒鳴った」ことがあるが3割以上となっています。また、児童虐待に関する知識として、「こどもの目の前で夫婦喧嘩やDVは、児童虐待になる」ことを2割以上が、「虐待を受けたと思われるこどもを見つけた人は、通報する義務がある」ことを1割以上が知らないと回答しているほか、児童虐待を発見した場合の連絡先について「どこに通報してよいかわからない」が1割以上となっています。こどもへの虐待とはなにか、虐待を発見した場合にはどうすべきかを市民に周知し、地域全体で見守る体制づくりが必要です。

こどもでありながら家族の介護や家事などを担うヤングケアラーについては、本来こどもが経験すべき成長の機会を奪われ、心身に大きな負担を抱える問題があります。本市のヤングケアラーに関する実態の把握に努めるとともに、貧困やヤングケアラーのこどもたちを適切な支援に結び付けるための取組が必要です。

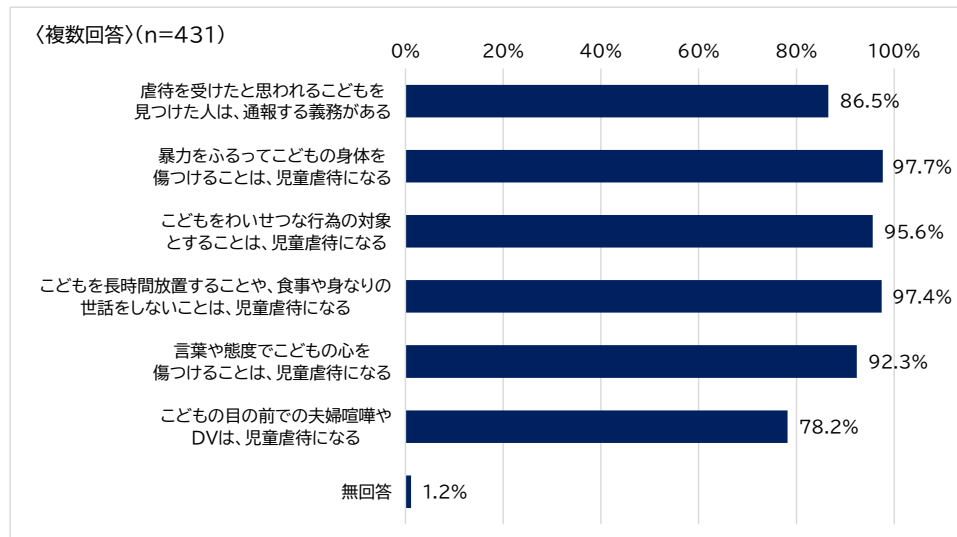
いじめや不登校などの問題については、教育委員会及び首長部局でのいじめ相談から解消までの取組等による地域におけるいじめ防止対策の体制構築、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化が重要となります。また、SC・SSWなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備などが求められます。

様々な問題の早期発見と迅速な対応を図るため、本市では令和6年4月にこども家庭センターを新たに設置し、心に不安を抱えるこどもや育児に悩む親からの声、それを見守る地域の声が届く支援体制を推進しています。

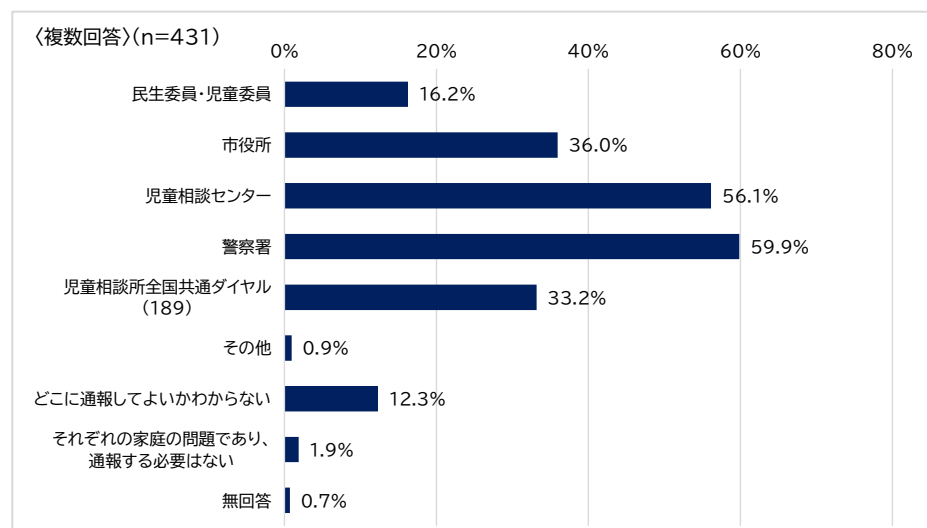
ここ数ヶ月における家庭でのこどもへの対応



児童虐待に関する知識



児童虐待を発見した場合の連絡先について



【今後の取組】

○こどもの貧困対策

こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような水俣をつくるための取組を推進します。

こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう取り組みます。

全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう支援します。

学校をはじめとした地域における関係機関・団体やＳＳＷが、要保護児童対策地域協議会等の枠組みを活用して連携し、支援が必要なこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目を向け、社会的孤立に陥ることのないよう、相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。

仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進め、特に生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めます。

こどもの貧困は社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識のもと、国、県、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。

○児童虐待防止対策等の強化

こども家庭センターが、保育所・認定こども園、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。

予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組みます。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等において、必要に応じて連携し、措置解除等に際しては、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、親子関係の再構築支援を推進します。

こどもからの意見聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、こどもが安心して話すことができる環境整備を進めます。

虐待を受けたこどものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者にはこどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められる。このため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組みます。

体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を検討し、支援現場の業務効率化のためのＩＣＴ化を推進します。

○社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障⁹を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む。）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援につなぎながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが温かい家庭環境の中で豊かな愛情を注がれて育つよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームとの連携を進めます。

家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう支援します。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こどもも本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。また、本市のヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施します。

家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対応を推進します。

⁹ パーマネンシー保障：こどもに安定的なケアを保障するという考え方

○障がい児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するために、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

医療的ケア児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターに療育相談員を配置し、地域の障害児福祉サービス事業所等への支援機能の強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進めるとともに、地域を含め、広く障がい等への理解を深める取組を進めます。

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携のもとで早い段階から実施します。

福祉と教育機関が連携した上で早期療育を推進するとともに、特別支援教育については、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限りともに学び育ちあうための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育の実現に向けた取組を一層進めます。

障がいのあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づきその自立を支援するための相談支援等を推進します。

基本目標 3 安心して子育てができる地域社会づくりの推進

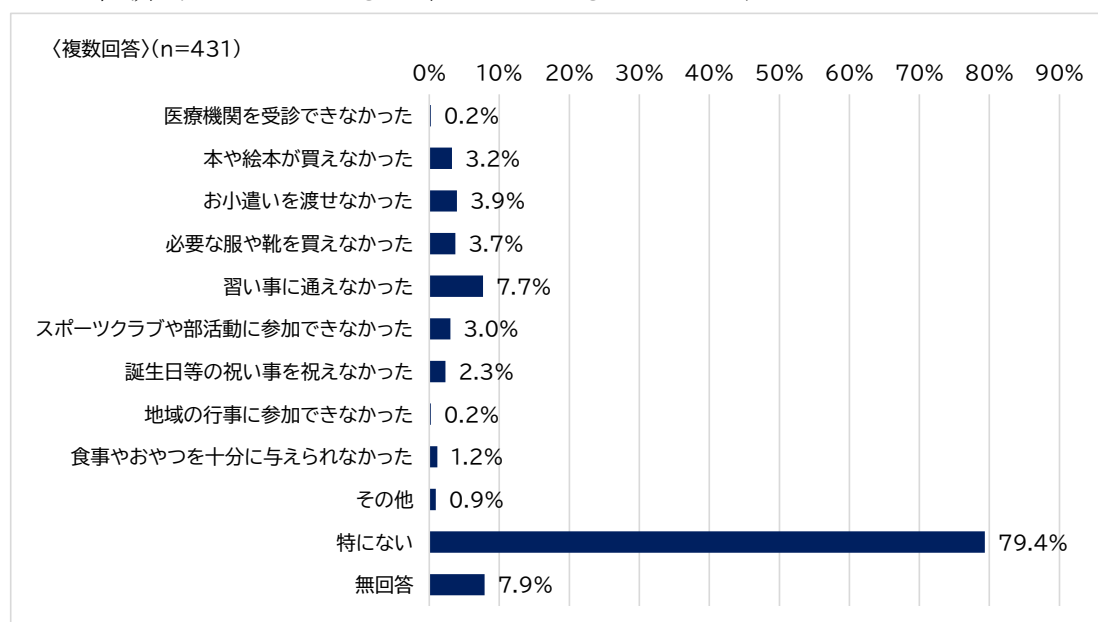
①子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状と課題】

子育てにかかる費用は保育・教育費、医療費、食費、住居費など多岐にわたり、経済的な負担が大きいことが少子化の一因となっているとの声もあります。本市ではこれまで出産子育て応援交付金や保育所・こども園の副食費の一部助成、18歳までの子ども医療費無料化等の施策を進めてきました。子ども・子育てアンケートでは、少子化対策についての要望（P34 グラフ参照）として、「教育費負担の軽減」が76.6%と最も高くなっています。また、経済的理由でこどもが希望したにもかかわらずできなかったこととして、「特にない」が約8割となっている一方、1割以上が経済的理由によりできないことがあったと回答しています。

子育てや教育に関する経済的負担を軽減することは少子化対策、教育の機会均等、こどもの貧困対策、そして、社会の活性化といった様々な課題解決につながる重要な施策であることから、今後もこれまでの取組を継続しつつ、支援の拡充についても検討を進める必要があります。

経済的理由でこどもが希望したにもかかわらずできなかったこと



【今後の取組】

○子育てや教育に関する経済的負担への対応

子ども医療費助成制度や幼児教育・保育の無償化など子育てに係る基幹的な経済的支援について、本市独自の支援も他自治体に先駆けて取り組んできました。全国一律の制度化と支援基準の充実を図ることを国に求めるとともに、国の動向を踏まえつつ、今後も引き続き、子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援を実施します。

〈本市独自の主な支援〉

- ・18歳までの子ども医療費無償化
- ・保育料の設定軽減
- ・保育所等副食費の一部助成（第3子）
- ・学校給食費の一部助成
- ・インフルエンザ予防接種（任意）助成（高校生まで）

また、奨学金制度を着実に実施するとともに、ニーズの変化に対応して必要な措置を検討します。

②地域子育て支援、家庭教育支援の推進

【現状と課題】

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等の家庭をめぐる環境が変化する中で、子育て中の親は孤立しやすい環境にあります。子育て当事者が、不安や孤立感、仕事との両立に悩むことなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のためにも重要です。そのため、ニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

家庭教育は全ての教育の出発点です。そして、家族のふれあいはこどもが基本的な生活習慣や生活能力、自尊心や自立心、社会的なマナーなど、これから先、社会に出て生きていく上で大切なことを学ぶ場でもあります。

保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、熊本県では「くまもと家庭教育支援条例」の理念に基づき、家庭教育を社会全体で支援する取組を推進しており、本市においても連携・協働して家庭教育支援に取り組み、全ての家庭において主体的な家庭教育ができる環境整備を図る活動を進める必要があります。

【今後の取組】

○水俣で子育てする環境づくり

子育て家庭の孤立を防ぎ、どのような悩みや不安でも気軽に相談できる体制や環境を整えることで、全ての人が子育てしやすいと実感できるよう努めます。

身近な相談機関である水俣市こどもセンターの相談体制の強化をはじめ、地域の子育て情報の発信、多世代・地域交流に関する機能充実を図ります。

多様な教育・保育ニーズに対応するため、引き続き、保育所・認定こども園による質の高い教育・保育を提供します。

地域子育て支援事業をはじめとする子育て支援サービスの充実を図ります。

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた子育て支援を推進します。

○安心して子育てできる環境づくり

子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を検討します。

こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。

○親の学びと家庭教育支援

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

熊本県の「親の学びを支援する講座」の継続や親子関係形成事業の実施を検討します。

③仕事と子育てを地域全体で支援する社会づくり

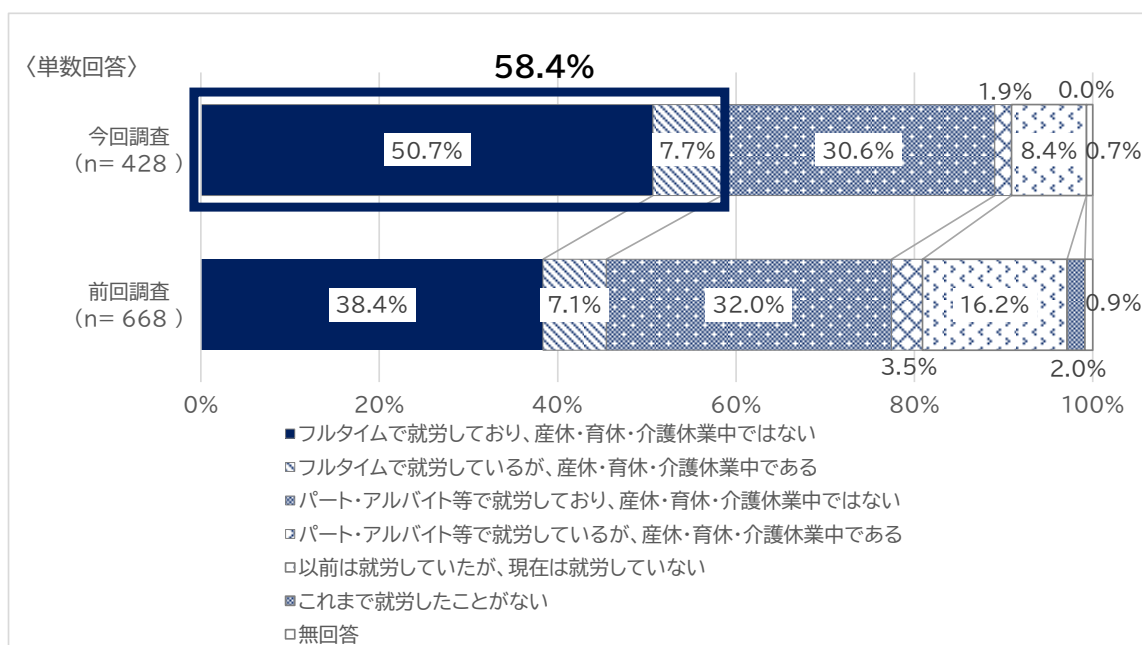
【現状と課題】

子ども・子育てアンケートでは、フルタイムで仕事をしている母親の割合が 58.4%と前回調査（45.5%）より大きく増加しています。また、父親の育児休暇取得率は 8.5%と前回調査（2.7%）より増加が見られますが、依然 1 割未満の割合となっています。共働き世帯の増加、女性の社会進出に伴い男女ともに仕事と家庭を両立し安心して働き続ける環境を整備することはますます重要な課題となっています。少子化対策についての要望（P34 グラフ参照）として、「時短などの働き方改革や男性の子育てへのかかわりの促進」が 5 割以上となっていることから、父親が母親とともに家庭の子育ての役割を担うことができるよう、家庭の事情やこどもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められていると考えられます。男性の家事・子育てへの参画を促進することにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリア

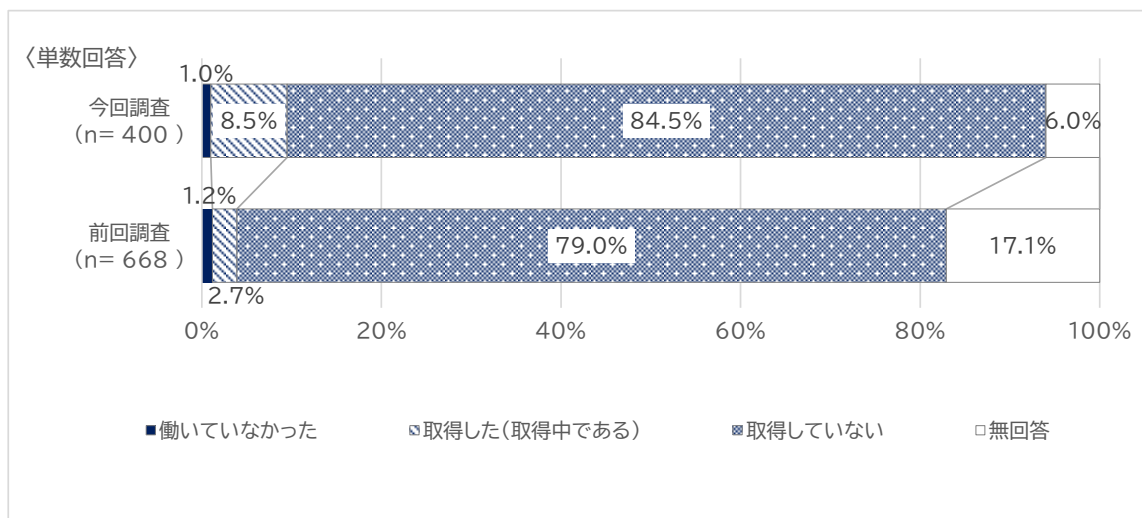
アップと子育てを両立できるよう「働き方の見直し」に向けた啓発を進める必要があります。

ひとり親家庭の相対的貧困率は、全国同様、熊本県において 40.9%と非常に高い水準となっています。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持つことが難しいことにも留意した対策が必要です。別居により実質的にひとり親家庭の状態となっている方を含む多くのひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するためのより一層の支援が必要です。

母親の就労状況



父親の育休取得率



【今後の取組】

○安心して働くことができる環境づくり

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会づくりを啓発・推進します。

男性女性関係なく、育児休業制度を使えるよう、社会の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを啓発・推進します。

育児休業制度の多様な働き方への対応、長時間労働是正や働き方改革の推進、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境づくりを啓発・推進します。

男性の家事・子育てへの参画の意識改革、その主体的な参画を社会全体で後押しする環境づくりに努めます。

結婚・子育て・介護など従業員の生活と仕事の充実を応援する市内の「よかボス企業」や、働く人がいきいきと輝き安心して働き続けられる「ブライト企業（ブラック企業と対極の企業をイメージした熊本県の造語）」等の推進・周知を図ります。

○ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の子育てを支え、就労を促進し、経済的な自立の実現につなぐ取組を推進します。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、資格取得支援、就労支援等に取り組み、こどもに届く生活・学習支援を進めます。

別居により実質的にひとり親家庭の状態となっている方を含む多くのひとり親家庭が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなく、必要に応じてプッシュ型による情報提供を実施します。

水俣市よりそいサポートセンターに配置する母子・父子自立支援員を中心に、関係機関や弁護士等とも連携し、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化します。また、「女性とこどもの人権相談」を実施し、弁護士相談の場を提供します。

当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行い、こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、こどもと別居する親との安全・安心な交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めを促進します。

第 6 章 施策推進のための取組

1 こども・若者の意見の反映

(1)社会参画や意見表明の機会の充実

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられ、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことを要求しています。

本市では、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組むとともに、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わる大人のほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知を進めます。

また、こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行うとともに、意見表明を行う際にも必要な支援を行うよう努めます。

さらに、こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けての取組を推進します。



令和 6 年度 みなまた未来ラボ（こども議会）

(2)多様な意見を施策に反映させる工夫

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障がい・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護のもとで暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、全てのこども・若者が自らの意見をもち、それを表明することができるという認識のもと、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮と工夫を図ります。

(3)地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点との連携強化

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、放課後児童クラブ、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化します。また、各種会議等を開催し、こども・若者だけでなく子育て世代や保育・教育・母子保健の現場で働く方など当事者・関係者の意見をこども施策への反映を検討します。

2 施策の共通の基盤づくり

(1)「こどもまんなか」の実現に向けたエビデンスの活用

「こどもまんなか」の実現に向けた様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスを踏まえて多面的に施策を立案し、評価・改善を行います。

取組の推進にあたっては、定量的なデータに加え定性的なデータも活用しつつ進めます。また、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、また、そうしたアウトカムをどのように得ていくのかについて検討を進めるとともに、各部局が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査の充実や必要なデータの整備等を進めます。

(2)こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成

幼児教育や保育に携わる者、教職員、SCやSSW、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

また、こども・若者、子育て当事者を支援する担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを推進します。幼児教育・保育を担う教員・保育士等スタッフ全員がこどもに笑顔で接することができるよう、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進め、国に制度改正を求めるとともに、県と連携し幼児教育・保育を担う人材の育成及び体制整備を進めつつ、こどものために幼児教育・保育で働くことの良さ・素晴らしさを積極的に情報発信して人材確保に努めます。

地域においても、身近な大人や若者など、多様な人材を確保・育成し、こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図るとともに、教職員を支援する人材の配置・体制の拡充を行い、BPR¹⁰の手法を取り入れ、校務のDXを含めた働き方改革を推進します。

保育所等の安定的な運営の支援については、支援制度の拡充を引き続き国に要望を行います。

(3)地域における包括的な支援体制の構築・強化

地域における包括的な支援体制の構築・強化のため、教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、こども家庭センター、教育委員会、学校・SCやSSW、保育所・認定こども園、児童発達支援センター「にこにこ」、児童家庭支援センター「オリーブの木」、八代児童相談所、子ども・若者総合相談センター、医療機関等、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を推進することにより、共助体制を構築します。

また、こども家庭センターを中心とした相談支援体制を強化し、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進します。

¹⁰ BPR：業務の本来の目的に向かって、組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー等をデザインしなおすこと

(4)子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

子育てに係る手続き・事務負担の軽減を図り、制度を使いやすくするため、プッシュ型の通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・行政等の手続・事務負担の軽減を検討します。

また、こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすく確認できる一覧性が確保された情報の発信、SNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援、部門を超えて横の連携をとって事業を組み合わせることでコーディネートするなど、情報発信や広報を改善・強化します。

(5)こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成

社会全体で未来を支えるこどもたちを支え、育てる気運の醸成に向けた取組を推進します。

「こども食堂」、「地域の縁がわ」など、こどもが気軽に集える地域の居場所づくりを支援するなどして、こどもや子育て世代と地域とのつながりを強め、支援が必要なこども・家庭の早期発見や早期の包括的支援につなげるだけでなく、地域全体でこどもの育ちを見守り応援する気運の醸成を図ります。

また、こども・子育てを応援する地域や企業の好事例の紹介、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運の醸成を図ります。



3 施策の推進体制づくり

(1) 熊本県及び本市における施策の推進体制と取組

熊本県においては「こどもまんなか熊本」の実現に向けて、こどもの育ちの環境づくり、教育環境の整備、その他こどもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進しています。熊本県子ども・子育て会議では、本県におけるこども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況の調査・審議を行っており、県は、こども・子育て政策を担当する部署を中心に関係部局が連携し、こども・子育て関連施策についての企画及び立案並びに施策の実施を担っています。また、県は、市町村、子育て当事者、教育、保育等を行う者、県民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、それぞれが連携協力して子育て支援等を行うことができるよう、必要な助言及び適切な援助に努め、県の計画の内容について、こどもを含めた県民の理解が深まり、県民がそれぞれの立場で取組を進めていけるよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めることとしています。

本市においても、全庁的体制でこども施策に取り組むため、水俣市こども子育て推進本部及びプロジェクトチームを組織して施策を推進します。本市における施策の方向性、進捗状況、計画変更等は、水俣市子ども・子育て会議及び水俣市こども子育て推進本部で定期的に審議します。また、こども・若者の育ちの大きな柱である教育の推進については、本計画に掲げる事項のほか、水俣市教育大綱及び水俣市教育振興基本計画に沿った取組を推進します。

(2) 市、子育て当事者、教育・保育等を行う者、県(市)民及び事業者の役割

将来を担うこどもたちや子育てを支えるためには、国や県を含め、県民・市民、事業者が広く連動・連携して子育て支援等に取り組む必要があります。行政、子育て当事者、教育・保育等を行う者、県民・市民及び事業者の責務や役割を熊本県子ども輝き条例等を踏まえて明確にし、互いに連携して施策を推進していきます。(出典：こどもまんなか熊本・実現計画)

【市の役割】

市は、子育てしやすい地域社会の形成に関し、多くの事業で実施主体を担う等、重要な役割を担っており、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努めます。

また、市は、県、子育て当事者、教育・保育等を行う者、県民及び事業者と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努めます。

【子育て当事者の役割】

子育て当事者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、こどもに愛情をもって接し、大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めます。

【教育・保育等を行う者の役割】

こどもの教育・保育等を行う者は、こどもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、こどもの育ちを支援していくよう努めます。

【県民及び事業者の役割】

県民及び事業者は、こどもを地域及び社会全体で育てていくという認識のもと、こどもの育ちを支えていくよう努めることが期待されます。県民は、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとします。

- ① すべてのこどもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。
- ② すべてのこどもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な支援を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。
- ③ すべてのこどもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。
- ④ すべてのこどもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育つことができること。

また、県民は、全てのこどもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくことが期待されます。

- ① 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。
- ② 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。
- ③ 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にすること。
- ④ 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立していくこと。

(3) 安定的な国の財源の確保

安定的な国の財源の確保に向け、令和6年3月2日の衆議院・総務委員会で全会一致の決議がなされた「持続可能な地方税財政基盤の確立及び大規模災害等への対応に関する件」において、「こども・子育て政策の強化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域のそれぞれの実情に応じた諸施策を中長期にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること」とされたことも踏まえた上で、必要な安定的な国の財源の確保について、熊本県と連携して国への要望を行っていきます。

第 7 章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込み

1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的状況や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では、その地理的条件も踏まえ、行政区や小学校校区単位で需給調整を行うには範囲が狭いと考えられること、本市内の幼稚園・保育所・こども園において、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に市内の様々な区域から通園をしている現状があること、また、その方が勤務状況に合わせた保育施設の利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいことを考慮し、第2期計画と同様に市全域を1つの教育・保育提供区域と設定します。

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所・こども園の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	対象	利用できる主な施設
1号認定	3～5歳の教育を希望する児童（保育※の必要性なし）	認定こども園
2号認定	3～5歳の保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童（保育の必要性あり）	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳の保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童（保育の必要性あり）	

※「保育」には、教育に関することを含みます。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その有用性は高いものであると考えます。本市には、現在、幼保連携型¹¹が5園、幼稚園型¹²が2園、合計7園の認定こども園があります。

¹¹ 幼保連携型：幼稚園的機能と保育所的機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

¹² 幼稚園型：認可幼稚園が、保育所的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

【量の見込みと確保量】

本市には、現在、保育所6園、認定こども園7園が設置されています。本市では、年度当初はもとより年度途中においても待機児童は発生していない状況であり、令和5年度から定員の弾力化を認めておりません。

		令和7年度						令和8年度						令和9年度					
		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号	
		施設学 設園助 成 給私	幼校希 児教望 期の育 利が 用強い	左 記 以 外	2 歳	1 歳	0 歳	施設学 設園助 成 給私	幼校希 児教望 期の育 利が 用強い	左 記 以 外	2 歳	1 歳	0 歳	施設学 設園助 成 給私	幼校希 児教望 期の育 利が 用強い	左 記 以 外	2 歳	1 歳	0 歳
量の見込み		83	362		160		82	359		157		82	355		153				
		83	7	355	65	64	31	82	7	352	64	63	30	82	7	348	62	62	29
確保 方 策	幼稚園	0						0						0					
	認定こども園(幼稚園部分)	90												90					
	認定こども園(保育所部分)		144	36	35	29							144	36	35	29		144	36
	保育所		228	72	71	49		228	72	71	49		228	72	71	49			
	地域型保育事業			0	0	0			0	0	0			0	0	0			
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0			
	計		90	372	108	106	78	90	372	108	106	78	90	372	108	106	78		
	合 計		90	372	292		90	372	292		90	372	292						
確保方策-量の見込み		7	10	132		8	13	135		8	17	139							
広域 利用	自市町村の居住児童分		4	0		0	4	0		0	4	0							
	他市町村からの受入児童分	5	24	22		0	24	22		0	24	22							
自市町村の居住児童の弾力運用分		0	0	0		0	0	0		0	0	0							

		令和10年度						令和11年度							
		1号		2号		3号		1号		2号		3号			
		施設学 設園助 型＋私 給成園	幼 児 期 の 学 用 い	幼 校 教 育 が 強 い	左 記 以 外	2 歳	1 歳	0 歳	施設学 設園助 型＋私 給成園	幼 児 期 の 学 用 い	幼 校 教 育 が 強 い	左 記 以 外	2 歳	1 歳	0 歳
量の見込み		81	352			150			80	348			147		
		81	7	345	61	61	28	80	7	341	59	60	28		
確保 方 策	幼稚園	0							0						
	認定こども園(幼稚園部分)	90													
	認定こども園(保育所部分)		144	36	35	29		144							36
	保育所		228	72	71	49		228	72	71	49				
	地域型保育事業			0	0	0			0	0	0				
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0		0	0	0	0				
		計	90	372	108	106	78	90	372	108	106	78			
	合 計	90	372	292			90	372	292						
確保方策-量の見込み		9	20	142			10	24	145						
広 域 利 用	自市町村の居住児童分	0	4	0			0	4	0						
	他市町村からの受入児童分	0	24	22			0	24	22						
自市町村の居住児童の弾力運用分		0	0	0			0	0	0						

【確保の方策】

1号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の83人ですが、定員は90人で、対応が可能です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の362人ですが、定員は、保育所、認定こども園を合わせて372人で、ほぼ受け入れ可能となっています。ただし、広域利用の見込みが20人ありますので、広域利用を含めた利用見込み人数は382人となり、確保量の372人に対し、10人の供給不足が見込まれます。

一方、3号認定においては、広域分22人を加えて、182人の見込み人数に対し、292人の確保方策があることから、110人の余裕受け入れ人数があり、十分確保方策を満たし、2号の受け入れも可能と考えることから、計画上の需給バランスは満たされます。

なお、3号認定については、広域利用は除き、0～3歳児の最大見込み人数はいずれも令和7年度でそれぞれ0歳児31人、1歳児64人、2歳児65人となっております。また、確保方策は、0歳児78人、1歳児106人、2歳児108人となっており、それぞれ十分受け入れ可能です。



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

(1)利用者支援事業

妊娠期から子育て期の母子保健や育児に関する悩みや、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用等について、身近な実施場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・援助等を行うとともに、また、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業は、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村の窓口などで実施することとされています。

【量の見込みと確保量】

令和4年児童福祉法改正により、市町村は令和8年度までに全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされました。本市では、令和6年4月にこども家庭センターを設置し、事業を推進しています。また、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとされているほか、令和7年度から妊婦等包括相談支援事業が創設されました。これらを踏まえ、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量及び確保量を設定しました。

<基本型:地域子育て相談機関>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	1箇所以上	1箇所以上	1箇所以上	1箇所以上	1箇所以上
確保量(②)	1箇所以上	1箇所以上	1箇所以上	1箇所以上	1箇所以上
②-①	—	—	—	—	—

※国の財政支援を受けないものを含む。

<こども家庭センター型>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保量(②)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②-①	0	0	0	0	0

<妊婦等包括相談支援事業型>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保量(②)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②-①	0	0	0	0	0

※「こども家庭センター型」中で実施する場合もある。取組内容は(16)を参照。

【確保の方策】

こども家庭センター事業を推進しつつ、地域子育て相談機関の整備や妊婦等包括相談支援事業を実施します。

(2)延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間を超える時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保量】

子ども・子育てアンケートの結果に基づき、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量及び確保量を設定しました。延長保育事業の利用者数は減少していく見込みとなっています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	185人	182人	179人	176人	174人
箇所数	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所
確保量(②)	185人	182人	179人	176人	174人
箇所数	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

現在の事業規模を維持して実施します。

(3)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

障害児保育事業等の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配等に必要な費用を補助することで、こども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る事業です。

【量の見込みと確保量】

令和6年度の利用実績に基づき、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量及び確保量を設定しました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
確保量(②)	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
②-①	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

【確保の方策】

対象となるこどもの入園に対応して実施します。

(4)放課後児童健全育成事業

日中保護者が労働等により家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に保育園や小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊びや生活の場を提供することで、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保量】

令和6年度の利用実績、学年ごとの利用状況及び今後の児童数等に基づき、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量を設定しました。放課後児童健全事業の利用者数は減少していく見込みですが、待機児童が発生しているため一定の量を確保して対応します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 ①	1年生	76	80	79	66	69
	2年生	85	62	66	65	54
	3年生	71	72	53	56	55
	4年生	33	35	35	26	27
	5年生	22	21	23	23	17
	6年生	16	15	14	15	15
	計	303	285	270	251	237
確保量(②)		265	265	265	265	265
②-①		-38	-20	-5	14	28

【確保の方策】

令和6年度現在、7箇所（公設民営3、民設民営4）で当事業を実施していますが、年々学童クラブにおけるニーズが高まり、学童クラブを必要としても利用できない待機児童が発生している状況です。

待機児童については、国の緊急的な居場所確保事業等の活用も検討しながら、放課後における児童の居場所の確保を図るとともに、既設施設の整備及び環境改善による確保量の増加と新設等を検討していきます。

併せて、放課後における児童の多様な居場所づくり及び地域が一体となって子どもたちを育てる仕組みづくりの観点から、福祉と教育の一体的な連携による「放課後子供教室」の実施を必要に応じて検討するとともに、社会教育や社会体育、各関係機関とも連携を取りつつ、地域における安全な遊び場や学び場づくりなど、子どもたちを地域全体で見守り、支えるための取組について、様々な視点から検討していきます。

(5)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な養育を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

令和6年度の利用実績、また、児童福祉法の改正に伴い、「養育環境等に課題があり児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合」や「保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について親子での利用が必要である場合」も利用可能となったことを踏まえ今後の利用を見込み、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量及び確保量を設定しました。子育て短期支援事業の利用者数は高い数値で維持が見込まれます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	276人	276人	276人	276人	276人
確保量(②)	276人	276人	276人	276人	276人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

2歳未満児は乳児院（2箇所）、2歳以上児は児童養護施設（2箇所）において実施していますが、現在の委託実施機関を維持し確保します。

また、医療的ケア児や障がい児など、多様なこどもの受入についても、関係機関の協力を得ながら、必要に応じて委託実施機関と受入れに向けた研修会や協議の場を設定し対応していきます。

(6)乳児家庭全戸訪問事業

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育相談や助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

0歳児の推計値に基づき、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量及び確保量を設定しました。乳児家庭全戸訪問事業の利用者数は減少していく見込みとなっています。

4か月以内の乳児がいる全ての家庭を訪問するため、見込み量と確保量は同数としました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	104人	101人	98人	95人	93人
確保量(②)	104人	101人	98人	95人	93人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

市保健センターの保健師等により、母子保健法に基づく新生児・乳児訪問指導等と併せた実施体制を維持して実施します。

(7)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援することが特に必要と認められる児童や保護者等に対し、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、援助、その他必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

近年の事業実績に基づき、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量を設定しました。養育支援訪問事業の利用者数は横ばいになる見込みとなっています。

支援の必要な家庭を訪問するため、見込み量と確保量は同数としました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	6人	6人	6人	6人	6人
確保量(②)	6人	6人	6人	6人	6人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

対象者の把握に努め、必要に応じて関係機関と連携して訪問支援を実施します。

(8)地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

近年の事業実績（延べ利用人数等）に基づき、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量を設定しました。

確保量については、事業実施場所の収容人数に年間平均開館日数を乗じた数を設定しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	2,169人	2,169人	2,169人	2,169人	2,169人
確保量(②)	4,410人	4,410人	4,410人	4,410人	4,410人
②-①	2,241人	2,241人	2,241人	2,241人	2,241人

【確保の方策】

現在、市内1箇所で実施していますが、事業内容の拡充や場所及び関係機関との連携も検討していきます。



(9)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

近年の事業実績に基づき、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量を設定しました。一時預かり事業の利用者数は横ばいに推移していく見込みとなっています。

確保量については、各施設の事業実施状況等（自主事業を含む）から設定しています。

<ア. 幼稚園(認定こども園)における在園児に対する一時預かり>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	665 人日	665 人日	665 人日	665 人日	665 人日
箇所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
確保量(②)	7,920 人日	7,920 人日	7,920 人日	7,920 人日	7,920 人日
箇所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
②-①	7,255 人日	7,255 人日	7,255 人日	7,255 人日	7,255 人日

<イ. アを除く一時預かり>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	56 人日	56 人日	56 人日	56 人日	56 人日
箇所数	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所
確保量(②)	528 人日	528 人日	528 人日	528 人日	528 人日
箇所数	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所
②-①	472 人日	472 人日	472 人日	472 人日	472 人日

【確保の方策】

既存施設において対応予定ですが、施設間での連携も検討していきます。



(10)病児・病後児保育事業

病児または病気の回復期にある児童について、専用施設等において看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。本市においては、病児対応型（1箇所）を実施しています。

【量の見込みと確保量】

令和5年度の見込み量に基づき、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量を設定しました。病児・病後児保育事業の利用者数は横ばいに推移していく見込みとなっています。

確保量については、事業実施場所の収容人数に年間平均開所日数を乗じた数を設定しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	140人	140人	140人	140人	140人
確保量(②)	292人	292人	292人	292人	292人
②-①	152人	152人	152人	152人	152人

【確保の方策】

現在の事業規模を維持して実施します。

(11)ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

令和5年度の見込み量に基づき、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量及び確保量を設定しました。ファミリー・サポート・センター事業の利用者数は横ばいに推移していく見込みとなっています。

現在の依頼会員は45人、提供会員は34人、両方会員は2人となっており、例年と大きな差はなく推移しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	95人	95人	95人	95人	95人
確保量(②)	95人	95人	95人	95人	95人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

現在の事業規模を維持して実施します。

(12)妊婦に対する健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査にかかる費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【量の見込みと確保量】

0歳児の推計値に基づき、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量及び確保量を設定しました。妊婦に対する健康診査の受診者数は減少していく見込みとなっています。

妊婦全員が受診できるよう見込み量と確保量は同数としました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	1456 人回	1414 人回	1372 人回	1330 人回	1302 人回
確保量(②)	1456 人回	1414 人回	1372 人回	1330 人回	1302 人回
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【確保の方策】

妊娠届出時に妊婦一人当たり14回分の妊婦健康診査受診票を交付するほか、熊本県医師会及び出水市内産科医療機関への委託により受診できる体制を確保し、里帰り出産等でそれ以外の医療機関で受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を実施します。



(13)子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込みと確保量】

支援を必要とすることが見込まれる世帯の数に基づき、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量を設定しました。確保量については横ばいで設定していますが、本事業は令和6年度から新たに創設された事業であるため、各年度における実施状況を把握し、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行っていきます。

また、子育て世帯訪問支援事業の利用者数は減少していく見込みとなっています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	20人	18人	18人	18人	16人
確保量(②)	20人	20人	20人	20人	20人
②-①	0人	2人	2人	2人	4人

【確保の方策】

令和6年度から1事業所に委託して実施していますが、多様な支援内容やサービス提供時間に対応できるよう、委託実施機関の追加を検討するなど、ニーズに応じた支援を実施します。



(14)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保量】

支援を必要とすることが見込まれる児童等の数に基づき、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量を設定しました。確保量については横ばいで設定していますが、本事業は令和6年度から新たに創設された事業であるため、各年度における実施状況を把握し、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行っていきます。

また、児童育成支援拠点事業の利用者数は減少していく見込みとなっています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	20人	18人	18人	18人	16人
確保量(②)	20人	20人	20人	20人	20人
②-①	0人	2人	2人	2人	4人

【確保の方策】

現在の事業規模を維持して実施します。



(15)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

【量の見込みと確保量】

親子関係形成支援事業は、令和7年度に熊本県南部発達障がい者支援センター「わるつ」から技術支援を受け、令和8年度から市直営で実施の予定です。

支援を必要とすることが見込まれる世帯の数に基づき、令和8年度から令和11年度の見込み量及び確保量を設定しました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	8人	9人	8人	8人	7人
確保量(②)	8人	10人	8人	8人	8人
②-①	0人	1人	0人	0人	1人

【確保の方策】

令和7年度は技術支援を受けて実施し、令和8年度から市直営で実施予定です。

(16)妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行うものです。

【量の見込みと確保量】

各年度の妊娠届出数等を推計し、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量及び確保量を設定しました。

妊娠期から切れ目のない支援を実施するため、見込み量と確保量は同数としました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	妊娠届出数 104 件 面談回数 312 回	妊娠届出数 101 件 面談回数 303 回	妊娠届出数 98 件 面談回数 294 回	妊娠届出数 95 件 面談回数 285 回	妊娠届出数 93 件 面談回数 279 回
確保量(②)	妊娠届出数 104 件 面談回数 312 回	妊娠届出数 101 件 面談回数 303 回	妊娠届出数 98 件 面談回数 294 回	妊娠届出数 95 件 面談回数 285 回	妊娠届出数 93 件 面談回数 279 回
②-①	—	—	—	—	—

【確保の方策】

妊娠届出時から妊娠中や産後に、市保健センターの保健師による面談等の実施体制を整備し実施します。

(17)乳幼児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保護者の就労状況に関わらず、時間単位などでこどもを預かる制度で、令和8年度からの給付制度化へ向けて、受け入れ体制を整備するものです。

【量の見込みと確保量】

令和6年4月1日現在における0歳6か月から2歳の未就園児数を用いて、国が示す基本的な算出式に基づき、計画期間の令和11年度までの見込み量及び確保量を設定しました。

〈必要受入時間数〉

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	1,460 時間	1,430 時間	1,390 時間	1,350 時間
確保量(②)	1,460 時間	1,430 時間	1,390 時間	1,350 時間
②-①	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間

〈必要定員数〉

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	9 人	9 人	9 人	9 人
確保量(②)	9 人	9 人	9 人	9 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人

【確保の方策】

各事業所との調整や、必要に応じ施設整備を含めた供給体制の確保方策を検討していきます。



(18)産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

【量の見込みと確保量】

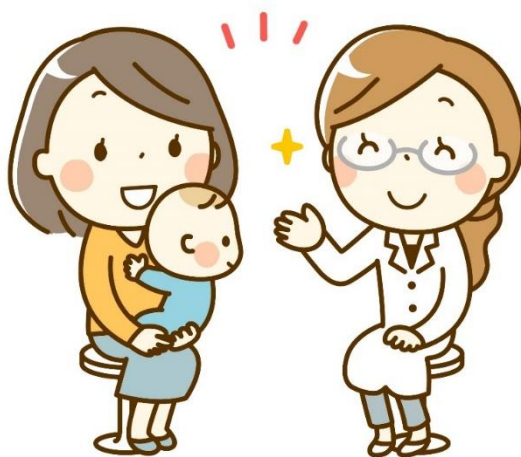
0歳児の推計値及び支援が必要な産婦数の推移に基づき、計画期間の令和7年度から令和11年度の見込み量を設定しました。産後ケア事業の利用者数は増加していく見込みとなっています。

利用希望者が利用できるようにするため、見込み量と確保量は同数としました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(①)	50人日	50人日	60人日	60人日	70人日
確保量(②)	50人日	50人日	60人日	60人日	70人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【確保の方策】

水俣市立総合医療センターへの委託により、宿泊型、通所型でケア等の事業を実施します。今後増加を見込む量に対しては、委託実施機関や実施方法等を検討し支援体制を整備し確保していきます。



1 熊本県子ども輝き条例

(平成 19 年 10 月 3 日条例第 54 号)

熊本県子ども輝き条例をここに公布する。

熊本県子ども輝き条例

子どもは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、次代の熊本、国、そして世界を担う私たちすべての未来である。

また、子どもは、命が始まり、生まれ、育つすべての過程において大切にされなければならない存在であり、すべての子どもが健やかに育つことは、私たち県民みな願いである。

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他県民みなで子どもの育ちを支えていくことが必要である。

これまで、子どもを社会の一員として尊び、よりよい環境の中で育てていくための取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により熊本の子どもが日本で一番生き生きと輝くことは、熊本が輝くことにほかならない。

ここに、すべての子どもがいつも生き生きと輝く熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組に関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で「子ども」とは、18 歳未満の者をいう。

(基本理念)

第 3 条 すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) すべての子どもは、生まれ育ってきた状況、性別、障害又は病気の有無等にかかわらず、世界に一つのかけがえのない存在であること。
- (2) すべての子どもは、社会の一員としてその人権及び個性が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- (3) すべての子どもは、自分は愛され、大切にされる存在であると感じ、安心して育つことができること。

(子どもの育ちの環境づくり)

第 4 条 県民は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとする。

- (1) すべての子どもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、

様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。

- (2) すべての子どもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な指導を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。
- (3) すべての子どもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。
- (4) すべての子どもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育っていけること。

(子どもに教え伝えていくこと)

第5条 県民は、すべての子どもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくものとする。

- (1) 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。
- (2) 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。
- (3) 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にすること。
- (4) 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立していくこと。

(それぞれの役割)

第6条 子どもの保護者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、子どもに愛情をもって接し、大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めるものとする。

- 2 子どもの教育、保育等を行う者は、子どもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、子どもの育ちを支援していくよう努めるものとする。
- 3 県民及び事業者は、子どもを地域及び社会全体で育てていくという認識の下、子どもの育ちを支えていくよう努めるものとする。

(県の取組)

第7条 県は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他子どもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していくものとする。

- 2 県は、この条例に掲げる基本理念について、子どもを含めた県民の理解が深まり、この条例に規定する取組について、県民がそれぞれの立場で進めていけるよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めていくものとする。

(肥後っ子の日)

第8条 県は、県民一人一人が、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて関心と理解を深めるとともに、その実現に向けてそれぞれの家庭、学校、職場、事業所等において特に取組を行う日として、肥後っ子の日を設ける。

- 2 肥後っ子の日は、毎月15日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

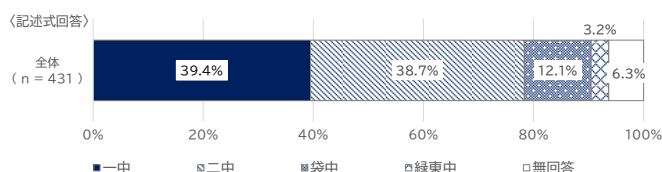
2 アンケート調査結果の概要

(1)子ども・子育てアンケートの概要

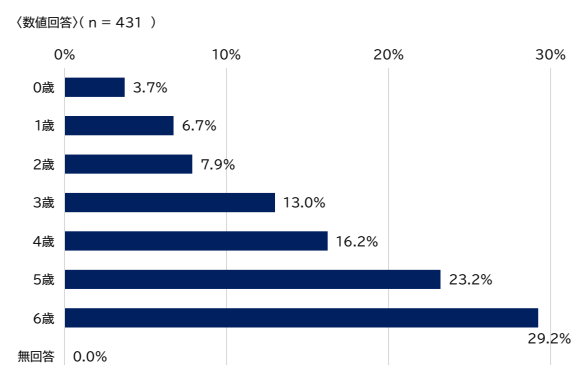
子ども・子育てアンケート	
調査対象	市内に居住する小学校就学前児童(0～6歳)の保護者 622 世帯
配布方法 回収方法	①保育園・認定こども園での配布・回収 ②郵送による配布回収
調査期間	令和6年2月5日～2月 15 日
配布数	①保育園・認定こども園での配布:560 件 ②郵送による配布:62 件
有効回答数	①保育園・認定こども園での回収:402 件 ②郵送による回収:29 件 合計:431 件
有効回答率	①保育園・認定こども園での回収:71.8% ②郵送による回収:46.8% 合計:69.3%

① 回答者の状況

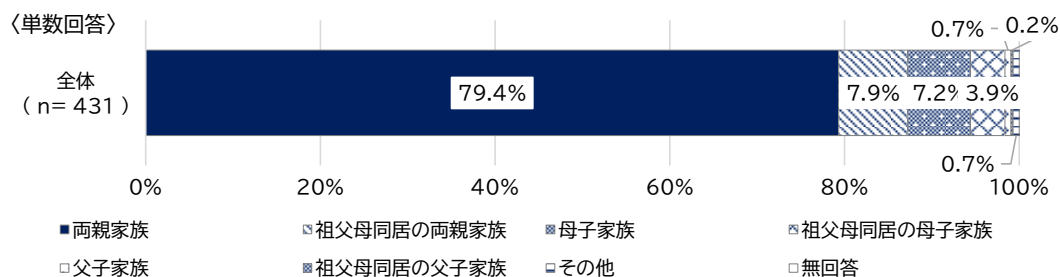
ア. 住んでいる地区(中学校区)



イ. こどもの年齢



ウ. 家族形態

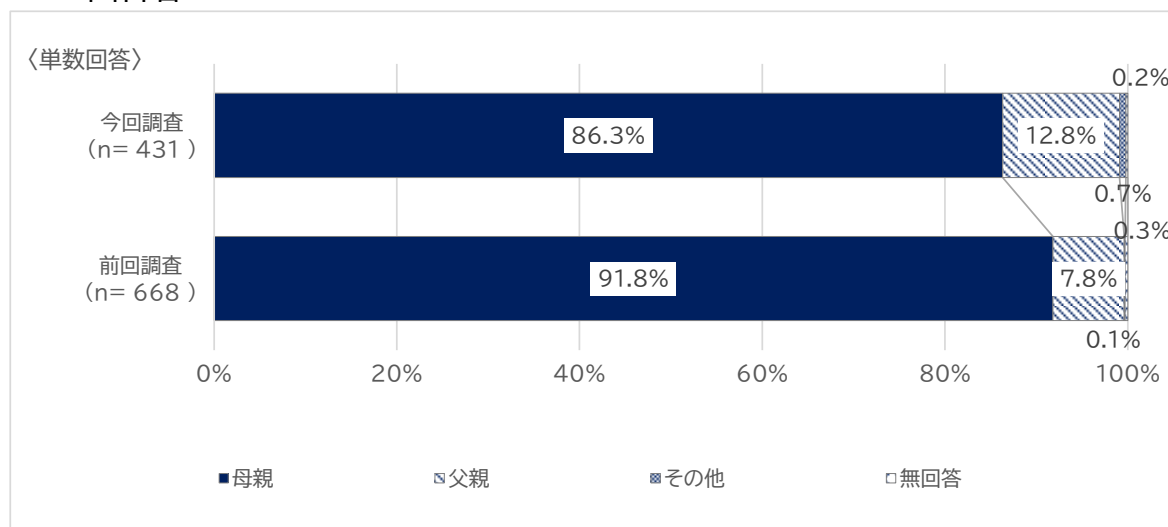


② 調査対象家族の特徴

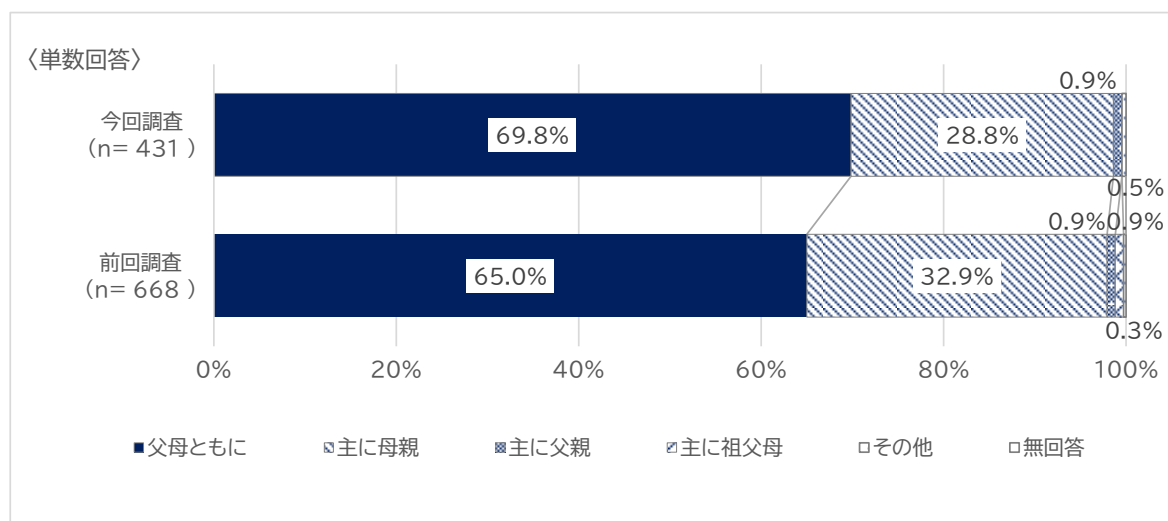
調査対象者は、0歳から6歳までの子育てを行っている保護者で、回答者は「母親」が86.3%となっています。

就学前児童の保護者における子育ての主な担い手については、「父母ともに」が69.8%となっており、令和2年度に実施した「子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査」（以下、前回調査という）と比較すると4.8ポイント増加しています。

ア. 回答者



イ. 子育ての主な担い手(就学前児童の保護者)

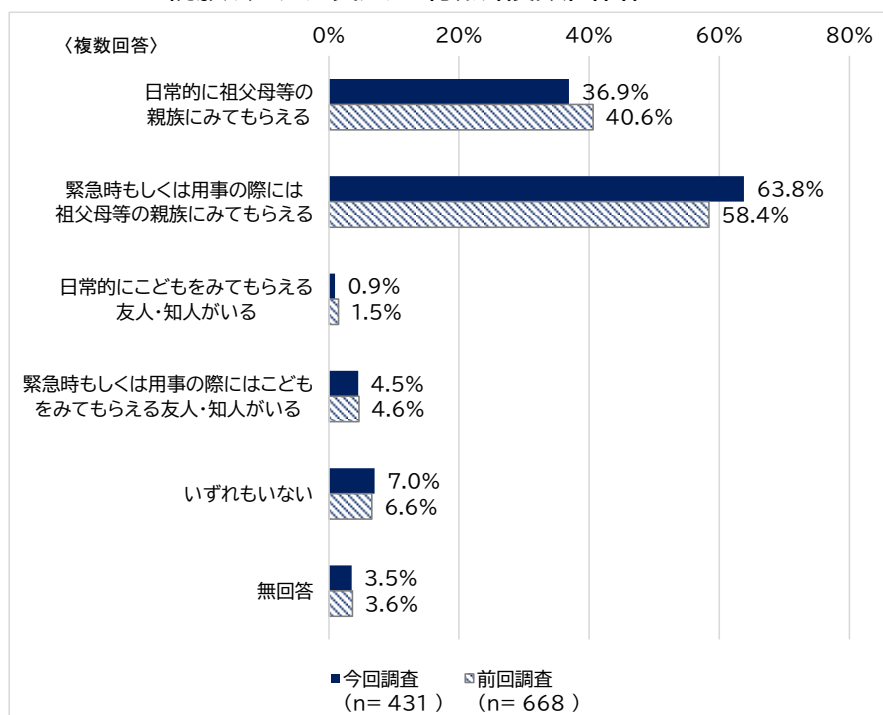


③ 子育てをめぐる環境

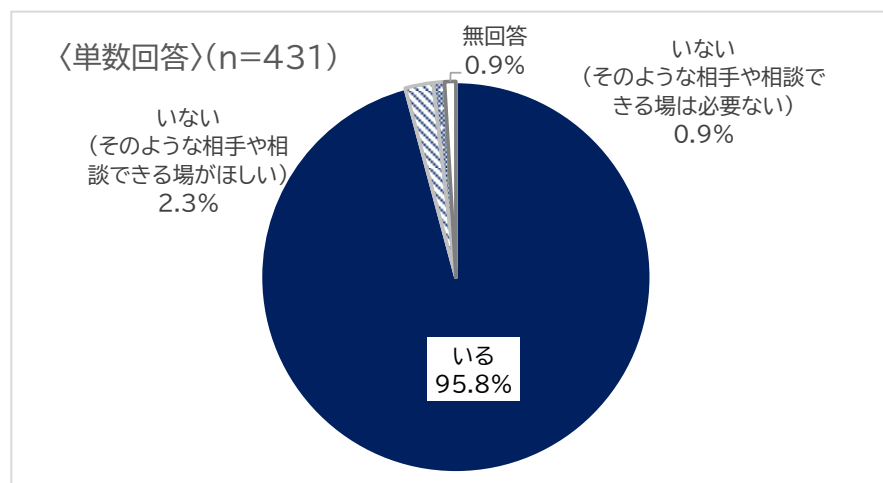
子育てのサポートの有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が36.9%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が63.8%となっています。一方、こどもをみてくれる人が祖父母等の親族、友人・知人の「いずれもない」が7.0%となっています。

子育てをする上での相談については、気軽に相談できる人・場所が「いる・ある」が95.8%、「いない・ない（そのような相手や相談できる場がほしい）」が2.3%となっています。

ア. こどもをみてくれる親族、知人・友人の有無(複数回答)



イ. 気軽に相談できる人・場所の有無

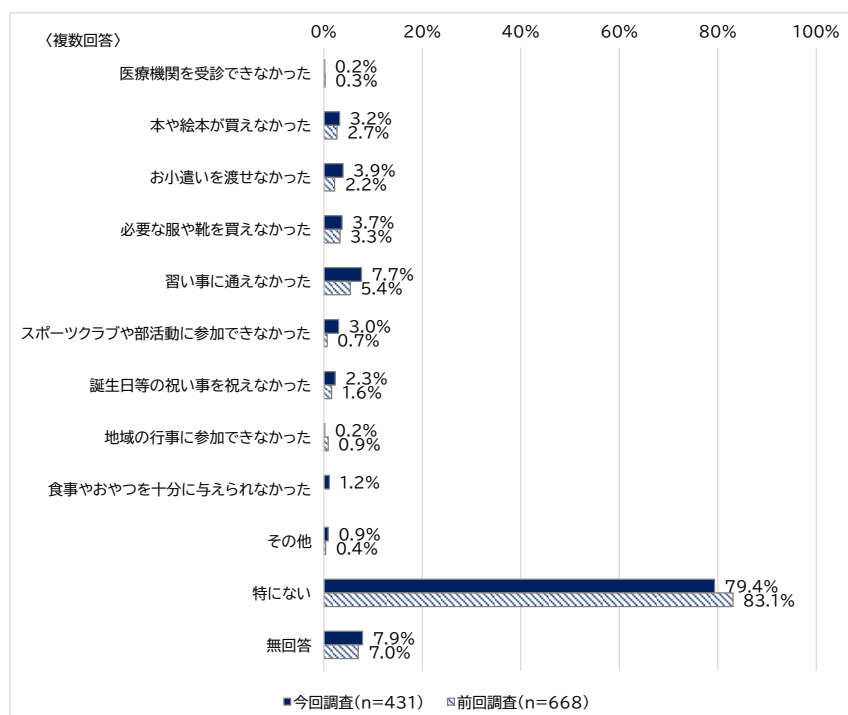


おおむね直近1年の間における経済的理由により希望がかなわなかった経験の有無については、「特にない」が79.4%となっており、前回調査と比較すると3.7ポイント減少しています。

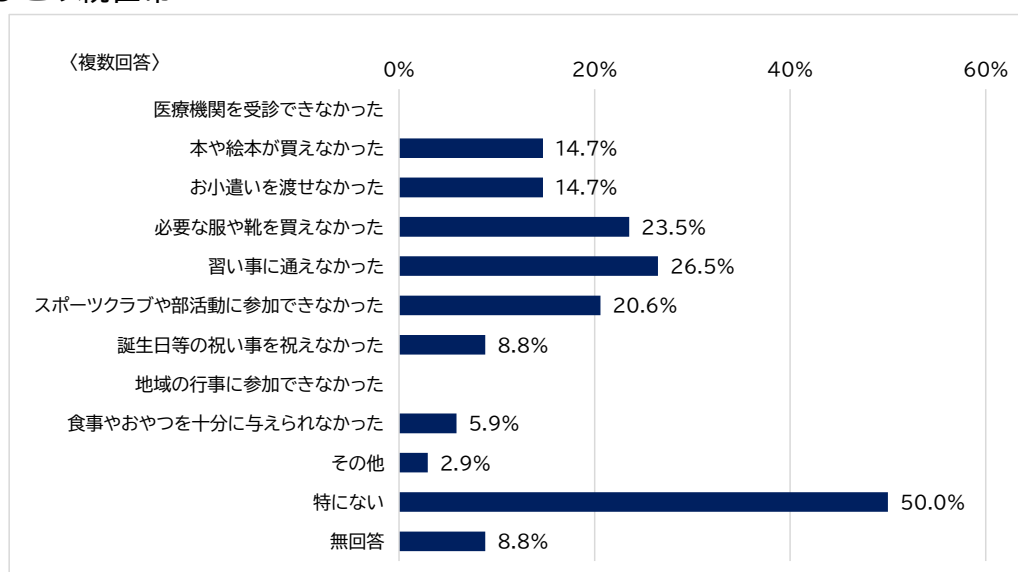
世帯類型別にみると、ひとり親世帯では「特にない」が50.0%で、全世帯と比較して3割程度低く、「習い事に通えなかった」が26.5%、「必要な服や靴を買えなかった」が23.5%、「スポーツクラブや部活動に参加できなかった」が20.6%といずれも全世帯と比較して高い割合となっています。

ウ. 経済的理由により希望がかなわなかった経験の有無(複数回答)

<全世帯>



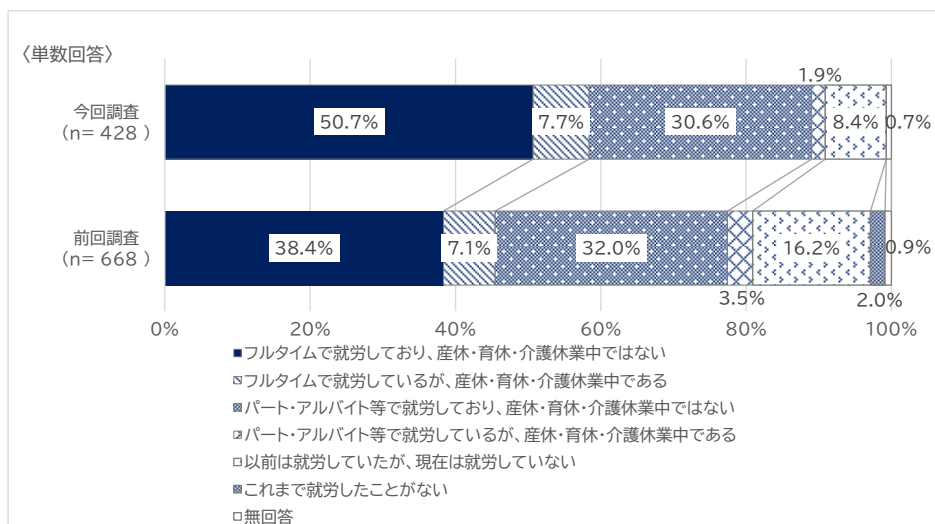
<ひとり親世帯>



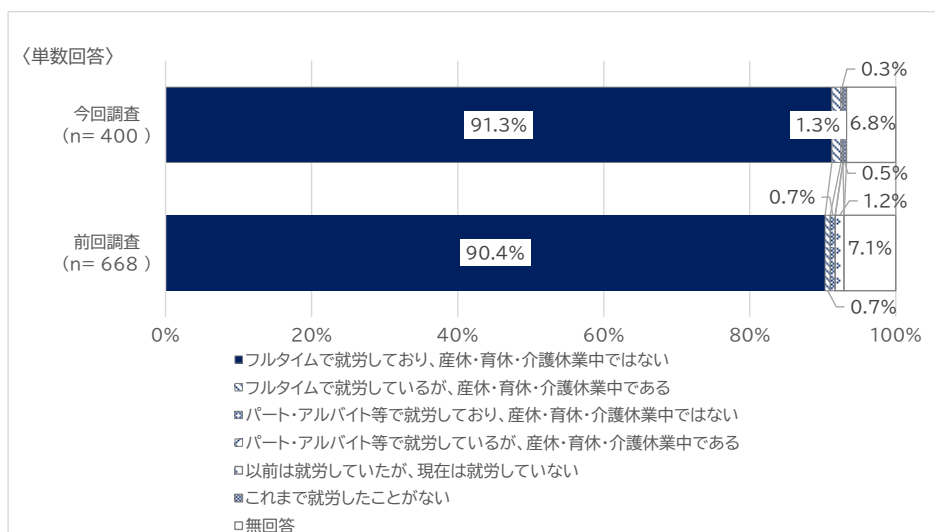
④ 保護者の就労状況・今後の就労意向・育児休業の取得に関する状況

保護者の就労状況については、母親ではフルタイム就労が 58.4%、フルタイム以外の就労が 32.5%、非就労が 8.4%となっています。父親ではフルタイム就労が 92.6%となっています。

ア. 母親の就労状況



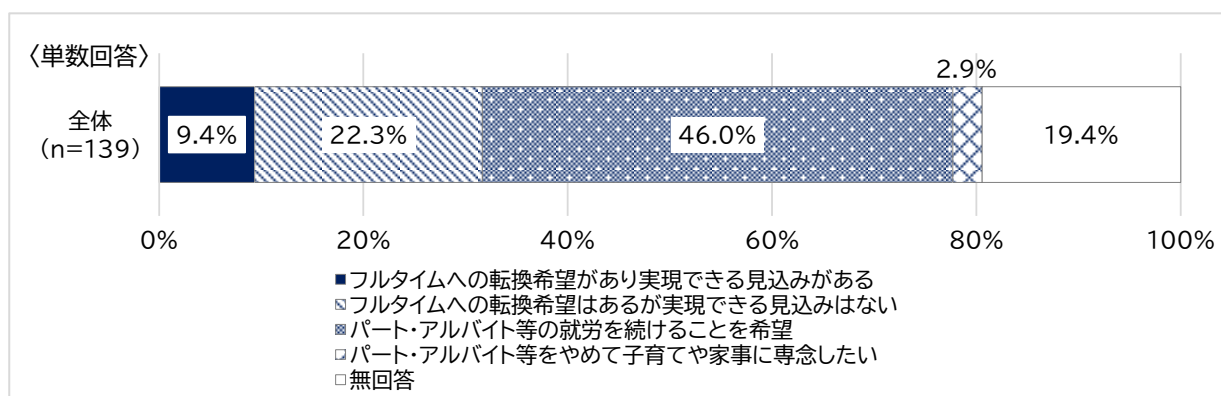
イ. 父親の就労状況



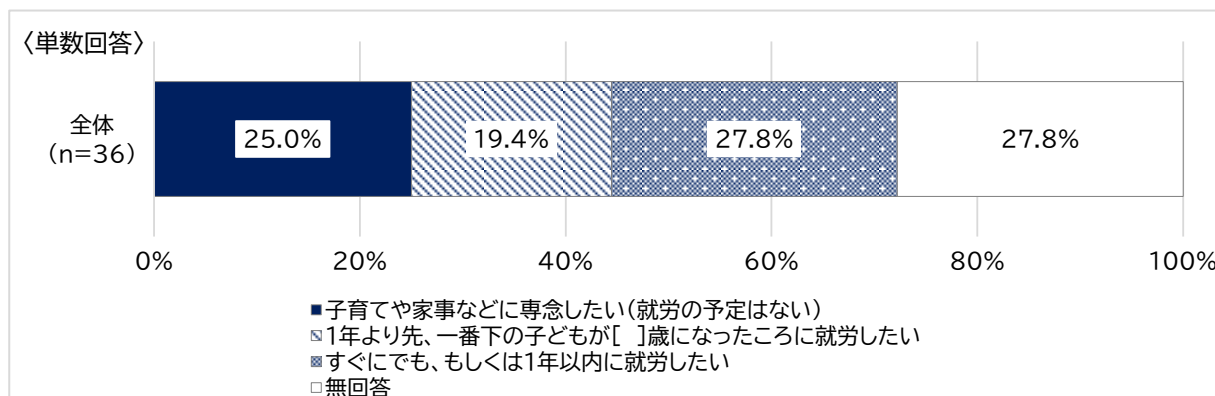
フルタイム以外で就労している母親のフルタイム就労への今後の転換希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 46.0%、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 22.3%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みはある」が 9.4%となっています。

就労していない母親の今後の就労移意向については、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が 27.8%、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」が 25.0%、「1年より先、一番下の子どもが、[]歳（希望の年齢を記述回答）になったころに就労したい」が 19.4%となっています。

ウ. 母親(フルタイム以外での就労者)のフルタイム就労への転換希望

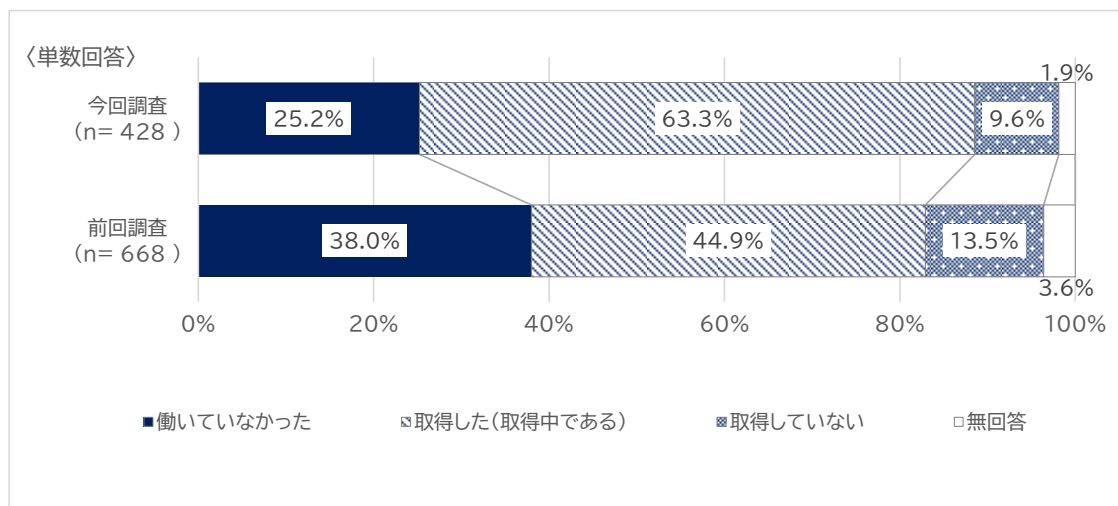


エ. 母親(非就労者)の就労意向

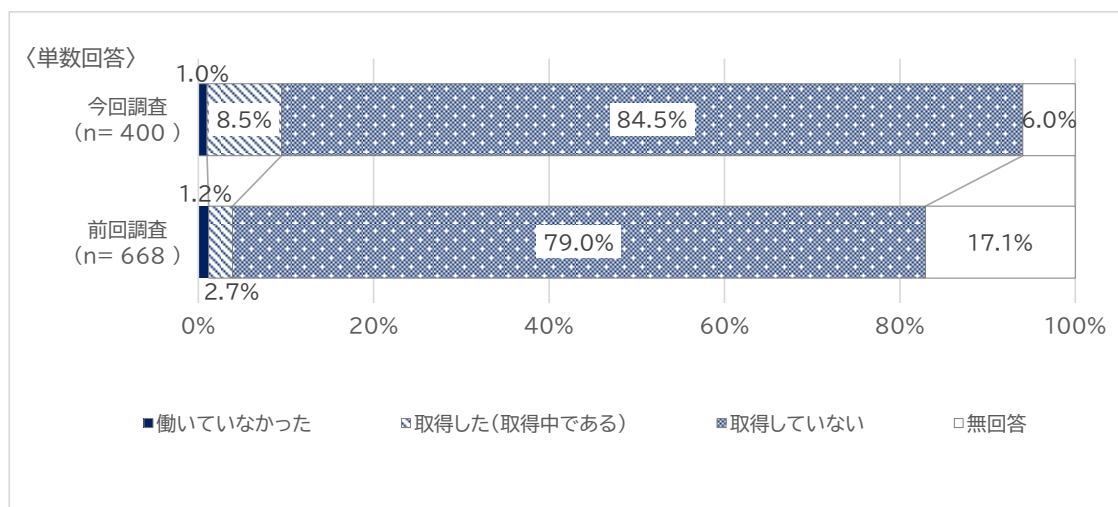


就学前児童の保護者における育児休業の取得状況については、母親の育児休業取得の割合が 63.3%、父親の育児休業取得の割合が 8.5%となっており、いずれも前回調査と比較すると増加しています。

オ. 母親の育児休業の取得状況(就学前児童の保護者)

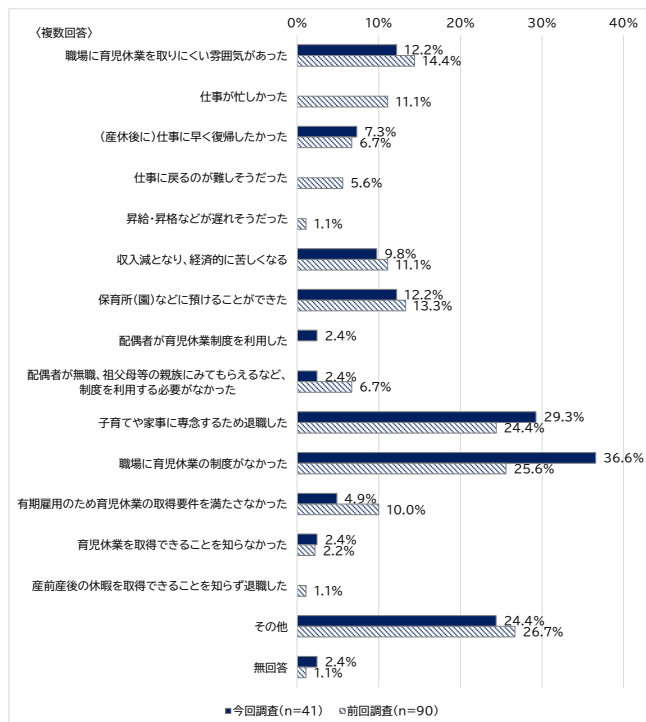


カ. 父親の育児休業の取得状況(就学前児童の保護者)

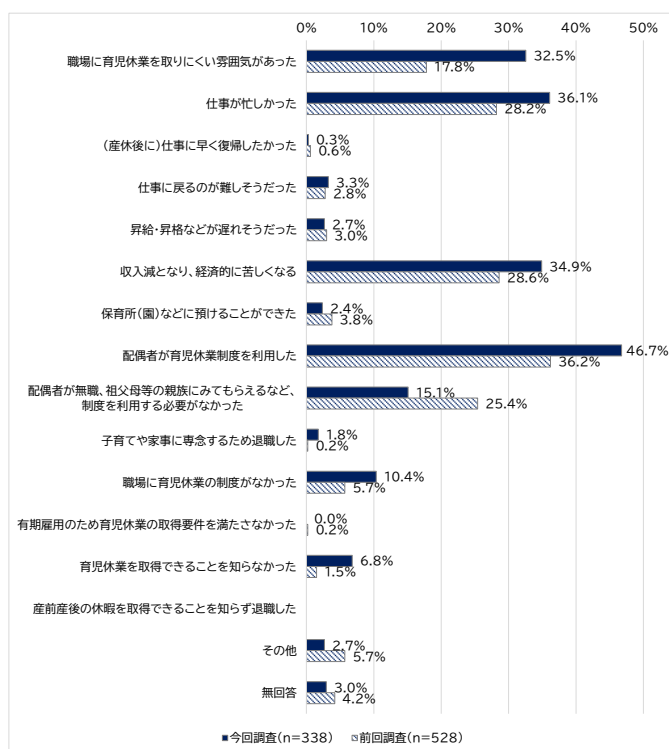


育児休業を取得していない人の理由については、母親では「職場に育児休業に制度がなかった」が 36.6%、「子育てや家事に専念するため退職した」が 29.3%となっています。父親では、「配偶者が育児休業を利用した」が 46.7%、「仕事が忙しかった」が 36.1%となっています。

キ. 母親の育児休業を取得していない理由(複数回答)



ク. 父親の育児休業を取得していない理由(複数回答)

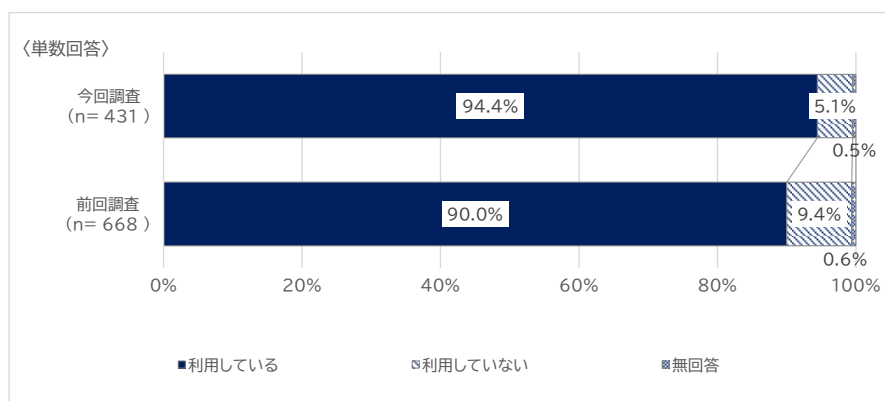


⑤ 教育・保育事業の利用状況・利用意向

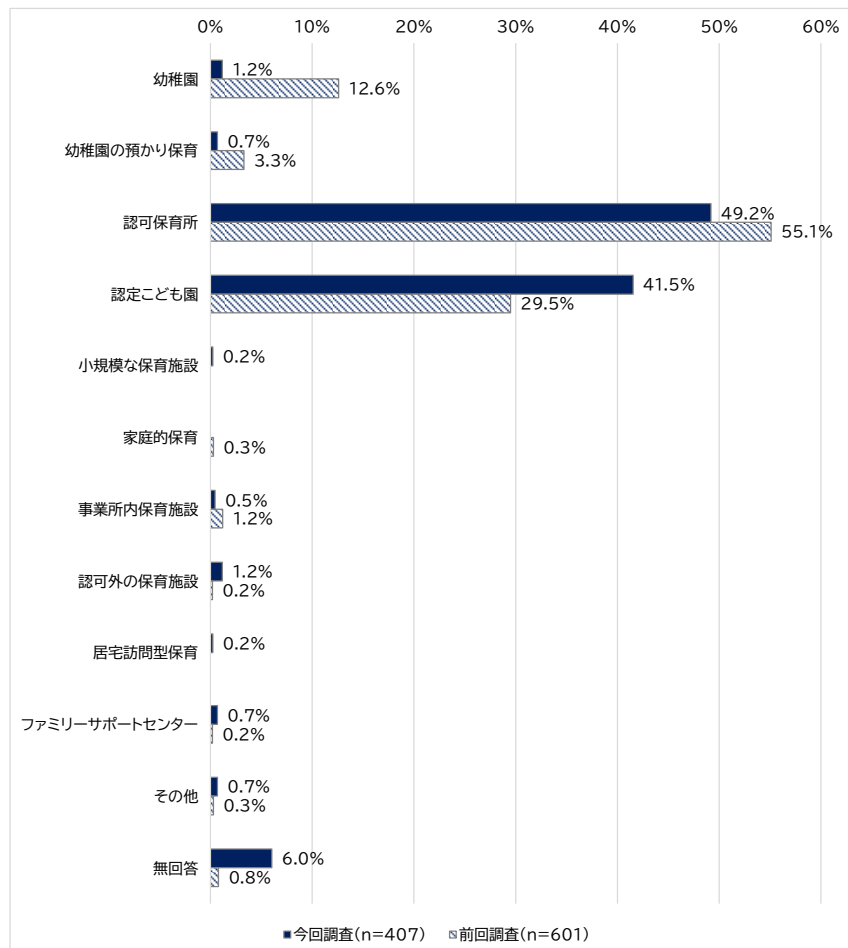
就学前児童の保護者の幼稚園や保育園などの教育・保育事業の定期的な利用については、「利用している」が 94.4%となっており、前回調査と比較すると 4.4 ポイント増加しています。

現在定期的にご利用している教育・保育事業については、「認可保育所」が 49.2%、「認定こども園」が 41.5%となっています。

ア. 教育・保育事業の定期的な利用状況



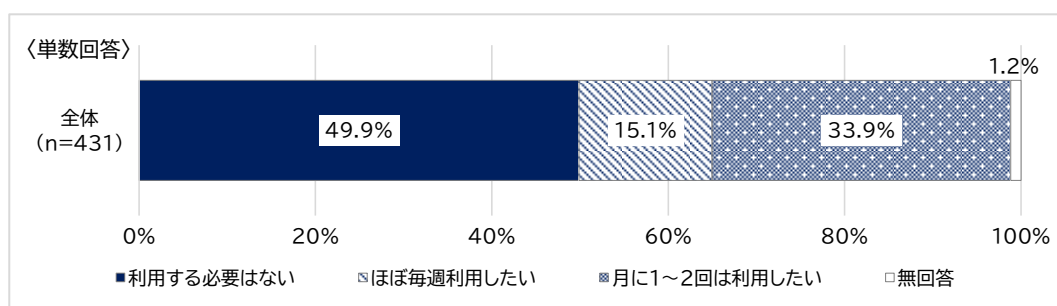
イ. 現在定期的にご利用している教育・保育事業(複数回答)



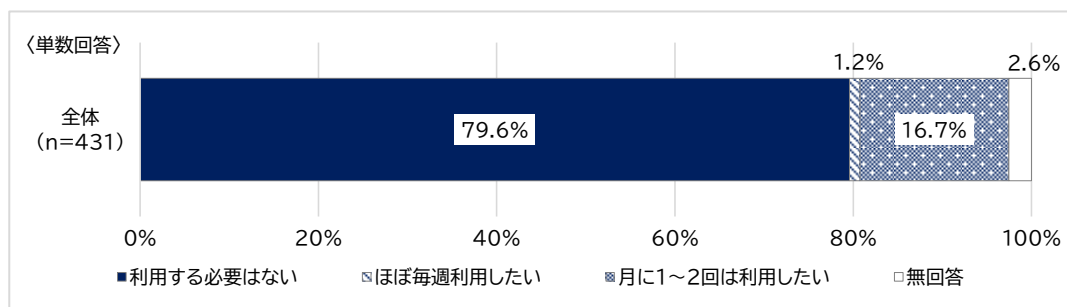
土曜日の教育・保育事業の利用意向については、「利用する必要はない」が 49.9%、「月に1～2回は利用したい」が 33.9%、「ほぼ毎週利用したい」が 15.1%となっています。

日曜日・祝日の教育・保育事業の利用意向については、「利用する必要はない」が 79.6%、「月に1～2回は利用したい」が 16.7%、「ほぼ毎週利用したい」が 1.2%となっています。

ウ. 土曜日の利用意向



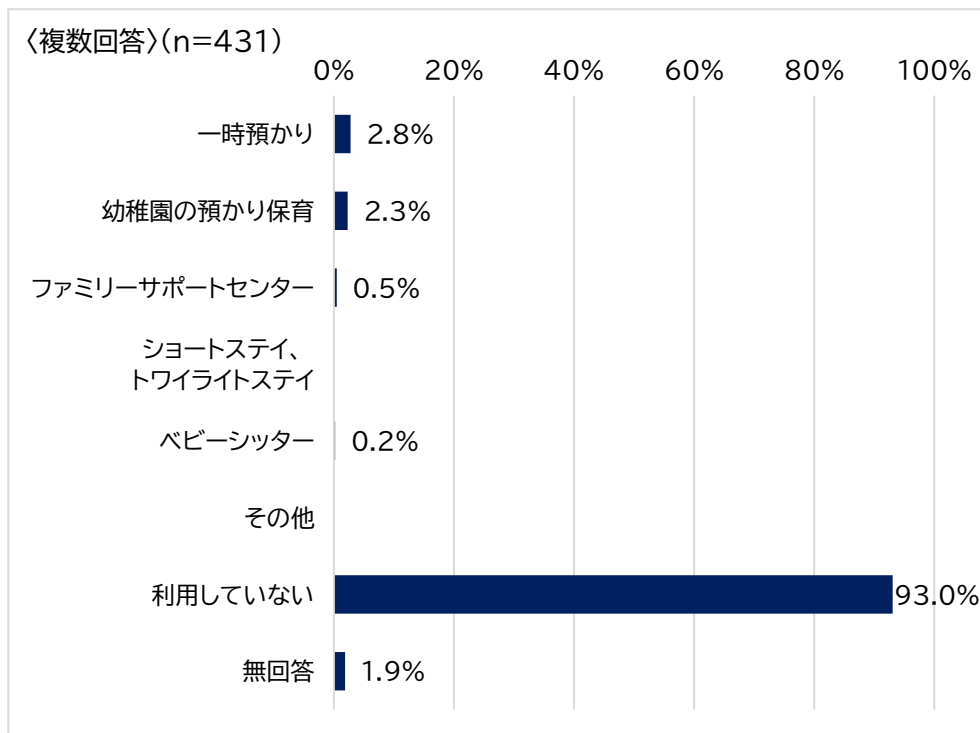
エ. 日曜日・祝日の利用意向



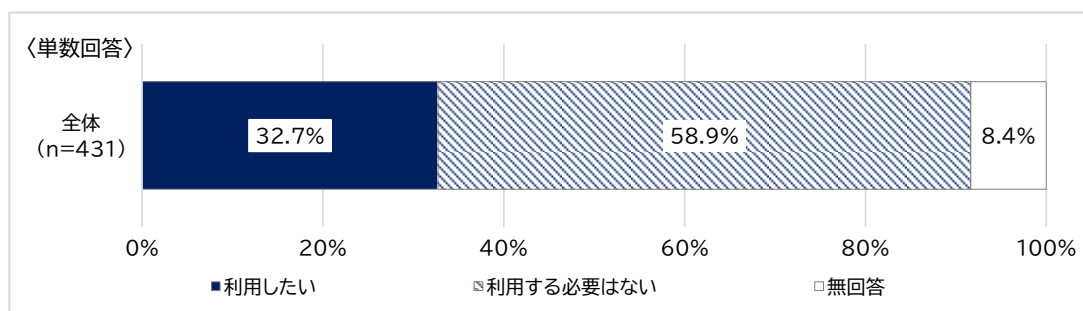
不定期で利用している事業については、「利用していない」が 93.0%、「一時預かり」が 2.8%、「幼稚園の預かり保育」が 2.3%となっています。

一時預かりなどの今後の利用意向については、「利用する必要はない」が 58.9%、「利用したい」が 32.7%となっています。

オ. 不定期で利用している事業(複数回答)



カ. 一時預かりなどの今後の利用意向

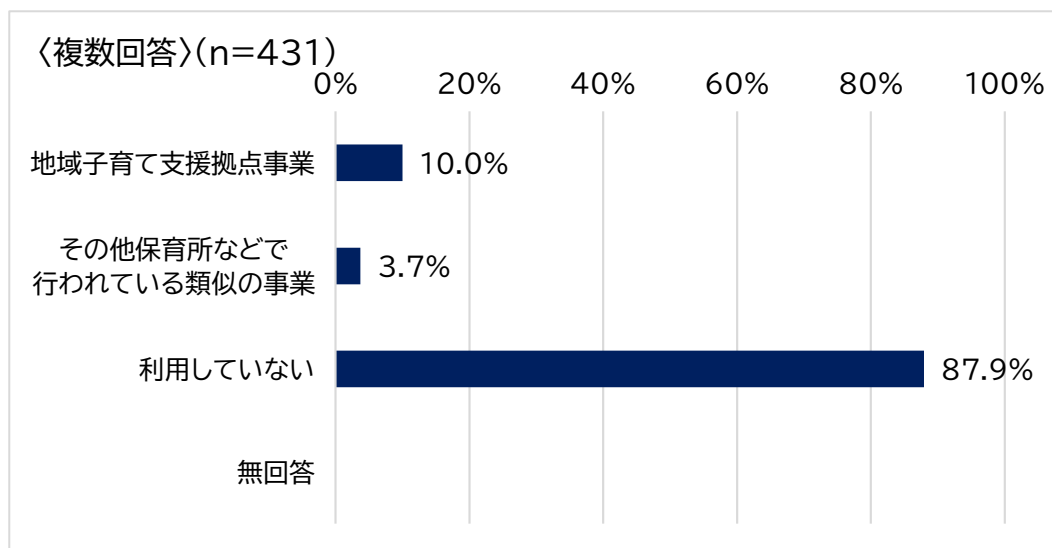


⑥ 地域子育て支援拠点事業の利用状況・利用希望

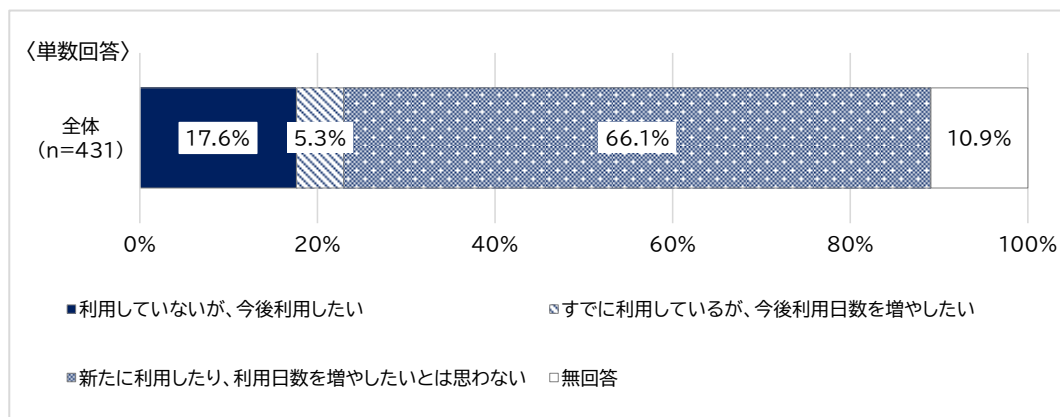
地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が 87.9%となっています。

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 66.1%、「利用していないが、今後利用したい」が 17.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 5.3%となっています。

ア. 現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況(複数回答)



イ. 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

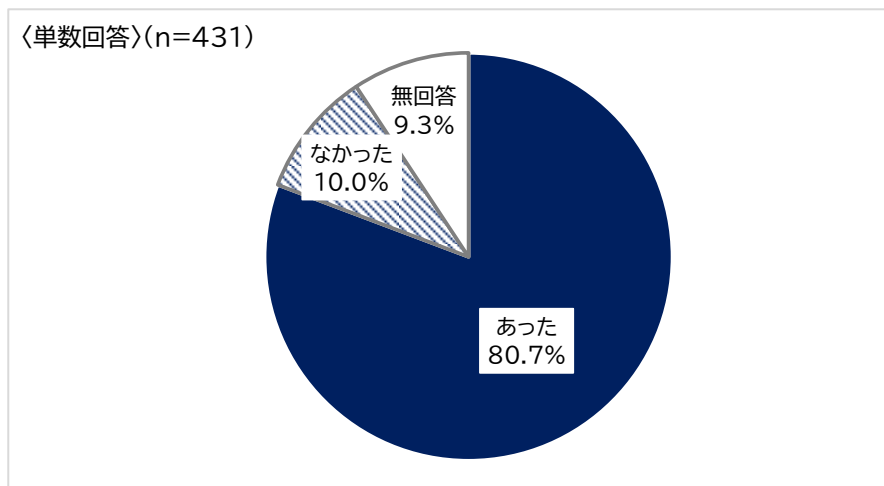


⑦ こどもの病気・ケガの際の対応

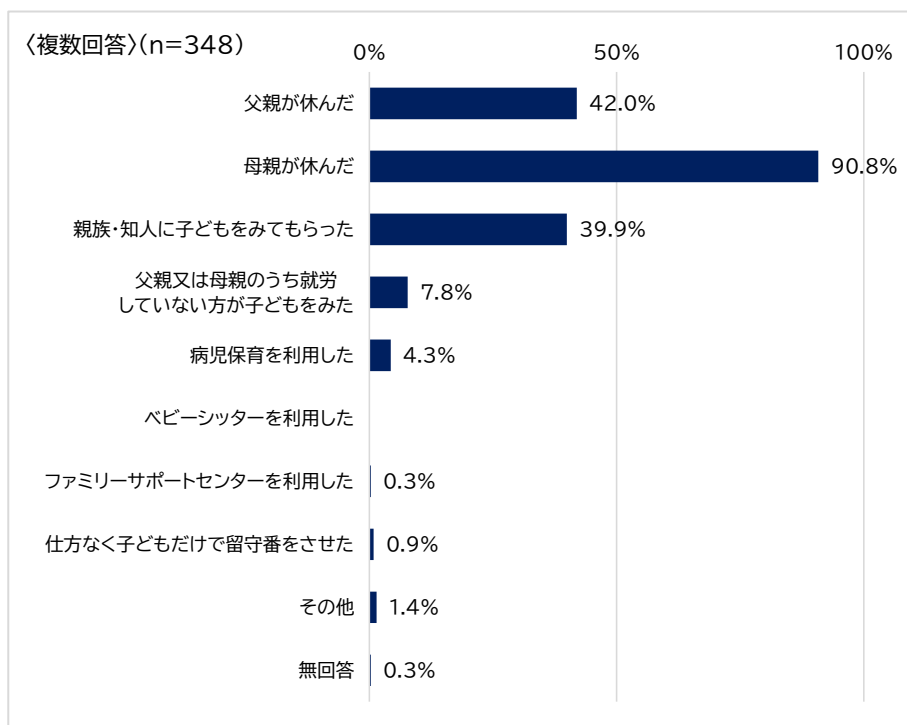
こどもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験の有無については、「あった」が80.7%、「なかった」が10.0%となっています。

こどもの病気やケガの際の対処方法については、「母親が休んだ」が90.8%、「父親が休んだ」が42.0%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が39.9%となっています。

ア. こどもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験



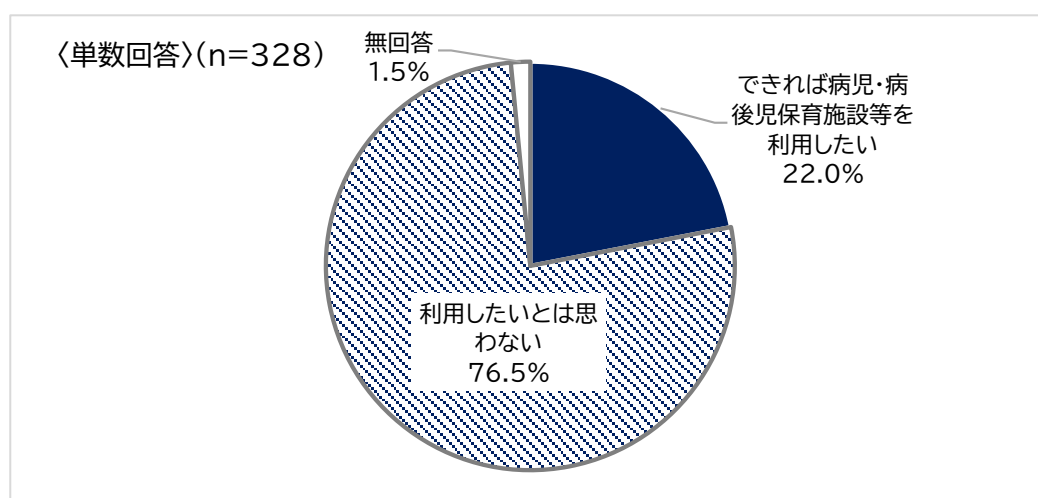
イ. こどもの病気やケガの際の対処方法(複数回答)



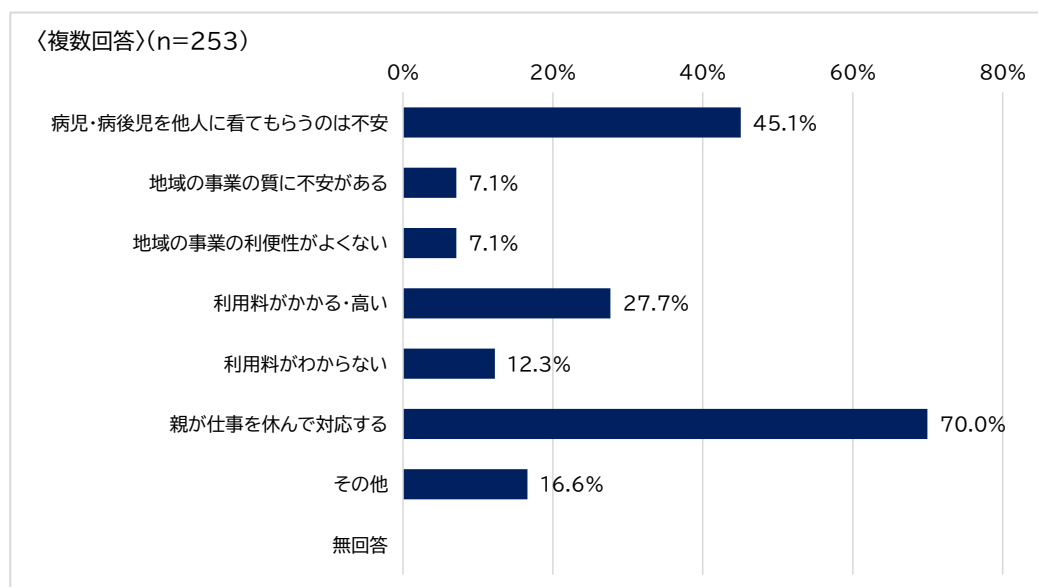
こどもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の病児・病後児保育施設の利用意向については、「できれば利用したい」が 22.0%、「利用したいとは思わない」が 76.5%となっています。

病児・病後児保育施設を利用したいと思わない理由については、「親が仕事を休んで対応する」が 70.0%、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 45.1%、「利用料がかかる・高い」が 27.7%となっています。

ウ. 病児・病後児保育施設の利用意向(こどもの病気やケガで両親のいずれかが仕事を休んだと回答した人のうち)



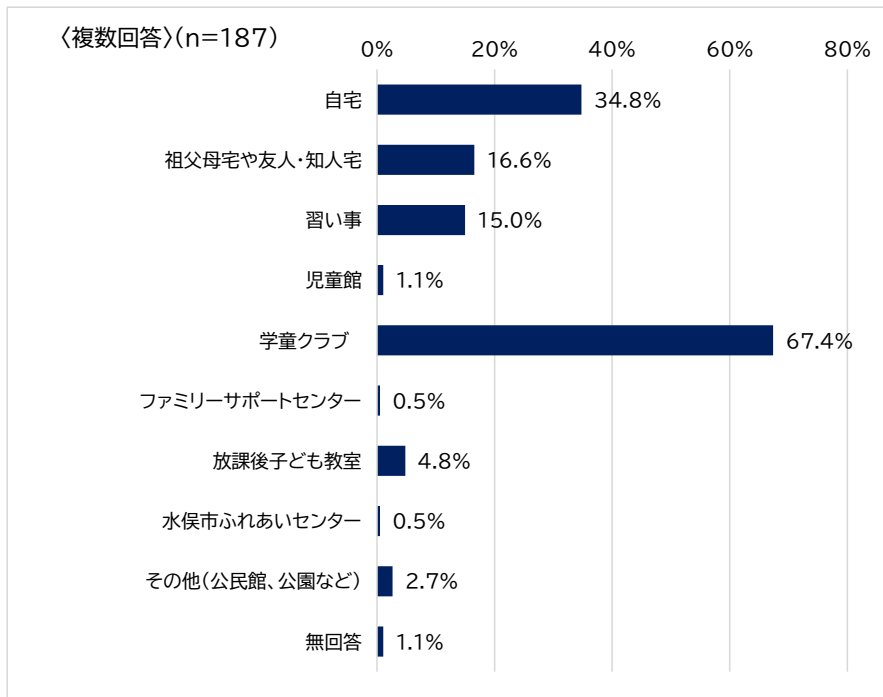
エ. 病児・病後児保育施設の利用意向(複数回答)



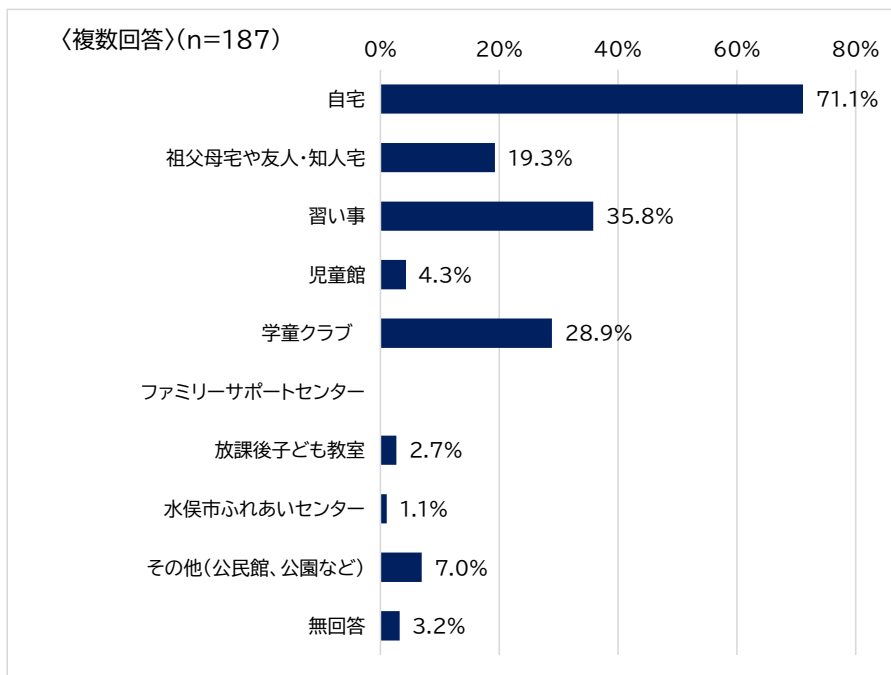
⑧ 小学校における放課後の過ごし方

保護者が希望するこどもの放課後の過ごし方の希望については、小学校低学年の保護者では、「学童クラブ」が 67.4%、「自宅」が 34.8%となっています。小学校高学年の保護者では、「自宅」が 71.1%、「習い事」が 35.8%となっています。

ア. 小学校低学年の放課後の過ごし方の希望(複数回答)



イ. 小学校高学年の放課後の過ごし方の希望(複数回答)

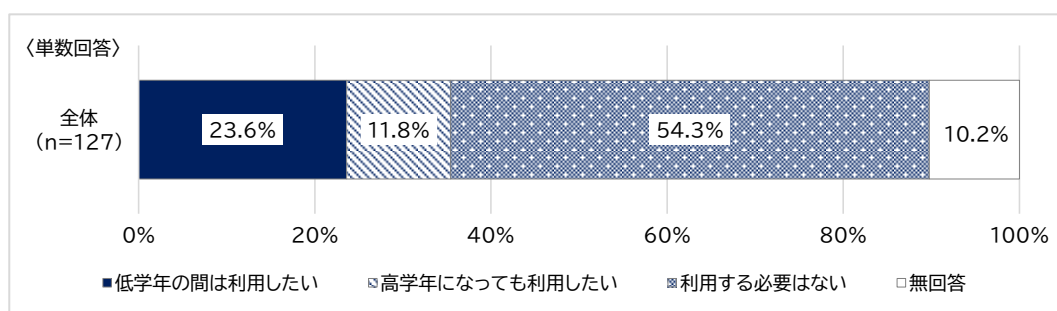


学童クラブの土曜日の利用希望については、「利用する必要はない」が 54.3%、「低学年の間は利用したい」が 23.6%、「高学年になっても利用したい」が 11.8%となっています。

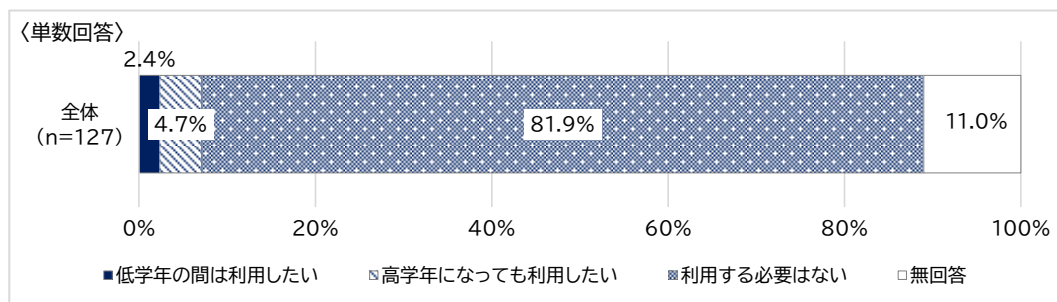
学童クラブの日曜日・祝日の利用希望については、「利用する必要はない」が 81.9%、「高学年になっても利用したい」が 4.7%、「低学年の間は利用したい」が 2.4%となっています。

学童クラブの長期の休暇期間中の利用希望については、「低学年の間は利用したい」が 54.3%、「高学年になっても利用したい」が 27.6%、「利用する必要はない」が 2.4%となっています。

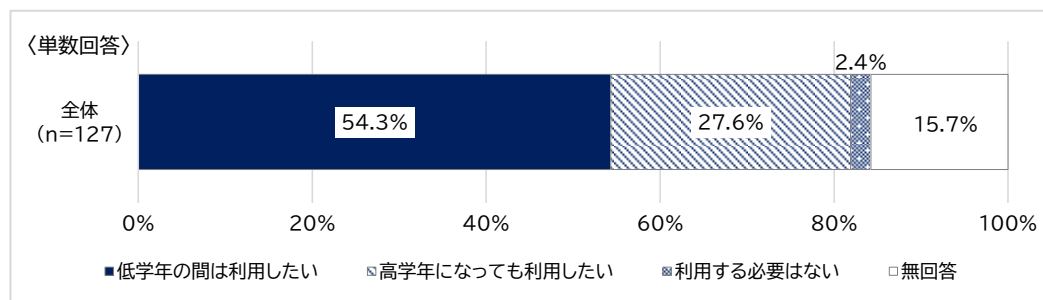
ウ. 学童クラブの土曜日の利用希望



エ. 学童クラブの日曜日・祝日の利用希望



オ. 学童クラブの長期休暇期間中の利用希望



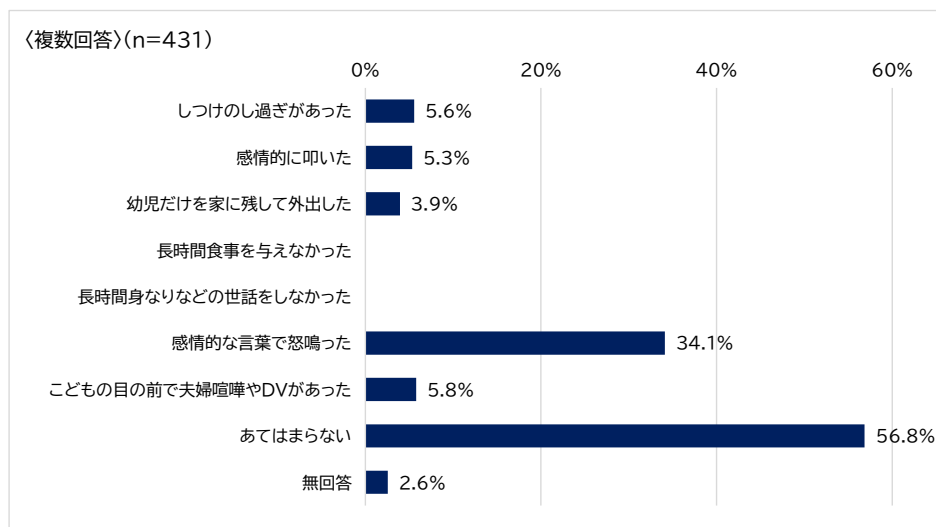
⑨ こどもとのかかわり方

ここ数か月における家庭でのこどもへの対応については、「(選択肢のいずれにも)あてはまらない」が56.8%となっていますが、「感情的な言葉で怒鳴った」が34.1%、「こどもの目の前で夫婦喧嘩やDVがあった」が5.8%、「しつけのし過ぎがあった」が5.6%、「感情的に叩いた」が5.3%、「幼児だけを家に残して外出した」が3.9%となっています。

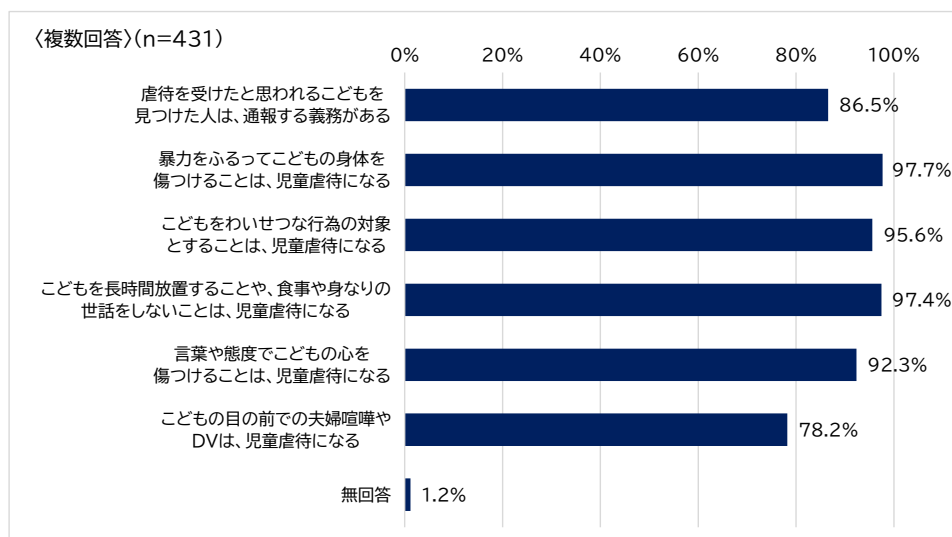
児童虐待に対する知識・認識については、「虐待を受けたと思われるこどもを見つけた人は、通報する義務がある」ことを知らない人の割合が1割以上、「子どもの目の前で夫婦喧嘩やDVは、児童虐待になる」という認識がない人の割合が2割以上となっています。

児童虐待を発見した時の通報先の把握については、「どこに通報してよいかわからない」が12.3%となっています。

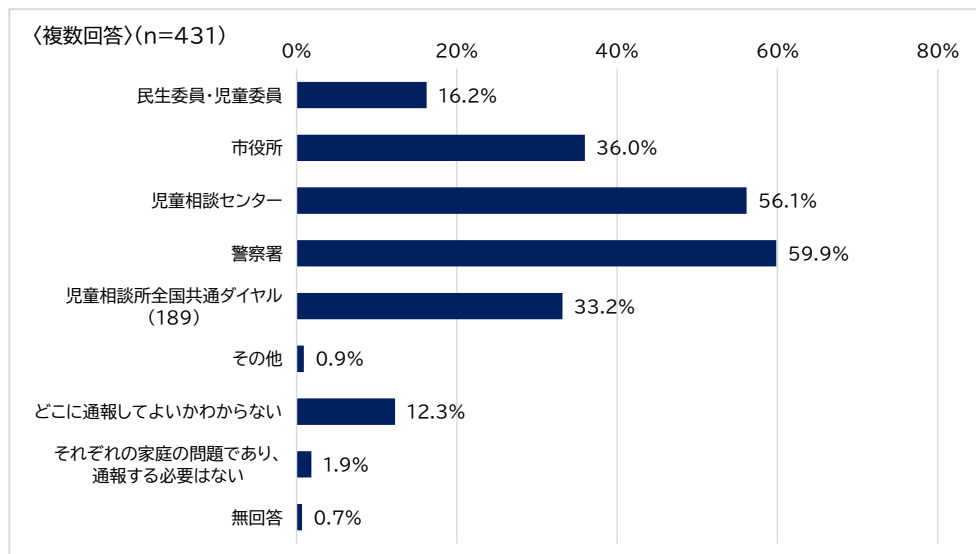
ア. ここ数か月における家庭でのこどもへの対応(複数回答)



イ. 児童虐待に対する知識・認識(複数回答)



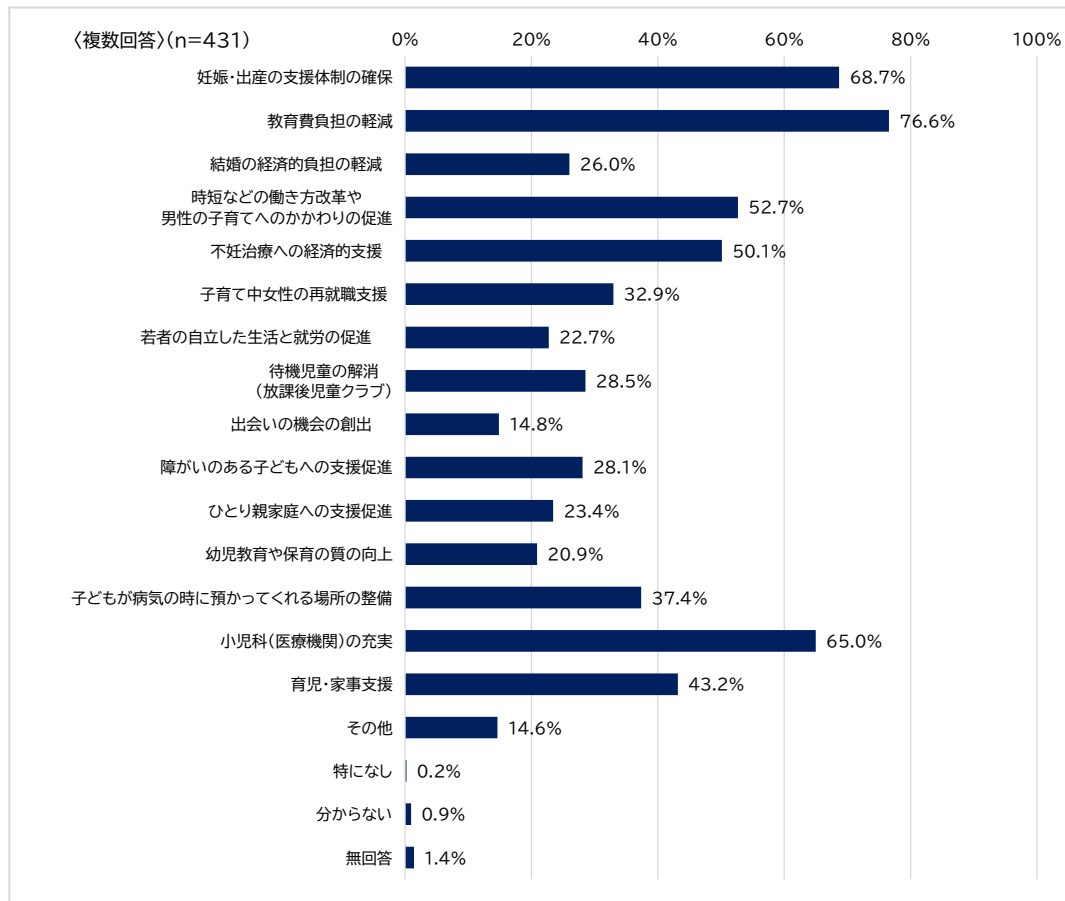
ウ. 児童虐待を発見した時の通報先の把握(複数回答)



⑩ 少子化対策

有効だと思う少子化対策については、「教育費負担の軽減」が 76.6%、「妊娠・出産の支援体制の確保」が 68.7%、「小児科（医療機関）の充実」が 65.0%となっています。

ア. 有効だと思う少子化対策(複数回答)



(2)小中学生アンケートの概要

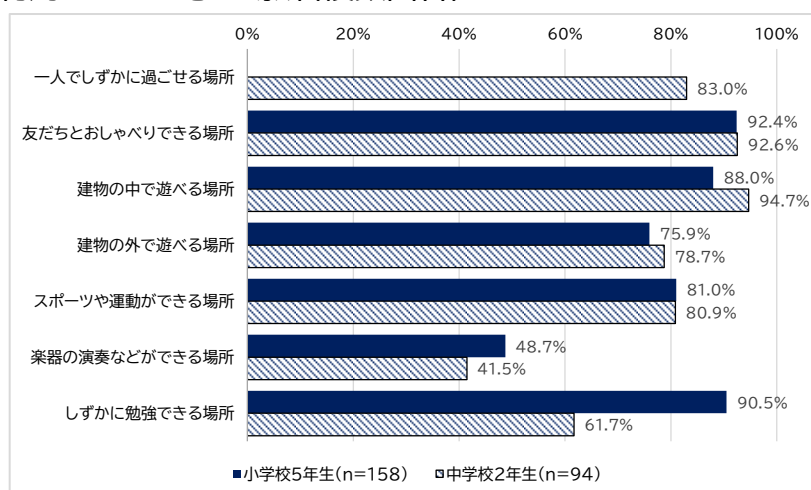
	小中学生アンケート調査
調査対象	市内の小中学校に通う小学5年生、中学2年生
回答方法	タブレット端末による回答
調査期間	令和6年8月 26 日～令和6年9月 20 日
回答数	小学5年生:158 人 中学2年生:94 人

① 場所についての考え

利用したいと思う場所については、小学生では「友だちとおしゃべりできる場所」が 92.4%、「しずかに勉強できる場所」が 90.5%、「建物の中で遊べる場所」が 88.0%となっています。中学生では「建物の中で遊べる場所」が 94.7%、「友だちとおしゃべりできる場所」が 92.6%、「一人でしずかに勉強できる場所」が 83.0%となっています。

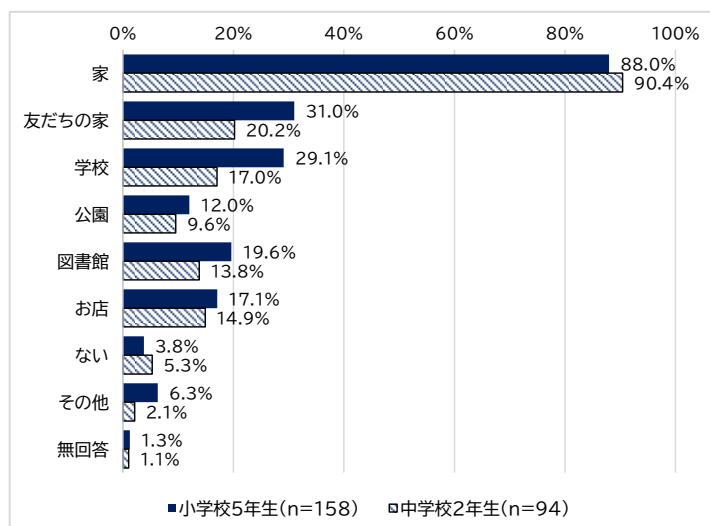
ほっとできる場所や安心できる場所については、小学生、中学生ともに「家」が最も多く、次いで「友だちの家」、「学校」となっています。

ア. 利用したいと思う場所(複数回答)



※「一人でしずかに過ごせる場所」は中学生のみ回答

イ. ほっとできる場所や安心できる場所(複数回答)

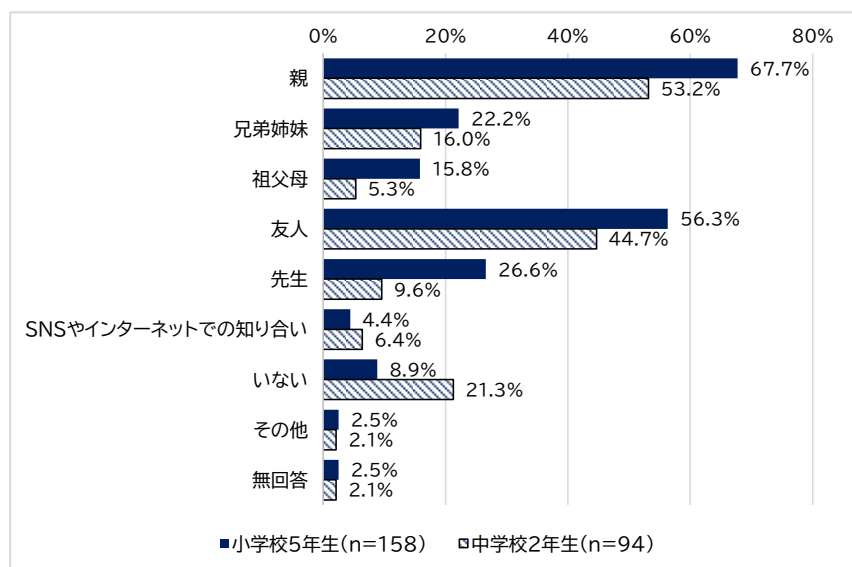


② 悩みや困りごとへの対応

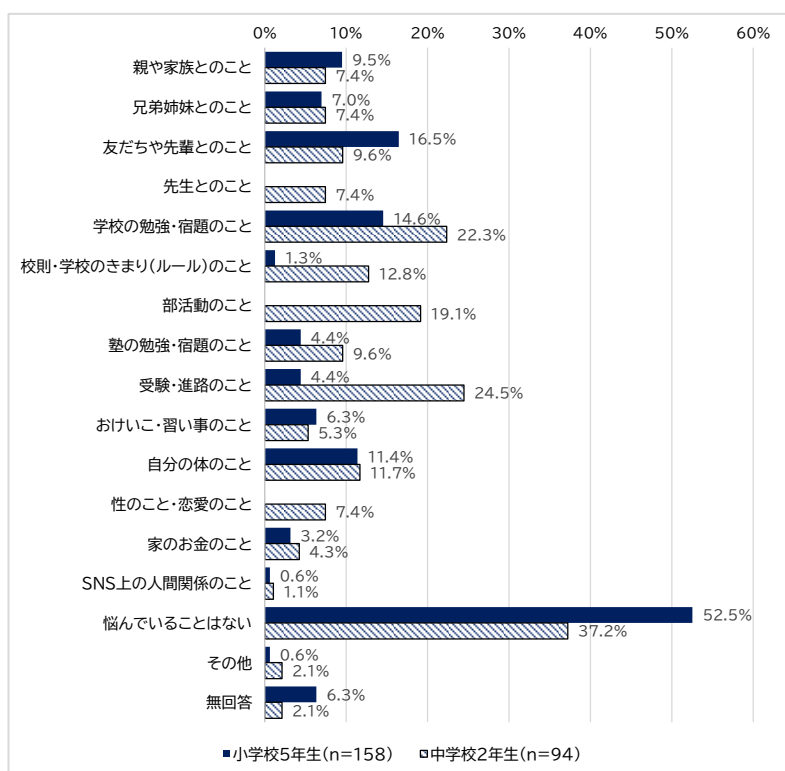
悩みや困ったことがあった時に相談できる人については、小学生、中学生ともに「親」が最も多く、次いで「友人」となっています。また、「(相談する人が) いない」は、小学生では8.9%、中学生では21.3%となっています。

いま、困っていること、悩んでいることについては、小学生、中学生ともに「悩んでいることはない」が最も多くなっていますが、小学生では「友だちや先輩とのこと」が16.5%、「学校の勉強・宿題のこと」が14.6%、中学生では「受験・進路のこと」が24.5%、「学校の勉強・宿題のこと」が22.3%となっています。

ア. 悩みや困ったことがあった時に相談できる人(複数回答)



イ. いま、困っていること、悩んでいること(複数回答)

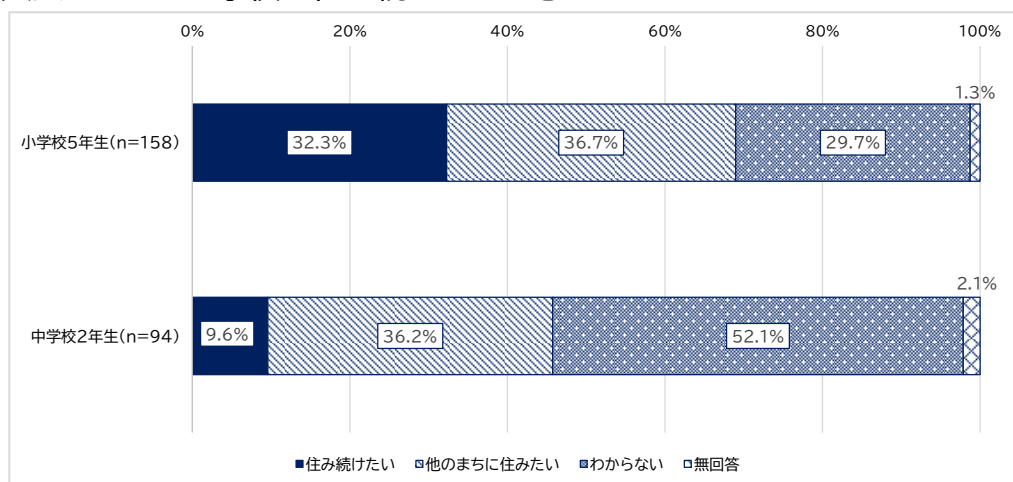


※「部活動のこと」「性のこと・恋愛のこと」は中学生のみ回答

③ 水俣に住み続けたいと考えるこどもの割合

大人になっても水俣に住み続けたいと思うかについては、小学生では「他のまちに住みたい」が 36.7%、「住み続けたい」が 32.3%、「わからない」が 29.7%となっています。中学生では「わからない」が 52.1%、「他のまちに住みたい」が 36.2%、「住み続けたい」が 9.6%となっています。

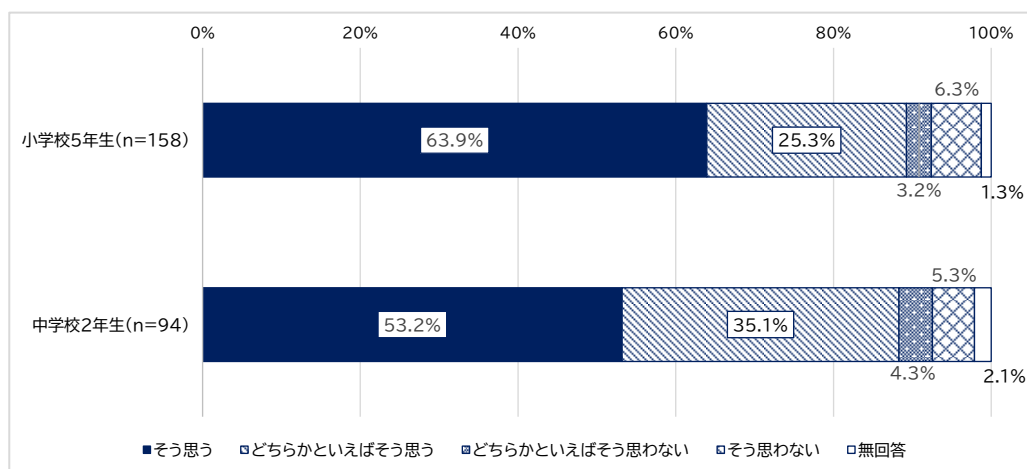
ア. 大人になっても水俣に住み続けたいと思うか



④ 幸せだと感じているこどもの割合

いま、自分が幸せだと思うかについては、小学生では「そう思う」が 63.9%、「どちらかといえばそう思う」が 25.3%、「そう思わない」が 6.3%となっています。中学生では「そう思う」が 53.2%、「どちらかといえばそう思う」が 35.1%、「そう思わない」が 5.3%となっています。

ア. いま、自分を幸せだと思うか



3 水俣市 施設等一覧

	なまえ	ところ
保育所	白梅清香保育園	水俣市天神町2-4-16
	水俣保育園	水俣市栄町2-1-21
	ちどり保育園	水俣市桜ヶ丘4-1
	わかたけ保育園	水俣市南福寺9-21
	水俣さくら保育園	水俣市袋1477-1
	すずかけ保育園	水俣市塩浜町203
認定こども園	さわらびこども園	水俣市陣内2-2-1
	中央保育園西方寺認定こども園	水俣市古城2-7-7
	みどりの森こども園	水俣市袋674
	西方寺認定こども園	水俣市葛渡23
	はつの・あそびの森こども園	水俣市初野字宮前230
	水俣ふたば幼稚園	水俣市大園町1-4-11
	認定こども園水俣幼稚園	水俣市天神町1-5-24
学童クラブ	一小ふれあい学童クラブ	水俣市陣内1-1-88(一小校舎内)
	二小ふれあい学童クラブ	水俣市栄町1-2-1(二小校舎内)
	ふくろふれあい学童クラブ	水俣市袋1413(袋小敷地内)
	中央学童クラブ	水俣市古城2-7-7(中央保育園西方寺認定こども園内)
	西方寺学童クラブ	水俣市葛渡23(西方寺認定こども園内)
	さわらび学童クラブ	水俣市陣内2-2-1(さわらびこども園内)
	はっぴーほーむ	水俣市大園町3-2-27
小学校	水俣第一小学校	水俣市陣内1-1-2
	水俣第二小学校	水俣市栄町1-2-1
	水東小学校	水俣市初野59
	袋小学校	水俣市袋1413
	湯出小学校	水俣市湯出1641
	葛渡小学校	水俣市葛渡270-2
	久木野小学校	水俣市久木野1117
中学校	水俣第一中学校	水俣市古城1-14-1
	水俣第二中学校	水俣市塩浜町3-1
	袋中学校	水俣市袋1403-2
	緑東中学校	水俣市葛渡181
高校	熊本県立水俣高等学校	水俣市洗切町11-1
施設	水俣市保健センター	水俣市牧ノ内3-1
	水俣市こどもセンター	水俣市陣内2丁目16-17
	水俣市ふれあいセンター	水俣市栄町1丁目6-18
	水俣市総合もやい直しセンター	水俣市牧ノ内3-1
	水俣環境アカデミア	水俣市南福寺6-1
	水俣市立図書館・公民館	水俣市浜町2丁目10-26
	みなまた木のおもちゃ館きらら	水俣市月浦54-162(エコパーク水俣内)
	エコパーク水俣	水俣市汐見町1丁目231-12
	児童発達支援センター「にこにこ」	水俣市平町1丁目3-3
	児童家庭支援センター「オリーブの木」	水俣市平町2丁目25-1

4 水俣市こども家庭センター

水俣市こども家庭センター

☆こども家庭センターは、

市内にお住まいのすべてのこども、妊産婦、子育て世帯の
不安や悩み事の総合支援窓口です。



母子保健

妊娠期から子育て期の様々な不安や悩みについて、保健師等が寄り添い、支援します。

〔主な業務〕

- ・妊娠、出産に関すること
- ・子どもの成長、発達に関すること
- ・子どもの健診や予防接種に関すること

■水俣市保健センター

(総合もやい直しセンター1F)

▽来所・電話・訪問相談

月～金 8:30～17:15

(土日・祝日、年末年始を除く)

TEL:0966-63-3202



児童福祉

18歳までのお子さんや子育て家族の心配事に応じて、社会福祉士、精神保健福祉士、こども家庭支援員が寄り添い、支援します。

〔主な業務〕

- ・育児や子育ての不安や悩み
- ・こどもたちからの相談
- ・ヤングケアラー支援
- ・児童虐待 など

■水俣市こども子育て課

こども家庭センター(市役所 2F)

▽来所・電話・訪問相談

月～金 8:30～17:15

(土日・祝日、年末年始を除く)

TEL:0966-63-2738

▽メール相談

koKasen@city.minamata.lg.jp

相談への返信:月～金 8:30～17:15

(土日・祝日、年末年始を除く)

○ひとりで悩まず、どなたでもお気軽にご相談ください。

○こどもさんからの相談も受け付けています。

○相談内容によって、関係機関と連携した支援を行います。

○秘密は厳守いたします。



5 水俣市子ども・子育て会議委員名簿

	委員氏名	所属・職名等
1	眞鍋 哲郎	水俣市芦北郡医師会 会長
2	元山 範子	水俣市民生委員児童委員連絡協議会
3	○ 田中 健太郎	水俣市保育協会（はつの・あそびの森こども園）
4	市原 あさえ	水俣市私立幼稚園協会 会長(水俣幼稚園)
5	◎ 堀 浄信	社会福祉法人 光明童園 理事長
6	山下 由香	学童クラブ代表(二小ふれあい学童クラブ)
7	釜 一平	水俣市私立幼稚園 PTA 連合会 会長
8	笠 大佑	児童発達支援センターにこにこ
9	古里 孝成	水俣市 PTA 連絡協議会 会長
10	松下 幸子	水俣市こどもセンター運営委員会

◎ 会長 ○ 副会長

水俣市第3期子ども・子育て支援事業計画

令和年7年3月

編集・発行 水 俣 市

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番53号

Tel : 0966-61-1660 Fax : 0966-63-9044



SDGs 未来都市 みなまた

